

平成 2 7 年 3 月 9 日（月）

（第 1 日 目）

平成２７年第２回荅北町議会定例会会議録（第１日目）

平成２７年第２回荅北町議会定例会は、平成２７年３月９日荅北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	松本 良人	２番	廣田 幸英
３番	高戸 幸雄	４番	松野 重幸
５番	倉田 明	６番	石田 みどり
７番	野崎 幸洋	８番	浜口 雅英
９番	田嶋 豊昭	１０番	山下 時義
１１番	錦戸 俊春（副議長）	１２番	山本 政人（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	山口 仁 人	書 記	野 田 寛 子
------	--------	-----	---------

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 嶋 章 二	副 町 長	松 野 茂
教 育 長	芦 塚 博 昭	総 務 課 長	岡 田 晴 喜
税務住民課長	荒 木 広 之	土木管理課長	益 田 大 介
農林水産課長兼 農委事務局長	野 田 尚 之	企画政策課長	福 田 忠 輝
福祉保健課長	田 尻 伸 治	健康増進室長	山 崎 敬 一
水道環境課長	小 林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大 田 勝 彦
教 育 課 長	山 崎 秀 典	商工観光課長	立 山 清 剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達していますので、只今から平成27年第2回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、高戸幸雄君、4番、松野重幸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの11日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは私から諸般の報告を申し上げます。

12月16日、天草広域連合議会運営委員会が開催され、倉田前議長が出席されました。臨時会の運営等について審議をされました。

次に、12月22日、第5回天草広域連合臨時会が開催され、倉田前議長が出席されました。上天草市長の交代による副連合長の交代、常任委員の選任等が審議されました。

12月25日、市町村自治会館で熊本県町村議会議長会第4回理事会が開催され、倉田前議長が出席されました。全国議長会関係事項の報告、九州協議会への本件提出議題等についての協議が行われました。

2月2日、市町村自治会館で熊本県町村議会議長会第5回理事会が開催され、倉田前議長が出席されました。平成27年度会務運営方針案他、第65回定期総会の運営等に

についての協議が行われました。

2月3日、天草広域連合事務所で天草広域連合議会運営委員会が開催され、倉田前議長が出席されました。定例会の日程、予定議案についての協議が行われています。

2月12日、市町村自治会館で開催された熊本県町村議会議長会主催の新議員研修会に松本議員、廣田議員、高戸議員、石田議員が出席されました。

2月12日及び2月13日に開催されました天草広域連合議会定例会に出席をいたしました。常任委員の選任、平成27年度予算案等が審議されました。

2月18日、熊本テルサで開催されました第65回熊本県町村議会議長会定期総会に出席をいたしました。会の冒頭に全国町村議会議長会表彰の伝達、並びに熊本県町村議会議長会表彰がありました。総会では平成27年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が提案され、全て可決承認されました。

2月27日に九州オルレ荅北コースのオープン祝賀会、翌28日にコースオープンセレモニーが開催され、私と錦戸副議長が出席をいたしました。韓国からも団体での観光客の参加がございました。このオープン祝賀会並びにオープンセレモニーにつきましては、韓国からメディアの関係の方々が30名、そして翌日はバス1台、約60名と聞いておりますが、100名近くの方々が参加をされました。そしてオルレコースを散策されたというふうに聞いておりまして、このことについてはこれからの観光事業にもいい意味での影響があるんじゃないかというふうに大きな期待を持っております。

以上が、諸般の報告でございますが、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、中学校統合に伴います閉校式でございますが、去る1月25日に荅北中学校、2月1日に都呂々中学校がそれぞれ終了いたしました。又、3月15日、日曜日、午前9時から坂瀬川中学校の閉校式が執り行われます。

次に、各小中学校の卒業式、入学式についてのご報告でございます。中学校は3月13日、荅北中学校が午前9時30分から、坂瀬川中学校、都呂々中学校が午前10時から卒業式が開催されます。小学校は、3月24日、坂瀬川小学校、志岐小学校、富岡小学校、都呂々小学校とも、共に午前10時からの開催でございます。

引き続き入学式でございますが、4月9日に各小学校が午前10時から、荅北中学校

が午後１時３０分から開校式、午後２時３０分から入学式が開催されます。

次に、苓北町戦没者追悼式が４月１６日木曜日、午前１０時から苓北町体育センターで開催されます。

又、恒例の天草西海岸春の窯元めぐりが４月２９日から５月６日まで、苓北町５窯元、天草町４窯元が参加して実施されます。

各行事につきましては、議員皆様方のご出席をよろしくお願い申し上げます。

最後に、ふるさと会の日程についてお知らせをいたします。長崎苓北会が４月２５日土曜日、午前１１時３０分から、又関西ふるさと会が６月２１日、日曜日に予定をされております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（山本政人君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第５ 一般質問

○議長（山本政人君） 日程第５、一般質問を通告順に行います。通告１番、松本良人君。

○１番（松本良人君） １番、松本良人でございます。通告いたしておりました２件についてご質問をいたします。

先の初議会において、町長所信表明の中で大きな柱として「あなたと共にまちづくり」「元氣れいほく！まちづくりの約束」としての５つの約束がございました。すばらしい公約と思いますが、いろいろな問題点、多数抱えております。慎重に進めてもらいたいと思っております。

初めての一般質問で戸惑う点もありますが、小さなことを２点ほどお聞きをいたします。質問内容等に不備な点等がございました場合はお許しのほどをお願いいたします。

まず第１点でございます。苓北町のみならず、日本全土において過疎化が進み、国においても担当省庁を創設され、その対応に力が入れられておりますが、苓北町においてはどのような対策が行われているかお尋ねをいたします。

特に小さな集落や中央から離れた山間部の地域におきましては、人口は減少し、高齢者の方々にその地域を守っていただいている現状の中で孤独死等も発生していると伺っております。インフラの状況等も含め、現在どのような施策が行われているかお尋ねをいたします。

又、今後どのような施策を計画なさっているかも併せてお尋ねをいたします。

２点目でございますが、町長大きなマニフェストの中で若者が働く場所の創設として大きく掲げられ、それに期待をするところでございますが、町長方針演説の中で都市部において第一線を退かれた方々を多く受け入れる体制を作り、併せて都市圏には多くの

介護施設への入居待機者がおられます。地域密着型施設の弾力的な運用や施設用地の確保などの支援を行い、若者の働く場所を作り出すという意味のご説明がなされたと思っております。

現在、特に北日本において環境の変化に伴い、各地に移住を希望される若者や中核の方が多い中で、それぞれの市町村においては特色のある施策が掲げられ、受入態勢の強化に努められております。

苓北町においては、現在どのような施策が行われているかお尋ねをいたします。又、今後どのようなお考えであるか。もしあるとすれば具体策についてお尋ねをいたします。

答弁の内容次第では自席でご説明をさせていただきます。終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、過疎化、過疎対策に対してのご質問でございました。苓北町における高齢化率は、本年2月末現在で35.6%となっており、今後もこの傾向は続くものと予測されております。

苓北町の現在の人口は約7,800人でございますが、このまま推移をいたしますと10年後の平成37年、これは団塊の世代が75歳になる年でありましたが、1,200人減少し6,600人となり、高齢化率も45%近くまで上昇すると推測されております。高齢化率が上昇する原因は、高齢者が増えるのではなく、人口減少が原因で、若年層の数が減っていくというような状況が予想されます。

現段階における高齢者の見守り体制でございますが、包括支援センターにおきまして訪問看護師を採用し、一人暮らしの高齢者と高齢者のみの世帯を中心に、その置かれている状況に合わせまして必要な世帯には週1回、最低でも年1回の訪問を行い、年間の延べ訪問世帯数は約900件となっております。訪問を行う中で必要に応じてホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス、移送サービス、住まいのバリアフリー化あるいは介護保険へつなぐなど、きめ細かな対応をしているところでございます。又、地域包括支援センターを設置してからこの間の取り組みで、高齢者の置かれている状況も大体把握していると認識しております。

又、それぞれの行政区におかれましても、班の仕組みなどにより自然に見守りの体制もあるわけでありまして、それに加えて各地区の老人クラブ、地域の民生委員さん方にも支えていただいているところでございます。

このような体制で対応しておりますので急に持病が悪化し、不幸にも誰からも看取ってもらえず、亡くなるケースはゼロとは言えませんが、何日も何箇月も経って発見されるというようなケースは苓北町では発生しないと考えておりますし、もちろん急病にな

られた方たちの命を救う、安心・安全な住まい確保については、今後とも更なる努力が必要かと考えているところでございます。

高齢者の方にかかわらず、多くの町民の皆様方におかれましては、これまで住み慣れた地域での生活を希望されております。又、人がそこに生活するということは、松本議員ご指摘のように、地域の環境を守っていくことにもなると思われます。

国は超高齢化社会におきまして、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるよう地域包括ケアシステムの構築を市町村に課しております。これは、後ほど介護保険関係で条例案の提案もありますように、基本は在宅、必要な方には医療、介護のサービスが提供され、日常的には様々な支え合いや見守りのシステムを利用する体制の構築となります。

10年後の平成37年にはこの体制を完成させる必要が求められておりますが、今ある資源をまず活用しながら、ない資源は作り出していくことによって1つずつ実現していきたいと考えております。

この間の取り組みといたしましては、認知症関連の取り組みをご紹介したいと思っております。

認知症は高齢化と共に発症率も高くなり、65歳以上の7人に1人の割合で認知症の症状が見られるといわれております。また、介護保険制度の改正もあり、今後地域で認知症の方が生活する状況が今より多くなることが予想されます。このような中で町では認知症を理解していただける認知症サポーター養成講座を様々な団体で行ってまいりました。又、今年度から地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を採用いたしましたので、必要な研修を積みながら1つずつ取り組みを開始しているところでございます。

このように今後とも地域包括支援センターの体制強化を図りながら、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるよう取り組みを強化したいと考えておりますので、ご支援、ご協力くださいますようお願いを申し上げます。

次に、福島原子力発電所の事故以降、放射能との関係も含めて被災地から離れたところ、特に九州地方への移住を希望される方々が多く、震災直後には空き家の問い合わせも多くありました。その中には苓北町に移住された方もおられます。

町が空き家を紹介できる物件が少なくなってきたことから、平成25年度に空き家の実態調査を実施し、平成26年度はその調査をもとに確認作業を行っているところでございます。

又、国におかれましても空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、この法律により、空き家等の所有者を把握するため固定資産税情報の内部利用ができるようになりますが、まだこの法律の施行がされておられませんので、

この法律の施行後に所有者又は管理者を特定し、所有者又は管理者を対象に意向調査を実施いたしまして、移住を希望される方に空き家情報を提供できるようにするなど、空き家情報を提供していきたいと考えているところでございます。なお、移住後は日々の生活が始まることとなりますので、町が紹介した物件について家賃の滞納などが起こらないよう移住後の経済状況等も含めてご紹介をしていくことも必要になるかと思っております。

現在、移住者の方で土地を求めて住宅を建てられる方々への補助制度はございますが、借家等に移住される方につきましてはの特別な制度はありません。今後の課題だと思っております。

以上、松本議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ありがとうございます。第1点目について再度お尋ねをいたします。

町でもいろいろな施策がとられ、私たちもまだ安心していらっしゃるところでございます。中心部から離れている集落におきましても様々な福祉策がとられているということで、地域の方も大変喜んでおられることと思っております。

集落を守っておられる方々、特に過疎の集落を守っておられる方は高齢化して、特に高齢化の方が主に守っておられるわけでございますけれども、その中で一番困っておられるのが交通の便だと思います。できれば新年度からですね、富岡下田間のバス路線が廃止されるということで、町でも苓北町巡回バスの運行計画などがなされると伺っております。課長でも結構です。その便数とおおよその時間等について教えていただければなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） ご存じのように4月1日から富岡から下田間につきましては路線バスが廃止になります。その分につきましては、今、町の方で青バスですかね、スクールバスをやっておりますけれども、そのバスが4月1日からは空きますので、そのバスを利用いたしまして朝と夕方の2便を下田までの、本渡から高浜に行くバスがありますので、そのバスに連結をするということで朝1と夕方の最終の2便を考えております。

あとですね、巡回バスの時刻につきましては、今度の21日に発行の広報れいほくの方に時刻表につきましては入れさせていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） その時刻表、実際は、時刻はどういった時間帯で、どういった出発、あるいは経過するか、そこら辺が知りたかったっですね。聞くところによりますと、現在、今先ほどおっしゃられました俗に言う青バスでございますけれども、その1

台で苓北町全体を巡回するということですね、果たして地域の中で、地域の方々に合うような運行体制がとられているか、そこら辺を知りたい。そしてこの中で、もしよかったらいい方に進めていただきたいということで今回、ご説明したわけですが、その表等はまだ私たちに提示できませんか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 一応の案は作っておりますけども、表につきましては今度温泉の条例改正を出しておりますして、その中で休日等の変更の条例の改正をお願いすることになっておりまして、その条例が可決された後に又、路線の時間が変わりますので、その後で路線の時刻表は配布をしたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 実は私も当時、老人会か区長会のところで提示されたのをちょっと記憶をいたしておりますけれども、それからちょっと町の方に寄ったときに教えていただいたんですが、相当無理した路線の設定をしてあると。例えば、朝早朝ですが、水高生の通学にあわせて下田まで行って、下田から港まで来て、又港からおいでたバスがそのまま木場の方に上ったり、あるいは富岡を運行して回ったりするということでございますので、どうしても9時過ぎのような感じで回る形態がですね。そしてまた曜日によっていろんな形が違ふというような形をちょっと記憶をいたしておりますが、まあこれが本当かわかりませんが、例えば役場を地域に回るのが9時15分発で回って、それから志岐の方に来るのが10時過ぎだと、各地区ですね。これは本当かうそかわかりませんが、まだ検討させる途中だと思いますけれども、そういった形で回られる。これで本当に巡回バスの運行かなと。

それから1便がそうであって、帰りもその間をぬうて帰りますので、例えば役場の方を2時頃出て、それから又役場の方に帰って来るのが3時近く、2時半ぐらいですかね。そういったことで2便と伺うととですが、果たしてそこら辺が本当に地域の方々にご利用いただける時間帯かなって思うわけですね。

ちなみにですよ、苓北町のいろんな事業あたりをしますと、例えば戦没者の慰霊祭あたり10時から始まる。あるいは他の福祉運動会なんかもそのとおりですが、それには到底間に合わない時間帯の設定ですね。それから福祉課関係の方もおいででございますが、例えば健康の講演会があったり、あるいは他に又諸々の商工会関係の講演会とか、企業の関係の講演会などがあるわけですが、それについては10時頃からあったり、あるいは午後の2時頃から、1時半頃から会議がありますけれども、そういったことには全く利用ができない時間帯に設定してあるんじゃないかならうかなと思っております。そうじゃございませんかね。

ただ、回すだけでいいのかなと。今確かに皆さんあれば乗っていくけんよかやっかと

いうお考えと、必要だから、その時間に行かんばから乗っていくというお考えと全然違うわけじゃなかかと思ひます。やっぱり地域においては、さあ東京に孫がおるけん送ってやろうだといふ。なるだけならばちぼち仕事をしとけば介護保険にもかからんてよかやつかといふような考え方の方がいっばいおいでなんですよ。それで時間帯できれば、今日は大根の草どん引いてせんばんが1日かかるとやもんないと。できれば朝から行って午後帰って来られれば昼から仕事さるってやってなといふような感じのおられますけれども、そこら辺の時間帯はそれに合わせた時間帯になっておるのかどうか、そんなら再度質問してみましようかね。よろしくお願ひします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 無料巡回バスにつきましては、どうしても1台で回ることとございしますので、隅々までにはどうしても行き届かないという面もあらうかと思ひます。それで一人暮らしの方で山間部の方につきましては、現在、タクシー券の補助をやっております。その分につきまして4月からは、そのタクシー券の利用者の方の拡大を図るということで、今までの倍の枚数を発行いたしまして、そういう方たちには対応をしていきたいといふふうに思ひます。

それから又、町であります追悼式とか、そういうことにつきましては今度4月からスクールバスを購入いたしますので、スクールバスが空いてる時間帯につきましてはそのバスを利用していただければどうかといふことで今、検討をしているところでございします。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ありがとうございます。確かにですね、苓北町の巡回バスの運行計画を見させていただきますと、それは担当は大変じゃったと思うとですよ。1台のバスをですね、一つもムラなく苓北町内をですね、回らせるといふことで本当にもうお疲れ様と。もうこら神業ばいといふような運行計画がなされていたと思ひます。担当者には大変ご苦労がかかっておるんじゃないかろうかと思っております。これは敬意を表するところでございしますが、併せてですね、できればスクールバスの時間帯についてお尋ねをしたいと思ひますが、もうスクールバスの運行計画表等はございしますか。

○議長（山本政人君） 課長。

○教育課長（山崎秀典君） スクールバスにつきましては、坂瀬川方面、都呂々方面からそれぞれ1台ずつを出すようにしております。通常は登校時に1便、夕方が部活動便を含めて2便という対応で計画をしております、新苓北中学校の始業時間に合わせた運行の形態を予定しているところでございします。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この巡回計画を私の調べたところでは、スクールバスはかなり

の余裕というですかね、一時的にはぼつと使えますけれども余裕がございます。そして巡回バスの方は相当なもうハードなんです。そこら辺上手にできるということ、例えばスクールバスはもう補助対策で、補助金で全部買うとって全部みてもらえるんだと。そういった制度とか何かで学校関係だけにしか使われないということでしょうか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） スクールバスにつきましては、児童生徒を通学させるための対策ということで、スクールバスの対策ということで交付税の措置はなされております。そういったことで主体的にはそれぞれ小中学生の通学生用という形になりますが、その他先ほど言いました時間帯にですね、一部時間帯の余裕があります。そういったときには町の事業でありますとか、又、学校の方で校外の学習等もございます。それから土曜・日曜日は部活動等もありますので、そういった便に使う分でスクールバスとしては今後対応していきたいという計画でおります。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 再度、どっちの課に聞いたら、教育委員会に聞いた方がいいのか、企画に聞いた方がいいかわかりませんが、相当片一方はハードだと。片一方は極端に言えば、苓北町の何か事業のあるときにはそのバスを使っていいですよというような時間帯がございますので、その時間帯は使わんときは空いとつとじゃなかろうかと思うとですよ。そんなときに共同運行の計画はなされんもんかなと思いますね。

例えば9時頃から志岐を出発して、まあ私都呂々です。都呂々のことで例を見ますと、9時頃からずっと木場に上りまして、それから帰ってきてという。そうじゃなくて、もし学校の子もさんたちを送ってくるのが多分8時頃です。8時からそっからちょっと木場の方に上ると。そういったことであればそこに相当早い時間行かれますので、片一方の方にもゆとりがありますので、曜日対策とかとらんでもいいようなバスの運行表が作っていけるんじゃないかなと。

縦割りの行政が一番問題視されるような状況でございますが、今後町として、そういった各課でのいろんなすり合わせとか何かで町民の生活空間を大事にする、町民が利便性が高いようなこと、タクシー券がもし車が空いとつとときに休ませとってタクシー券を出しますよ。タクシー券を多いに使ってください、これは無駄使いの方に走るんじゃないかなと思いますね。そういったところですり合わせあたりは、すいません、これは町長さんにお聞きします。できないのでしょうか、町長さん、お考えはどうですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 只今のご質問ですけれども、一応教育委員会のスクール

バスの部分と巡回バスの部分につきましても打ち合わせを行いましたけども、今回初めてということでございますので、とりあえず運行させていただいて今後、その辺も含めまして見直しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今後云々ということでございますが、そういったことがあって産交バスも云々でまたいつ止まるかわからんから、時間帯がどうなるかわからんから今まで待ってますよということでございますので、もしそういったことがなかったら早めにですよ、4月1日からでも、4月1日からできないとすれば1日でも早めにですね、やっぱり地域の方々が本当に安心されるような体系を整えるのが町政じゃないんですかね。確かに今のバスそのまま計画なされとる青バスをですね、回したっちゃ乗らんもんがいっぱいおいでじゃなからうかと思うとですよ。ぜひですね、今後は国レベルあたりでも、やはり高齢者の方々の免許証更新時期の対応などが変わってきて、そのときの体の状況等で免許証が取り消されるというケースが今後出てくっとじゃなからうかなと思っております。そういった中でですね、ぜひともですね、やはりそういった形をとらんことにはもう免許証ばなかごてなればここには住まれんから、もう息子んとこに、大阪に行こかい、熊本に行こかいという形にややもすればなるんじゃなからうかと思いますよ。ぜひですね、そういったことを感じたならば早めの対応策でですね、していただきたい、そう思いますがいかがですかね。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、課長も説明したように初めての取り組みでございます。最初から予断を持ってするわけにはいきませんので、今相当各区にもお問い合わせをした中で計画を作っております。まずこの計画を実行してみて、その中で不便な面等が出ましたときにはですね、それを調整していくと。そういう方向で考えておりますので、まずは今の計画でスタートをさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それではですね、そういったことでスタートして便利が悪いということであれば改修してみるということでございます。ぜひですね、朝、昼、晩、3便は運行していただきたい。私たちはそう思っております。

それではですね、2番目の質問に再度質問をさせていただきますけれども、確かに本町においては移住に向けての空き家の調査等が実施されまして、今後空き家の情報の提供などをしていくと。そして苓北町に移住をなさる方々にお手伝いをしていかれるということでございます。早急にひとつ取りかかっていたきたいと思っております。

実は、上天草市とかですね、天草市のこういった取り組みがなされているかというのを、これは地域振興局、県事務所から出た「いやしの島あまくさ暮らしガイド」という

本でございます。これは平成24、5年に出とつとじゃなかろうかと思いますが、実はこの中を見てもですね、確かに苓北の香野さんあたりがばっちり取り上げられてあるわけですが、まず天草市の方を簡単にご説明をします。

天草市の場合の定住支援事業の案内の中でですね、まず天草で暮らそう体験ツアー。これは住民の方々と交流をしながら天草の暮らしを短期間で体験できるというような催しでございます。それから短期、長期滞在型体験施設ということで、1泊から利用可能な短期滞在型施設、そして最長5年まで契約ができる長期滞在型の施設と両方ありますよと。それから空き家の情報バンクはもう既にやっておりますと。探している方々に空き家、それから空き地、農地ですね、農地のそういった提供もしておりますと。

それから定住促進奨励金として、天草島外から天草市に移住し3年以上居住する意思のある方に奨励金を交付しますよと。これは20万の限度でございますけれどもね。

それから上天草市の場合、ショートステイプラン。これは1泊から3泊程度の滞在上天草市での生活を気軽に体験される。そして希望では実践者のアドバイスもあるということでございます。それから2番目にミドルステイプラン、1週から1シーズン程度の滞在するプランでございまして、ロッジやバンガローなどを格安で提供させて体験をしていただくと。それから3番目の移住促進モデルタウン指定事業ということで、移住を促進するために移住促進モデルプランを指定し、そこに家を、又新築を建てたり、その地区内で古い家を改修して、そこに移住した場合に対しては移住助成金として20万円を交付するというような施策がございます。これは上天草市と天草市のことです。

ちなみにですね、苓北町については空き家情報の提供等ということで、役場では町内各地の空き家情報の提供と町への移住に関する相談を受け付けていますと、1つ。2つ目が町が分譲する住宅を新築する方などに対して最高60万補助金を交付しております。この点については移住と関係あるかな、なかかなと。要するにあそこの財の尾あたりの売れない土地を売却するような促進事業でございますので、ここについては移住の方にはちょっと、まあ両方当てはまるかな、当てはまらないかなということで疑問をすることがあります。

それからですね、今現在の天草市におきましてはもう1つですね、これは近々起きた事業だと思いますけれども、空き家活用事業ということで空き地を改修したりなんかした場合は、事業費100万を限度として2分の1の補助があります。例えば台所の改修をやったりトイレの改修をやったりしたときには対象というようなことがございます。

このような現状の中でですね、近隣2市の状況と比較してみますと、どうしても苓北町は遅れをとってるんじゃないかなと、そういう感じがいたしますけれどもいかなものでしょうか、お尋ねをします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 現在ですね、空き家の調査をいたしまして、その分につきましてはゼンリンの地図におとしまして一応今調整をしているところでございまして、その後の分につきましては一応空き家バンク的なことを、今天草市がやっておりますけれども、その辺を参考にしながらですね、今後その辺を調整していきたいと思います。

それから又空き家のリフォームですか、その辺につきましてもですね、こういった条件がいいのか。リフォームするにしても個人の所有地でございますので、個人の資産が価値が上がるというような部分もございまして、その分も含めまして今後の検討課題ということにしております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ありがとうございます。ぜひですね、他市町に負けないような施策を打ち出していきたい、そう思っております。はっきり申しまして現在、天草島の中では苓北町が一番遅れているんじゃないかなと。この本を見ますと1つだけいいことが書いてあるようでございます。苓北町の役場の対応がよかったから苓北町に来たんだということでございますので、この役場の対応のよさっていうのは絶対忘れないでほしい。それから近隣来ておられる方、私は友達でございますけれども、その方たちも役場の対応がよかったと。もう職員さんたちが一生懸命頑張っておられる様子等については伺っております。ぜひ続けていただきたい。よろしくお願いします。

それではですね、続けてご質問させていただきますけれども、若者に働く場の創出ということで町長に冒頭でお尋ねをしたわけですが、1番に介護施設を地方に移して若者の働く場をとということでございますね。それから2番目にマグロの養殖基地を造り、雇用の場を生み出すと。その他3件で合計5つの約束事が掲げられておりますですね、これですね。その中でですね、私感じたことを申し上げるわけでございますけれども、現在、町内の至るところではですね、若者の働く場所がない、働く場所をとの要望が本当に強い。そら本当でございまして。でも事実は本当なのかどうかというのをもう1回深く考えてみますとですね、町内にはですね、いろいろな工場があります。それでも募集しても地元からのですね、要望が少なく、特に大きな人数を抱えておられる方は外国人などを雇っておられる。それから社会福祉施設、あるいは医療機関なんかにはですね、町外の方々が数多く入っておられる。それから土木関係、建設業関係の会社では人手が足りない。農家の方々も雇いたくでも雇い入れる人がいない。レタスば作つとるばつてん夜中までせんばん。70なったっちゃかわいそかけん手伝いに行きよっとですよというような状況ですよ。

現在の人々について考えますとですね、自分に合った仕事がない。就職したけれども自分には向かないなどと仕事に就かれない方が多いんじゃないかなと。そして簡単に仕事を辞める、そういった傾向が強いと思います。そういった中でですよ、この小さな

町ですね、全ての就職者の方々の意向に向くような雇用をつくるんだと。あるいは雇用の創出をやろうと、そして人口の増加につなげようとしてもなかなか無理がくるんじゃないかならうかなと思っております。

私は数日前にですね、都呂々に住みたいのでよろしく願いしますということで私のところに挨拶に来られました。「仕事はどうしますか」とお尋ねをいたしました。それでその方は手に職を持っているお方でしたので、その内容をおっしゃって、今住んどところから1時間ぐらいの通勤距離ならば大丈夫なんですと。よろしく願いしますということでございました。都呂々からですね、1時間の通勤範囲といえば天草の大半は大丈夫なんです。そういった意見を参考にしますと、天草市、上天草市あたり人間も多いし、職種も多い。多種多様です。職場はお互いに共有をしながらですね、ご希望の地域に住居を構えていただければなと思っております。

近隣の市町はですね、先ほどご紹介いたしましたけれども、そういったことを十分に考えられて数々の定住の支援を打ち出してきておられるとも考えられます。ひとつ我が町にしてもですね、今おいでの方を一人でも減らさないように、そしてから一人でも多くの方が苓北町においでになるように、近隣の市町に負けないような施策をぜひ講じていただいて十分な体制を整えていただきたい、そう思っておりますが、町長さんご意見いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 確かにご意見のとおりでございますので、そういうことも勘案に入れながら、今後今まで町で考えている分と合わせまして頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 先ほど申しましたとおり、移住して来られる方々とお話をする機会がございます。移住をなさる方々は入って来られる方、出て行かれる方、あるいはここの地域から出て行かれる、高校卒業して出て行かれる方々はですね、各々自分たちの生活の環境に合わせた地域を選択されるような時代に今なっているんだという印象を受けました。

ぜひですね、再度再度言いますけれども他町に負けぬような制度づくり。例えば教育、医療、子育て、就農、そして暮らし向き。又、新しくやられる方々の起業の支援などをですね、ぜひ行っていただきたい。そして又、後世に悪いつけを回さないようなまちづくり、医療に金がかかるんだとか、あるいはよんにゆばっかり借金は抱えんどと、そしてやっぱりここに、苓北町に住んでよかったというような方向で多くの方々に愛される苓北町にしていきたい。そうお願いをいたします。

最後にですね、町長が掲げられたこのマニフェスト2015がハード事業を行うため

の理由付け、あるいは多額の予算を費やすための口実だけではなくて、金のかからないソフト事業にも全力を傾けていただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで松本良人君の一般質問を終わります。

通告２番、浜口雅英君。

○８番（浜口雅英君） 通告２番、８番議員、浜口雅英。

質問事項１、過疎化からの脱却。質問要旨（１）国の地方創生策への取り組みと展望。国は地方の人口減少問題について、民間研究機関が公表した消滅自治体という非常に怖い表現に対応するため、昨年地方創生担当大臣を任命し、中長期的な対応に取り組んでおります。聞くとおっしゃるところによれば地方のことは地方がよくわかっている。よって地方から主体的な地域づくりの提案をすべきという政策のようです。この手段について個人的には首をかしげる部分がありますが、町は国の政策にどのように対応していくのか。福祉、教育、産業振興、雇用等のどの部分に重点的な取り組みを行う予定か。短期的なもの、中長期的な取り組みが考えられるが、財政の適切な運用のためにこの地方創生に係る財政計画、振興計画を別途策定し、財政の健全運営に努めるべきと考えますがいかがでしょうか。

また、町内で人口減少の著しい集落があります。これは交通インフラの整備が不十分等々の問題です。居住者が高齢化のため自主的な道路、側溝等生活環境の整備ができない集落を抽出して、ここが抱える問題、課題を地域の住民と対話し、聞き取り等の検証をし、これの問題解決へ取り組むべきというふうに思います。これはその区域を一つのエリアと捉えて何か地方創生策のメニューができないかというふうに思います。

それから質問事項２、住民に優しいまちづくりのために。質問要旨（１）２７年度予算の取り組み。広報れいほくの４ページ、５ページに町長の所信表明が掲載されておりました。「安心して住める町」「いきいきと暮らせる町」「ふるさとと呼べる町」を実感できるまちづくりにまい進するということです。そして、１つ、若い人の働く場所の確保等としてふるさと介護の実現。２つ、定住人口の増加としてマクロ養殖基地の実現。３つ、交流人口の拡大。４つ、１次産業の支援策を推進していく。５つ、子育て支援。６つ、防災対策。最後に「あなたと共にまちづくりを」として締めておられます。

雇用の場の確保から定住人口の増加、交流人口の拡大など幅広いまちづくりへの取り組みがうたわれております。しかし、全体的な取り組みの中にも個別の対応の中にも、今後ますます顕著になる高齢化社会への取り組みがうたわれておりません。今日の日本の繁栄の礎として支えていただいた高齢者の皆さんへの温かい施策の対応を欠いてはなりません。

交通弱者、買い物弱者などと呼ばれ、平和な今日もなお苦勞をされている状況があります。例えば平成２５年９月の第２０回定例会で高齢化社会における交通の確保。平成

平成25年12月の第22回定例会で、独居老人の見守りにGPSを検討すべきと提案しております。新年度予算で高齢者への手厚い対応を期待します。

2番目にマグロ養殖基地の実現がうたっております。施策の提案をしながら多様な問題点も捉えておられます。円滑な問題解決につながるよう期待します。

ただ、このマグロ基地についてはもう少し詳しい説明があつてしかるべきだと思います。例えば基地の設置場所、経営母体、事業主、収支の見込み、いけすの大きさ等の基地の規模、そしてこのこと、この事業について役場では職員のどの役職まで承知されていきますか。

企業を誘致するならば、平成26年12月の第30回定例会一般質問でIT化の成果と活用のという項目の中で、四国徳島の神山町の小規模の起業者、生業を起こす起業者の例を提案しました。又、大型事業所、工場を模索するならば九州電力火力発電所3、4号機の建設を視野に入れたらどうでしょうか。火力発電は地球レベルでのCO2の削減が叫ばれております。原子力発電の再稼働の動きはありますが、先日の東京電力福島第1原発2号機建屋から放射能に汚染した雨水が外洋へ流出したという報道がなされている中では、再稼働のための作業環境はなお一層厳しくなっていると考えます。しかし、エネルギーは1秒たりともなくてはならないものです。仮に本町に3・4号機の建設ということになれば全てとは言いませんが、現有施設の併用も考えられるのではないのでしょうか。

このようなことから、3・4号機の建設を九電に打診してみる考えはないか質問いたします。

所信表明4番目の1次産業の推進の中で、耕作放棄地の有効利用のための新たな作物栽培を引き続き奨励するとありますが、何という作物ですか。遊休農地、耕作放棄地の有効活用については、平成25年3月の第16回定例会、平成25年12月の第22回定例会でオリーブ栽培を提案いたしました。町内でもオリーブを植栽されている方も増えていると思いますが、何軒ですか。

又、日常生活の通行路として、農作業の作物運搬道路としての道路が地域の重要な場所の町道が未舗装のままです。地域の皆さんの意見を聞きながら早急な対応をすべきです。

防災対策についても触れておられます。紺屋町地区の津波避難箇所については、紺屋町区民の皆さんの要望に基づき現地に建設するという町の説明でした。仮に津波が来て避難したときの避難所としての準備は十分ですか。トイレの設置は、雨風からの防御策は現在どのように考えておられますか。

質問事項3、農業振興のために。質問要旨(1)イノシシの被害とこれの防御対策。依然としてイノシシの被害は芥北町内はもちろん、天草各地や全国的にとどまることを

知らない状況のようです。苓北町の農業への被害はどのような状況か。作物ごと、年度ごとに教えてください。

ところで坂瀬川、志岐、富岡、都呂々の各地区に構造改善事業等により大規模なミカン園が造成されています。このとき作業用農道が同時に整備され、現在町道の認定がされているようです。ミカン園内のイノシシ対策の防除方法にはどのような方策がありますか。又、これの施工単価は幾らでしょうか。そしてこの各ミカン園内の道路延長はそれぞれ何kmでしょうか。

質問事項4、公共施設の有効利用。質問要旨（1）統合による旧坂瀬川中学校、旧都呂々中学校の閉校後の学校施設の利活用。新苓北中学校の開校まで残りわずかになりました。新学校に対する新入生や保護者の期待は大きなものがあるかと思います。このような状況の中で、旧坂瀬川中学校、旧都呂々中学校の閉校後の学校施設はどのような利活用を考えておられますか。

一般的に考えた場合、普通教室、料理等特別教室、多様な利活用が考えられる複数の教室を有する校舎は、耐震調査も済ませておられ、安全性に問題はないと考えます。他にもグラウンド、体育館など多様な利活用も考えられます。これらの具体的な利活用策をお知らせください。

しかし、一部改修等が必要な部分はないのかとも考えます。現在の段階であるとすれば利用目的とその経費等についてお知らせください。

質問事項5、明るい選挙推進の取り組み。質問要旨（1）きれいな選挙五つの誓い。きれいな選挙五つの誓いが苓北町明るい選挙推進協議会、苓北町選挙管理委員会から全戸に配付されております。この内容は、私は政治をよくするために明るく正しい選挙をします。私は候補者よりの金品を絶対受けません。私は買収、供応をする候補者には投票しません。私は自分の判断で投票します。私はこの一票に責任を持ちますとなっております。

昨年12月に衆議院議員選挙、そして今年1月には苓北町の町長、町議会議員の選挙が実施されました。さらに4月には統一地方選挙が実施されます。つい先日は、県内のある町議選挙で違反があったと新聞報道されておりました。私たちの苓北町ではどのような選挙にもきれいな選挙実施のためになお一層有権者への啓発に努めてください。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まずこれ、一問一答となっておりますが、全部聞かれたんでこれはそのまま全部答えてよろしいのでしょうか。

まず、地方創生の理念を定めたまち・ひと・しごと創生法及び地域活性化に取り組む

地方自治体を国が一体的に支援する地域再生法の一部を改正する法律、地方創生関連法が成立し、人口減少・超高齢化という課題に向かい、国と地方が地方創生を推進するための道筋がつけられたことにつきましては、歓迎をいたしております。

苓北町も子育てから介護まで、安心して暮らせるまちづくりを目標にまちづくりを進めてまいりました。今後も定住人口・交流人口の増加を図るため、苓北町の魅力や資源を最大限に生かした取り組みを進め、人口減少の克服、地方創生に努めてまいりたいと考えているところでございます。

定住人口の増加を図るためには、若い人の働き場所をつくることが重要となってまいります。その1つはふるさと介護の実現でございます。今、地方に足りないものは若い人の働く場所。都会に足りないものは高齢者の介護施設でございます。首都圏にも3万とも4万ともいわれるぐらいの介護施設待機者がいらっしゃいます。そして3年から5年間ぐらい待たないと入れないと。その間高齢化した方がずっと病院をたらい回しになる。それこそ先ほど浜口議員が高齢者の処遇の問題でおっしゃいましたが、今まで日本の高度成長を支えて、地方から出てきた若い人たちが懸命に頑張ってきた、その成果が経済大国日本ということであられてきたわけでございます。それを支えてこられた方々が定年をし、定年を謳歌しておられる中で介護が必要になってこられる。その介護が必要になってこられるといざ、自分が住んでいる地域、特に大都会部でございますが、なかなか介護施設に入れない。これは本来であれば、その方たちがお住まいのところに国が責任をもって介護施設を造って希望される、そして又、必要性を認めておられる方々が全員入るのがこの福祉国家日本のあり方ではないかと考えておりますが、残念ながらそうはっておりません。

このふるさと介護っていうのは特に東京都特別区が介護施設に入れない人が多いので、隣県の町と相談をなさしましてその中でその方たちを介護する。しかし、数は50人とか100人で限られております。到底待機者の方々を十分に受け入れるだけのことはなっておりません。そういうことを考えますときに地域密着型運用をですね、しっかり考え直していただいた中で地方、できれば出身地にだったらもっと空きがあればですね、自由に帰って来れると、そういうことが必要になってくるのではないかと考えております。

ただ、今考えているのはですね、急に都会からふるさとであっても地方に移ってくるということになると、なかなかその方たちのやはり居住環境への対応が大変ではないかと考えております。だからふるさと介護の中で1つの大きな解決点というのは、まず定年になられてまだまだ少しは元気であるというときに、先ほども松本議員の質問の中に出てまいりましたが、この地域にまずは住んでいただく。あるいはそれは共同で入れるような場所でもいいし、空き家でもいいんじゃないかと思いますが、その中で慣れて

こられる。しかしやはり年数を重ねると介護が必要になってくる。そこでこの地域の介護の施設に入っていただく。その施設の介護を受け持つのが若い方で、例えば都会に出て行っておられる方々もぜひ帰って来ていただいて、それに従事をしていただく。

国もですね、特に介護に対する給与が安いということで問題になっておりますので、これを少しずつ改めていくというようなことも言っておられます。実際そういうことになりつつありますので、これは有望な職場ではないかと考えているところでございます。

この2つ目にマグロの養殖基地の実現でございますが、これはどういった経緯でこういうことになったのかと申しますと、4年前に天草の特に八代海沿岸、赤潮が大発生しまして、養殖をしておられる業者の養殖、マグロも蓄養をなさっておられたんですが全滅であったと聞いておりますし、対岸の鹿児島県の長島はブリの養殖世界一とうたって頑張っておられますが、あそこも全滅で40億円ほどの損害が出ました。

そんな中で、ある大手の業者さんが苓北の海であれば赤潮の影響がより少ない。ぜひやらせていただきたいという提案がございました。漁協関係者にご相談をしますと、まず調査をやってもらってみようというようなことになりまして、調査の結果、この海でも大丈夫だということになりました。但し、そのときにはマグロの養殖をですね、マグロの子どもをヨコワからということで提案をなさっておられたわけですが、その中でですね、今度はリーマンショックの関係でもうちょっと投資を待ってくれと。これは日本の中でも大企業のグループを形どる財閥系の会社であります。その財閥系の会社の中でそういう指令が出てきたと。その中でですね、今度はご承知のとおりクロマグロの国際的な漁獲制限が出てまいっております。漁獲制限の中で、今度は最近ではですね、ヨコワからの養殖には新しいいけすの許可は出さないと。これはヨコワにも漁獲制限がかかってきておりますので、出さないという国の方針が出てまいりました。

じゃあどうするのかというと、卵からふ化するのには許可を出すということでございます。いわゆる近畿大学方式という、あの卵からふ化をしてやるんですが、新聞にも、熊日にも1月23日付のやつで我々と交渉をしている会社が五島で育てた卵からのマグロを40キロ前後まで育て上げて、寿司のチェーン店に卸し始めたと。ただですね、聞きますところ、まだまだ商業ベースに乗っていないと。もっと広めてやるためにはふ化率を高めていただく。技術は確立しているわけですが、なかなかふ化率が高まっていない。新聞の記事の中にも、もう少し安定して卵がふ化できればというようなコメントもちょっと入っていたように記憶をしております。

そういう意味でですね、今水産庁、そしてその会社。その会社は近畿大学の本拠地であります和歌山県の串本にも一緒になって開発の研究をしておられますし、長崎の水研センターでもふ化に成功しておりますので、その水研センターと一緒に今頑張っておられます。水産庁の幹部の方のお話では、この1年ぐらいではなかなか難しいかも

しれんけど、2、3年時間を貸していただければ、必ずや商業ベースに乗るような形で頑張っていきたいと。そういうことでございますので、我々にも何かその会社に手助けができるのであればしっかりお手伝いをしていきたいと考えております。ですからその形態につきましてはですね、もちろん会社が設備投資もやっていきます。企業誘致でございます。そして大量の雇用もしていただきますので、町の施策の一環として、いろんな税金の減免等後押し策はできる限りやっていこうと考えておりますが、まずは志岐漁港を拠点にやっていただくと。もう場所も見ていただいております。そういうことで卵からのふ化の確立が1日も早く商業ベースに乗るような形で上がっていければと考えているところでございます。そこで7、80名ぐらいの雇用が考えられると聞いているところでございます。

又、交流人口の拡大を図るためには、今、一番のチャンスが世界遺産登録による日本の候補として崎津集落が候補になっているわけであります。長崎の教会群と崎津を結ぶ最短距離が富岡茂木航路でもございます。そういう中でぜひ苓北町の魅力もですね、しっかりと訴えし、特に苓北町は志岐麟泉公の折にキリスト教を天草で始めて伝来した、入れたという記念すべきキリスト教にとっては布教の本拠地であったわけでございますので、そういうことも含めながら苓北町の観光の魅力、先ほどもございましたオルレのコースも認定されました。そういうソフト事業とハード事業も組み合わせながら半日でも、1日でも宿泊をしていただけるようなまちづくりに取り組んでいく。

これも交流人口といいますが、やはり雇用の場の創出につながってくるわけでございますので、観光産業、宿泊、お土産物、そして生鮮食料を提供なさる店舗にも大きな影響、雇用も増えてくると考えているところでございます。

又、最近はですね、サッカーとかグラウンドゴルフとか、大会をやりますと非常にいろんな形でたくさんの方がお集まりになられます。そういうことも踏まえながらのスポーツ交流の交流人口を拡大していきたいと考えているところでございます。

さらには、従来から私は少子社会は国を滅ぼすという考えの中で子育て支援に努めてまいりました。今後も子育て支援の充実に努め、若い人が子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めてまいります。このためにも若い人たちが働く職場が必要となります。

このようなことが苓北町が取り組むまち・ひと・しごと創生に関する事項として、その実現のため国をはじめ関係機関に要望活動を行っているところでもございます。又、計画書の策定につきましては、平成27年度から5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度中に策定することにしております。特に高齢者の対策のことを聞いておられます。

苓北町における高齢者福祉施策といたしましては、まず見守り体制として地域包括支援センターの訪問看護師による一人暮らしの高齢者と高齢者のみの世帯の訪問。民生児

童委員の方による訪問、各行政区の老人クラブなどを通じての支え合い、緊急通報システムの設置などがございます。また、様々な見守り体制の中で意見や要望も上がってきますので、ケースごとに検討を行い、必要に応じてホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス、移送サービス、住まいのバリアフリー化あるいは介護保険へつなぐなど、きめ細かな対応をしているところでございます。このうち移送サービスにつきましては、利用枚数を倍増したり、対象者を体に障がいを持つ方にも広げるなど見直しを行っているところでございます。新年度から高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域に住み続けることができるよう地域ケアシステムを構築していくことになっております。大変大きな課題でありますので一定の時間は必要となりますが、このことにより地域の見守り体制は充実していくものと考えているところでございます。

又、マグロ養殖基地につきましては2月の広報の所信表明でもお知らせをしておりますとおり、赤潮の影響も少なく、養殖に適した天然の湾を形成する海域を考えているところで、先ほど申し上げましたように、志岐漁港を基地として考えているところでございます。

又、職員の通知については、課長会議をはじめ、仕事始め式、仕事納め式等機会を捉えて、誘致への方向性について話をしておりますし、只今のところ企画政策課を通じて企業との接触を行っているところでございます。

次に、九州電力苓北発電所3号機・4号機の建設について。九州電力にこのことについては私は以前から九州電力に石炭火力は優位な事業であるし、特に九州電力の2号機は世界でも相当優秀な方の設備であると聞いております。現にですね、つい10日ぐらい前にウクライナ共和国の枢要な方たちを連れて経済産業省の関連団体の理事長さんも含めてここを見学に来ておられます。要するに、九州電力の2号機並の設備をですね、少なくとも中国、インド方面にですね、その設備程度に変えてしまえば17億tのCO₂排出効果があるそうでございます。日本の目標は13億tでございますので、優にその目標をクリアしていくというのは、これは事実ではございますが、そこまで国がお考えになれるのかどうかはわかりません。

3号機・4号機これは今まで20年近く発電所を運営していただいて大きなメリットもありました。心配されたような公害も起こっておりません。そういう意味で今、浜口議員がおっしゃったように今後増設しておかれるべきではないかということは、私は社長をはじめ、幹部の方々にも会う度に申し上げているところでございます。

ちなみにさかのぼりますと、松浦発電所に100万kWをお付けになられて、もう既に杭打ちが終わっておりました。それを国の指導と九州電力幹部の方のお考えの中で川内原子力3号機にすり替わっていったわけですね。その中で今、時を経てですね、ようやく松浦の発電所が九州電力石炭火力100万kWが動き始めました。

先だって2月にはですね、九州電力がその入札に勝ちまして、あの松浦の地に九州電力の手によって造るということなんです。この辺がですね、新しい法律になって難しいところなんです。九州電力に許可は出るんですが、この3号機あるいは4号機がですね、この地に造られるかどうかわからんとですよ。どっかがもういろんなことで入札をいたします。入札をした結果が電力料金が一番安くなるような提案をしたところ、そのまた入札したところがその場所も含めてですね、勘案なさって入札が成立するわけなんです。今度も松浦に九州電力が造るというのはわからなかったんです。みんな競争入札になりまして、その成果九州電力が落札をしたということでございますので、これが非常に難しいところです。せっかく九州電力が権利を勝ち取っても入札の結果、この地にできるかどうか分からない。このことが大きな私の悩みでもございます。但し、やってみなければわからないわけですから、今後ですね、ぜひ原子力の再稼動はしばらくは必要かもしれません。しかし、あれを永久にお付き合いするなんていうことはやはり我々の立場からやめていただいた方がいいのではないかと考えております。そのためには石炭火力、これが一番世界中でこのエネルギー源を輸入しやすい。あとはCO₂をどうするかということでございますが、このことについて大きな課題となりますが、この入札制度になったというのが大きな課題。そして九州電力も鹿児島川内が動き始めて、そして松浦を稼動し始めた中で、どうあと電力需要が変わるか。

実は来年から電力の自由化になります。自由化になりますと、もう全国中で競争です。新規参入者も非常に強力なライバルがいっぱい出てまいりますので、今までどおりつくって売れるのかどうかということも、やはり経営上考えていかないといけない部分になってまいります。そのことも含めまして、しっかり九州電力とも対応方を考えてまいりたいと考えております。

又、耕作放棄地に対する奨励作物は、現在はございませんが、先ほどの九州電力から排出される石炭火力のCO₂。CO₂をですね、今有効に活用して大成功をしている農業の分野で国があります。オランダです。皆さんご承知の。オランダはCO₂のガスをですね、注入することによって光合成を高めて、そして少し温める。そんな中で葉物、トマトこれを盛んに作って大成功していると聞いております。昨年農協の青年部の研修、このことも見てくれて報告してくれるのであれば、町からも補助金を出しますということで行って報告を聞いております。

只今オランダはですね、日本の6,000億に対して5兆円ほどの農産物、これは花は別ですよ。花は別にしているようでございます。私はそういった意味で近場にですね、九州電力から出てくるCO₂があるわけでございますから、今CO₂のですね、分離には成功してるんです。但し、まだ実証は行われていない状況でございます。しかし、今の技術でございますのでこれも九州電力にお願いをしているところでございますが、早

く実証をですね、少しでもいいから我が町でやりたいと。そうすると年に十数回のレタスがとれるそうです。それが本当かどうかの実証策をやってみたいというのが私の今後の新たな農業のですね、活路を見出すための1つの目標になってきているところでございます。

なお、オリーブの栽培をされている農家、把握しておりますが7軒でございます。うち、植栽本数が100本を超えられる農家は3軒で、他は十数本の植栽となっております。

道路の未舗装に対応につきましては、道路の状況を確認の上、各地区の区長さんにご相談しながら対応をしてまいりたいと考えております。

防災対策につきましては、今までの災害等を教訓として町民の安全・安心のための基盤整備、そしてさらにソフト事業を進めてまいります。特にですね、やはり自主防災組織をしっかりと活用していく、このことが大事ではないかと考えておりますので、この自主防災組織をできれば全行政区にお作りいただいた中で、いざ災害があったときにはそれぞれの地区、海のそばもあれば山もありますので、対応が異なるかと思います。ご自分のところの地域に合わせた中での災害防災対策に取り組んでいただければと考えているところでございます。

紺屋町の避難所につきましては、明神山区の避難タワーも同じく1次避難所として捉えております。ここ一帯は高台がないため、高台を造り1次避難所としております。上の広場にはトイレを設置する場所もございませんので、緊急時に備えて区の自主防災会で管理をしている資機材倉庫に簡易トイレを配備しているところでございます。

次に、イノシシの被害、議員がご指摘されたように全国的な問題でございます。町といたしましてもイノシシ対策費で一般会計支出分と有害鳥獣駆除対策協議会会計支出分と合わせまして、平成21年度は702万円、平成25年度は1,824万円に上っております。被害状況は水稻におきましては平成21年度が31万3,000円で、翌平成22年度が被害のピークでございます。317万1,000円ございました。平成25年度は22万2,000円でございます。柑橘系の果樹の被害は、平成21年度が138万5,000円で翌平成22年度は水稻と同じく被害のピークで2,164万1,000円ございました。平成25年度は13万円となっております。被害は受けられた方は大変ですが、この数字よりもむしろ、この被害に遭うというその恐怖と今後栽培を続けていこうかというそういう躊躇がないまぜになりまして、相当農家の方々にはプレッシャーを与えているのではないかと考えているところでもございます。

ミカン園の防除工法についてでございますが、電気柵設置による防除と広域にまとまった場所に金網柵を設置する侵入防止柵がございます。施工単価は、電気柵で平成25年度は1㎡当たり39円ございました。侵入防止柵は平成25年度で1m当たり1,

323円でした。

次に、各ミカン園内の道路延長についてでございますが、西岩戸ミカン団地が1,103m、神楽山ミカン団地が5,628m、小星川内ミカン団地は2,106m、内田ミカン団地は8,503m、轟ミカン団地は6,988mとなっております。

次に、統合による坂瀬川中学校、都呂々中学校の閉校後の学校施設の利活用についてのご質問がございました。統合により廃校となる坂瀬川中学校、都呂々中学校につきましては、その施設及び跡地については町民共有の貴重な財産として地域住民の意向を踏まえながら、地域づくり、まちづくりに貢献できるよう幅広い視点で有効活用を検討していく必要があることから、町では坂瀬川中学校跡地利用検討委員会、都呂々中学校跡地利用検討委員会を平成26年6月にそれぞれ設置し、これまで坂瀬川地区においては4回、都呂々地区におかれましては6回の会議を開き、閉校施設及び跡地の有効活用について検討がなされ、このほど跡地施設の活用方策について取りまとめが行われて、町に提言が行われたところでございます。

提言で示されました活用策を申し上げますと、まず坂瀬川中学校跡地については、校舎は公民館や役場出張所などの公共的機能を集約して維持管理を行い、空き教室等は民間利用を進めていく。グラウンドは将来的には多目的人工芝グラウンドとして改修し、除草等の維持管理を容易にする。又、排水性に優れており、降雨がやむと競技可能な利点があるため、ソフトテニスやサッカー等の大会開催が期待できる。又、普段は地域に開放し、老人会のグラウンドゴルフをはじめ、健康づくりに活用する。体育館は現状を保持し、地域に対し開放を継続するという利活用の具体例が示され、提案がなされております。

次に、都呂々中学校跡地につきましては、校舎は地域で活用を希望する団体等に優先的に利用してもらう。又、特色ある教育活動、人材育成の展開施設として活用を図る。グラウンドは学校用地として都呂々小学校へ移管し、地域の行事やスポーツ大会にも活用する。体育館は地域に対し開放を継続する。

以上が提言の内容でございます。苓北町といたしましては、まとめられたご意見をもとに今後地域要望に配慮しながら、全町的なまちづくりの視点から活用方策を詰めてまいります。活用策を決定するに当たりましては、機能の重複や不足など他の公共施設との関連を踏まえた上で検討すると共に、財政的な観点からも将来のまちづくりの弾力性を担保するため、財源確保や維持管理に係る経費なども考慮しながら、一定の留保を視野に入れた中での活用計画作りを進めたいと考えております。

なお、坂瀬川中学校跡地利用においては、現在の坂瀬川公民館の1階部分が耐震2次診断の結果、文部科学省の基準に基づく判定値を満足することができておりません。したがって集会所等の施設としては耐力度不足と判定されておりますので、公民館及び坂

瀬川出張所につきましては提言に沿って、閉校する校舎施設内に移転する方向を検討したところでございます。新年度予算にこのための経費を計上したところで、又これと併せまして、両中学校校舎の活用にあたって改修が必要な箇所の概算の経費を算定する必要がありますので、このための概略設計の経費も計上させていただいているところでございます。

次に、明るい選挙の推進に対してのご提言がございました。これにつきましては、苓北町において衆議院議員選挙、町議会議員選挙と続けて執行されております。この一連の中で違反があったという情報は選挙管理委員会にはございません。もしそういうことが発生すれば候補者も大変な不名誉なことでございますし、町といたしましても汚名を期すこととなりますので今後も引き続き、関係機関と協力しながら明るい選挙啓発に取り組んでまいります。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 質問の途中ですが、ここで休憩を入れます。時間は１１時２０分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前１１時１０分

再開 午前１１時２０分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

浜口君。

○８番（浜口雅英君） 旧坂中、旧都呂々中の学校施設の利活用についてですが、現在の状況で何か一覧表といいますか、そういう普通校舎１年１組は何に使うとか、２年１組は何に使うとそういうものが作ってあるかと思しますので、後で結構ですのでその一覧表をお渡しください。

それからその普通校舎、あるいは料理教室でも構いませんが、小さな企業、個人でとかですね、あるいは苓北町の場合は光ファイバー、ＩＴの整備が完璧だということの話が前の議会の中でありました。そういった方々についてＰＲをしていく気持ちはないのか。

徳島県の神山町ですか、の例もちょっと挙げて提案をさせてもらった経緯がありますが、その辺２番目についてのお考えはどのようにお持ちですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 坂瀬川中学校、都呂々中学校の跡地利用の検討委員会の結果につきましては、提言書ということでまとめられておりますが、教室ごとに、この教室は何に使うというような状況で、そこまでの活用策は示されておられません。例えばこ

ういったものに使う、特別教室はこういったものに使うというふうな状況でございます。そのためのですね、提言された提言書、提出された部分がございますのでその点は資料として後でご報告できると思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 起業者向けの検討はされていないのか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） その点につきましても、民間利用を進めていく、あるいは企業誘致、全国に発信してそういった企業誘致を進めていくというような提言はなされておりますけれども、具体的なこういった方法でやるというふうな状況までは提言もなされておきませんので、今後町として検討していくということになります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 平成27年度予算の取り組みの中で、高齢化社会における交通の確保ということで、第20回定例会で提案した経緯があるということを申し上げました。このことについては、老人移送サービスの大幅な改良が先ほど企画課長の方から報告がありましたので、今後もますますお年寄りが増えていかれるわけですので、まあ年寄りは増えないんだということですが増えていくと思います。ですので今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

それから独居老人の見守りにですね、GPSで検討したらどうかと。民生委員さんとかいろいろ地域の皆さんのご協力がありますが、民生委員さんもどっちかと言うともう後期高齢者ですね、大体。やっぱりそういう中でGPSがあつて、そしてそれを地域包括センターに設置しとって、親局を置いとってすれば非常に24時間わかりやすいというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 答えさせていただきます。現行の災害弱者の緊急通報システムにつきましては、天草2市1町ですね、負担金を出して広域連合の方でやっているわけでありまして。この件につきましては、NTTの関連業者の方からIP告知端末を活用した見守りがありますよというようなことで1回お話があったんです。それで、予算的な裏付けとか何とか再度示してほしいというようなことをこちらからも要望したんですけれども、その後の接触といいますかありませんでしたので、現行におきましてはこれまでの災害弱者の緊急通報システムの継続というところで当初予算も組んでいところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 高齢者の方への対応についてですが、高齢者の方は一般的に足腰に支障を来たしておられるという状況があります。公民館や集会所等で高齢者の皆さ

んが使用される機会が多い施設のトイレが和式のまなのか、洋式なのか、ウォシュレット付きなのか、そこら辺の状況はつかんでおられますか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） そこを把握した経緯はございません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、自分は高齢者大学、老人会にかかわっていますけども、非常にお年寄りの方の集会といいますか、集いといいますか、機会が非常に多い状況にあると思います。ぜひ調査していただいて、関係老人会なりそういう団体の皆さんの声を聞いて、住みよい荅北まちづくりに頑張ってください。

それからイノシシ対策の件ですが、非常にミカン、柑橘類の被害額が非常に少ないときと大きいときがあります。それはそれとして、防護柵での取り組みが非常に効果があるというふうな生産者の声を聞いております。ここに各これが岩戸ですかね、これが神楽山の造成地、ミカン山です。それでこの中に、先ほどこちょっと触れましたけども、作業道が結果的に町道になっております。しかし、本来このミカン山の道路というのはどこかにつながるということじゃなくて、極端な言い方するとそのミカン山を1周してまた元に帰ってくるというそういう道路ですね。それをこの生産者の皆さん方のできるだけ手を少なくするというので、町道に認定された経緯があるのではないかと思います。ですので私は方法はどういう方法があるのか、まだ調べておりませんが、この出入口をですね、ふさいでしまうと現町道を。しかし、実質は町道じゃないわけですね、ミカン山の作業道なんですね。名目的に町道です。思い切ってそこは仕切って、この道路はそのミカン山の皆さんで責任をもって管理してもらおう。但し、イノシシ対策のための防護柵はずっと道路なぎにさっさんでも入口とあとはこの境界部分にそれでいいですよ、基本的にですね。その後のそれにかかわる国・県・長狭物の関係もあろうかと思いますが、あと国・県との打ち合わせは今後の課題として、そういう部分も今後検討していけば、このミカン山の生産者といいますか、事業者には大分、極端な言い方すれば半分でよかわけですね、金網の費用は。距離が半分になりますので。そういう部分の検討はできないのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） ミカン園内の侵入防止柵を有効的に設置すべきという議員のご意見でございますが、園内の道路は神楽山の団地は設置済みでございますが、その団地を除きまして他の団地につきましては公衆用道路、町道に認定されております。したがって、その公衆用道路が作業用道路としても活用されているわけですが、町道が緊急車両の通るそういった場合が支障がないか、今後土木管理課と有効な対策ができないか検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、先ほど私の質問の中でですね、町道に認定されていると。いるけども名目だけやっかということ言うたわけですので、同じようなやり取りにならないようにお願いいたします。

それではいろいろ関係機関との打ち合わせの中でですね、できるだけ農業、町長の所信表明の中にも農林水産業、1次産業が町の基幹産業なんだということは、苓北町が昭和30年にできてからずっとですね、一番大きな事業になっております。そういう意味からしても、生産者の皆さんが思い切って仕事ができるような雰囲気づくりをつくってください。

それから火力発電所についてですが、先ほど町長からも非常に2号機の燃焼効率はいんだというお話がありました。私もある新聞の中でですね、現在、広島県の方で石炭火力の高効率発電技術の確立に向けての実証実験が、経済産業省の補助事業で取り組んでおられるということです。これの一番大きな違いは、石炭を蒸し焼きにして発生させたガスを利用、そのガスを燃やしてタービンを回し、更に廃熱を使って蒸気を作り再度発電。加えてガス化の際に生じる水素も使って燃料電池で電気を作ると。この3回の発電により効率が飛躍的に向上し、二酸化炭素の排出も大幅に削減できるということで、2017年3月から第一段階の実証試験を始め、出力が16万kWの発電で進められるというふうなことがありましたので、ぜひいろんな高効率発電ということでCO₂ができるだけ少ないような形での取り組みをお願いできればというふうに思います。やはり今、何千億円も使って発電所を造る。それは日々私たちの日常生活に大いに、なくてはならないものです。そういう意味からしても非常にありがたい電気エネルギーですので、そういうことでお願いをしたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口議員、発言の途中ですが、時間が来ました。まとめて簡潔に質問をしてください。

○8番（浜口雅英君） それでは最後に、マグロ基地についてですが、志岐漁港の沖あいだと、志岐海岸だというふうに思います。現在あそこは緋扇貝、それから岩ガキの養殖が行われているやに聞いております。緋扇貝、岩ガキともプランクトンをえさにして養殖を進めておられます。

ここで私が心配するのは、どういう規模なのか、マグロがですね。えさをやる場合にどのくらいえさをやるのか。1匹当たりでも構いませんし。10頭なのか、50頭なのか、100頭なのか、1,000匹なのか。そのことによって海底水質が汚染される。富岡湾は無酸素海底になってしまいました。それで砂で海底を被覆して現状を取り戻したと、元のように戻したという経緯もあります。そういうおそれはないのか。もしあるとすれば、そういう関係漁業者との十分な打ち合わせが絶対必要だろうと思います。仕

掛かってからいろいろトラぶってもらっては、まあ町がかかわらない分はよっぽど構いませんが、町がかかわった部分で既設生産者とのトラブルは絶対避けてほしいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 答弁も時間がないのでまとめてお願いをいたします。町長。

○町長（田嶋章二君） 今のは今後のための要望だと受け止めまして、最初から漁協関係者のご意見を聞きながらその中で進めております。今後もそういう段取りをですね、しっかり踏んで、どうせ来ていただけるのであれば漁業の発展に大きな貢献ができるように、引いては町民の、町の活性化につながるようにそういうのには気を使っていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

通告3番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告3番、5番の倉田でございます。先に通告いたしておりました2件につき、質問させていただきます。

田嶋町長におかれましては、今回7期目の新たなマニフェストを掲げられております。今回の一般質問におきましても、人口減少あるいは雇用の創出、そして地域活性化等々の質問がなされております。これらの件につきましては議員の皆さん、又は町民の皆さんも期待し、又、大きな関心があられることと思っております。そして只今いろいろな質疑応答がなされておりましたが、機会でございますので私の方からも重複する分もありますが、質問をさせていただきます。

1番目に雇用の創出についてでございますが、人口の減少と地域雇用は密接な関係であり、雇用の場の少ない地方においては当然のことながら定住化は厳しく、必然的に仕事のある都会へ流れ、地方と都会の過疎、過密化は一段と進み、地方は時代と共に人口減少が進み、併せて少子高齢化の中、地方では自治体運営が一段と厳しく支障を来している部分もあるような感じがいたします。

苓北町の人口も資料では昭和34年の1万7,382人をピークに年々と減少し、今年2月末現在では7,864人となっております。又、生まれてくる子どもさんの数も、当時年間320人余りだったのに対し、近年では50人余りと大幅に減少している現状でございます。人口の多かった当時は炭鉱業など仕事の場所もあり、職場と人口は密接に関係し、特に地方においては社会的構造上から宿命的な部分もあるのかなと思われております。そして苓北町も同様な状況下であります。引き続き町民一体となり人口対策等々に取り組んでいかなければと思っているところでございます。

そのためには雇用の確保も重要であります。今回、町長がマニフェストに掲げておられます「若者が働く場を創出」について、具体的展開についてをお伺いいたします。

2点目の交流人口拡大と観光開発についてでございますが、ご承知のとおり、苓北町の一角が雲仙天草国立公園に指定されてから59年。この天草をはじめ、周辺地域には歴史的、自然的観光資源に恵まれておりますが、近年天草を訪れる観光客は増減を繰り返しながらも横ばい状態であります。県観光統計表によりますと、苓北町への平成25年度の総入込客は16万4,250人。そのうち宿泊客は1万4,488人で、前年より8,663人減少しております。これは九州電力の定期修理等の影響があったものと考えられます。又、日帰り客につきましては、14万9,762人で、前年より5,180人増加をしております。

このような中、現在、長崎の教会群とキリスト教関連遺産に天草市の崎津集落も世界文化遺産の登録候補に上がっております。町長もマニフェストに示されておられますように、交流人口の拡大を図り地域活性化を期待したいと思いますが、課題も多く感じております。

例えば、長崎崎津への最短コースである茂木富岡航路で、茂木港発の第1便の高速船の富岡港に着くのは午前9時5分でございます。しかし、産交バスの富岡港発は9時で、船が着く5分前には出発し、本渡方面のバスはすぐでない状況であります。又、茂木港発最終船の富岡港着は18時15分、6時15分ですが、富岡発の最終のバスは土曜・日曜・祝日には18時、6時発でございます。船を降りられてももうバス運行は既に終わっている。このような状況であります。

同様に、現在1日3便の下田方面のバスは、平日でも最終船のバスダイヤは全くありません。この下田方面のバス運行は先ほど話もあっておりますが、4月から廃止予定となっております。幸いにも廃止後は町営バスを1日朝夕2便運行されると聞き及んでおります。現在のバスダイヤにつきましては、他の路線との関係等々でこういう状況であるとも理解いたしますが、今後バス、船会社、行政それぞれ考え方もあると思われしますが、交流人口拡大の観点から町長の所見をお伺いいたします。

なお、茂木港着の高速船と長崎バスのダイヤは4便ともよく連動しております。

2点目に観光客誘致に向けた取り組みと交通インフラ整備について伺います。

観光による交流人口拡大には、各交通機関との連携、行政、地域などの協力が重要であると思われします。特に世界文化遺産登録を目指している天草地域においては、客へのサービス向上のためにも行政、民間交通会社、観光協会、商工会など関係団体を網羅した新たな戦略的協議会の設置が必要ではなかろうかと考えております。併せて交通基盤の整備は地域にとっては必要不可欠であります。

ご承知のとおり、熊本天草間の90分構想の計画から20年。現在通行している区間は計画路線の20%にも満たず、このままだとあと80年かかります。このような状況の中、現在2市1町で組織する天草地域国県道路整備促進期成会や熊本天草幹線道路整

備促進期成会、又、島原天草長島架橋建設促進期成会等々行政主導で国・県などへ各種の要望書を提出されており、又、地元で各種大会等も開催されております。

そういう中でできればもっと多くの民間団体を含めた組織に拡大し、関係省庁への要望活動を強く展開していく必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目に、平成26年度に着工されましたアダム荒川公園も完成したようですが、くしくもアダム荒川が没されて400年目に当たり、歴史的にも貴重な資源財産であります。特に関係者をはじめ幅広く利活用いただければと思いますが、現在施錠されて鍵がかかっておりますが、いつから入園できるのか。又、何か式典的な計画があるのかお伺いをいたします。

4点目に、歴史資料館の完成も間近のようですが、この件につきましては平成15年9月議会で現在の資料館の入館者が1日平均3人程度であり、建設中のビジターセンター周辺に移設することにより相乗効果が期待できるのではないかという一般質問をさせていただきました。答弁では、資料館のあり方、考え方も大きく変化する中、展示場の内容、広さなど今後文化財保護委員の方と協議し、又、富岡城の一角にこれを移転するかどうかというところまで至っておりませんとのことでした。

再度、平成22年3月議会で観光客誘致の戦略の1つとして、郷土資料館の富岡城付近に移転をと質問をさせていただきました。答弁では、移転整備については財源の確保ができましたらぜひ移転したいという考えでおりますとのことでした。その平成22年当時、資料館への年間入館者数は約800人程度であり、ビジターセンターには約3万人程度が入館されておりました。

現在は、両施設とも入館者は若干減少しているようですが、現在、富岡城周辺など整備も進み、これらの観光資源を有効、幅広く生かし、周辺地域と共に取り組んでいかなければなりません。資料館の開館時期、開館時間、職員、入館料、展示物等の見通しについて、又、開館に合わせた特別展等の計画があるのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問にお答えをいたします。

雇用の創出について、若者が働く場を創出するために、まず1つはふるさと介護の実現です。これは先ほどからのご質問にお答えをいたしておりますが、とにかく地方に足りない職場、大都会に足りない介護施設、この辺をうまくマッチングできるように今、県と相談をしているところでございます。できればこの出身者、あるいは熊本県の出身者あたりですね、苓北町を気に入っていただいて、ここに移ってこようと。そのためには介護施設も大事ですが、その前の導入施設というのにも必要になってまいります。これも含めて両方とも民間の方々の活力をですね、大いに生かしていきたいと考えてい

るところでございます。

又、マグロの養殖基地につきましても先ほど詳しく申し上げております。これが実現しますと、今後の苓北町の水産業にも大きな活性化が考えられますし、もっと進んでそこに加工施設等もできるようになりますと、また雇用も増えてまいるわけでございます。そのことを目指しまして、ぜひ先ほども申し上げましたように、卵からのふ化、これが商業ベースに乗るようにならず、国やら関係機関にですね、しっかりとお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

更に世界遺産登録による交流人口の拡大でございます。交流人口の増加によりまして地場産業と観光関連産業が発展をいたします。町の観光産業の活性化を図って、そこで働く人たちの増加、そして後継者の出現、これをやはり目指していきたいと考えております。

その交流人口にかかわる中での交通機関の問題をご指摘なさいました。路線バスの運行時間変更につきましては、運行事業者へお願いをしてきたところでございますが、他路線との連携もあり、運行時間を変更することは困難な状況にあります。なお、増便することにつきましても、関係自治体への補助金増をお願いすることになるため、できれば航路の運航時間帯の見直しを検討されてはという回答がございました。航路運航につきましては、もうすぐ1年を迎えますのでその実績を見て運航時間の見直し、夏時間・冬時間も含めて検討される考えもあるようでございますので、現運航時間に合わせるものがたとえ可能であっても、又すぐに変更のお願いをするといったことがないように高速船の運航時間を確定した上で、改めまして長崎市を含めまして産交等バス事業者と調整を図りたいと考えております。

また、富岡港と天草市天草町を結ぶ路線バスにつきましては、利用者の減少、町負担額の増もあり、平成27年3月31日をもって全便廃止になります。しかし、路線バスの廃止により影響があると思われる苓洋高校の生徒の通学につきましては、4月から運行します巡回バスを利用して、富岡港発着で朝夕の下田温泉便を新たに設けまして対応することといたしております。

今後、長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界遺産登録が正式に決まりますと、富岡茂木航路を利用した崎津集落への旅行者が増加すると考えられますので、旅館業者等とのタイアップ、レンタカー事業者との連携等により、交流人口の拡大を図っていきたいと考えております。特に長崎から来られた方で、船から降りてからの交通の利便性を非常に残念がっておられますので、このことをしっかりと企画をし、実行ができるように考えていかなければならないと思っているところでございます。

世界文化遺産を目指している天草地域におきましては、行政、民間交通会社、観光協会、商工会などで新たな戦略的協議会の設置が必要と思われるというご質問でございま

したが、ご存じのとおり、平成28年は雲仙天草国立公園指定60周年、天草五橋開通50周年、更に崎津を含む長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界文化遺産登録が期待されております。これらを、天草を大いに発信する機会として活用するために、天草広域本部を中心に「VISITあまくさ」の運動を行います。そしてその推進母体として自治体、商工会、観光協会が含まれた天草地域観光推進協議会を再発足いたします。又、その実行委員会として、JAや漁協、交通事業者も含めた組織作りが検討されております。アイデアを出し合い、天草地域に多くの方が訪ねて来ていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、熊本天草幹線道路の早期完成に向けた取り組みの拡大についてのご質問でございましたが、これまで熊本市及び関係6市町村で、熊本天草幹線道路整備促進期成会を結成し、熊本県と共に早期完成に向けて国土交通省をはじめ、関係機関、県関係国会議員等への要望活動を続けております。今後、早期完成に向けたなお一層の取り組みを続けてまいりたいと考えております。

次に、アダム荒川公園の記念広場が完成したことについてのご質疑であります。まず、アダム荒川ということをしるしでも知名度がちょっと低い。これをどうするかということがまず課題でございますが、天草にたった1人のローマ法王庁から正式に認められた福者です。あの天草四郎も福者になっておられません。福者のあとが聖者です。そういう福者から聖者に昇格なさる方もいらっしゃるわけございまして、そういった面をやはりよく理解をしていただき、このキリスト教の芽生えが志岐麟泉公の時代からですね、この志岐を中心に天草に広がっていった。そしてその時を経てですね、2007年にローマ法王庁から正式に188名という福者、主に九州の方々が多かったわけでございますが、そういう方々の中でアダム荒川が天草で一番目にその認定を受けたわけでございます。何か記念行事をとということもございまして、まず4月1日にオープンをして、その後信者の方々のミサがされる予定でございます。このことと併せてオープニングセレモニーができるかできないかですね、よくその方たちと打ち合わせをしてみたいと考えておりますし、どちらにしろ今後はですね、旅行会社、そしてキリスト教の伝来についての歴史には修学旅行生のいい勉強の対象になると思いますので、そのことについても旅行会社等にアピールをして、ぜひたくさんの方々に訪れていただくように頑張ってみようと考えているところでございます。

次に、歴史資料館の完成の後についてでございます。歴史資料館につきましては、施設本体が3月10日までは完成をいたします。竣工検査、県の確認検査を経て完了する運びとなります。今後は展示什器の設置や展示作業、周辺道路沿線のサイン工事等も含めた関連工事などを行い、本年7月中には開館できるよう準備を進めていく計画にしておりますが、これはできれば海の日、夏休みに入る段階に間に合うように、担当の

方々も大変ですが、頑張ってくださいように進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、職員につきましては、通常嘱託職員2名体制といたしまして、展示準備を行う4月から6月の3カ月間については、別途1名を雇用して準備作業等に当たらせる予定でございます。開館時間につきましては、本丸ビジターセンターと同様とし、午前9時から午後5時までを予定しております。なお、休館日につきましては、ビジターセンターが水曜日となっております。同一日にいたしますと、せっかく訪れていただいた観光客の方々がどの施設もご覧になれないという状況になりますので、町の公園施設につきましては、木曜日を休館日とする予定としていただいております。ビジターセンターは県の条例案件でございますので、これもまたお願いするのなかなか大変だと思いますので、こちらの日を変えたいということで今回、条例案を提案させていただいております。

次に、入館料につきましては、天草地域内の同様の施設の料金も参考にして検討した結果、大人、これは高校生以上300円、中学生以下100円、団体割引20人以上2割引で設定をいたしております。

次に、展示物につきましては、まず展示に当たっての基本的な考え方として富岡城の歴史的な裏付け、歴史的価値を周知することを主体にいたしまして、歴代の城主の取り組み、業績など資料の展示等を通して、苓北町の魅力ある歴史資料資源として発信していくことにしております。このことにつきましては、有識者、そして町の文化財の代表の方々等含めた中での検討委員会を進めているところでございます。

富岡城は天草島原の乱で幕府側の拠点となった城でございます。江戸時代初期において、天草四郎率いるキリシタン一揆勢の攻撃に耐え、その後の徳川政権の安定へつなげた堅城として歴史を今に伝える城でもございます。この点をPRしながら、また近世、いわゆる江戸時代の中で戦乱を経験した稀有な体験を持つ城でもございます。そういうこともPRしながら、富岡ビジターセンターへの来場者も含めて、多くの観光客に訪れていただくように頑張っていきたいと考えております。

主な展示内容といたしましては、展示コーナー入り口に国会図書館所蔵の貴重な資料であります「肥前甘舛富岡城図」を配置し、この絵図を展示空間へ誘うプロローグといたしまして、来館者の期待感を醸成した上で天草島原の乱と富岡城、富岡城の大修復、富岡城の破城など、富岡城で起こった出来事を幕府側の視点でわかりやすく解説した資料展示を行います。併せまして天領となった鈴木代官時代の重成公・重辰公の功績、志岐城の開設と天草におけるキリシタン文化及びキリシタン関連遺物の展示、天草における陶磁器文化についても解説・展示を行う予定でございます。

又、特別展につきましては、年数回の特別展を企画する計画であります。まずは開館

へ向けての準備を優先して行いたいと考えております。なお、開館まで時間があります。まだ建物ができたばかりで周囲の周辺整備が終わりましたところですね、一般の方々にも見学会を開催したいと思っております。今のところは3月27・28・29、金・土・日を一般開放して見学会にいたしたいと考えているところでございます。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 時間が12時を回りましたが、このまま質問を続けます。倉田君。

○5番（倉田 明君） 私の質問は一問一答ではなくて、総括ということになっておりますので、あと2回ほど質問させていただきます。

観光客誘致に向けた取り組みの1つとして、天草全体で新たな組織を立ち上げて対応するということでございました。ぜひぜひそういうことですね、一遇のチャンスでございますので、ぜひそういう方向でご尽力いただければと思っております。

そして、いわゆる船とバスの連絡関係、非常に今言われたようにバスの方がいろんな事情で動かせないというダイヤ表のような感を受けましたが、いずれにいたしましてもいろんな各民間会社等ありますので、ぜひですね、一番いい方法でいただければと思っております。

つい先日、苓北汽船の方にお邪魔した折に、最初の船で降りたけどもバスがいないと。バス会社に電話されたところ、苓北町に言ってくださいというようなことでございました。なるほどなと、いろんな負担等の関係があるような気がいたしましたが、新年度も1,500万ほど組んであるようでございます。現状として、やはりバス利用の少なさからやむを得ないかなと。増便すれば負担を出してくれと、痛しかゆしなところもありますが、私が一番言いたいのは、来たお客様にやはり又、来たいという思い出をもっていただいて旅行していただきたいと思うわけでございます。

そういうことは道路についても然りでございます。いろんな国道あるいは県道、あるいは幹線道の期成会等々も町長ご指摘のとおり開催されております。先ほど国会議員の名前も出ましたけれども、やはりですね、国会議員も一緒になって大臣のところに行く。やはりそのようなことがあればもう少し動くんじゃないかという気持ちもあります。なかなかですね、鹿児島での大会、あるいは牛深での大会等々に参加してもなかなかですね、もう何十年となりますという反省の弁だけで、なかなか社会のいろんな事情があって進まないんでしょうけども、やはりもっともっとですね、強力に推し進めないとせっかくのそういった交流人口の拡大にも支障を及ぼすと思いますので、引き続きご尽力をいただければと思っております。

もう1つ、富岡城の付近に建てられました資料館。私も昨日見させていただきましたが、まだ今からでしょう、看板等も掲げてありませんが、今からと思いますが、工事中

何度か行きましたが、ずっと下のトイレ駐車場から上るカーブがありますが、今まで工事中の歩行者の路帯といいましょうか、通路があったわけですが昨日はもう撤廃してありました。あれっと思って、やはりあそこも何か線を描いていただければ安心して行けるんじゃないかと思ったところでございます。

なお又、ご承知かと思いますが、富岡城のいわゆる昔、今もですけども資料を下の方に展示してありますが、土手が崩れてますよね。担当の方はご存じだと思いますけども、あれ大幅に崩れておりますが、やはり今、公園整備されていろんな車両も行き来しておりますので、やはりそういう機会を捉えてちょっと予算の都合もあるんでしょうが、早目に修繕をした方が、清掃が終わってきちっと掃除をした後に又、今度はそっちばって言えば非常に無駄っていいでしょうか、もったいなくもありますので早急にご検討いただければと思っております。

そして又、城内にといいましょうか、公園に入ってもですね、昨日も資料館の隣から下の稲荷神社の方に下って行かれたんですけども、「こっちはどけ行くとか」ということで、あれがないんですね、方向の矢印が。やはり小さなことですけども、おもてなしといいましょうか、お客様に優しいそういった心遣いも必要じゃないかと思えます。

併せまして、トイレ駐車場にも城内の看板といいましょうか、案内板がありますけども、もうぼちぼち資料館の展示というか、場所の挿入もいいんじゃないかと、小さいことですけども思っております。

順序が逆になりましたが、いわゆるマグロ養殖等については、先ほどお二方からも質問があってりましたが、なかなかこういった社会情勢の中でいざ進出してくるということにはいろんなリスク等もあるし、又、そういった卵からという技術が確立するものの不安もあられると思えます。

私が言うのもどうかと思いますが、必要ならばいい機会にそういった会社さんの方の都合がよろしければ、こっちからも出向いていていろんなお話、交換ができればと。いいのか悪いのかわかりませんが、やはりこちらの熱意もある意味ではお示しする必要があるんじゃないかと考えております。

そしてもう1点、町長がよく言われている高齢者の地元での受入態勢。これ、いろんな法的な制約等があると思いますが、町長も精力的に天草事務所、あるいは県の方に出向いて行っておられるということは時々聞きますが、そういう法のいわゆる特的なあれができるのかどうか非常に私はわかりませんが、その辺の感覚、見通しについて、大雑把な質疑ですけどもよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 交通機関の問題につきましては、今後ですね、しっかりと打ち合わせをするというのが大事なんですけど、これは我々でやらないと解決できないんじ

やないかなと思われる節もございますので、その辺のところについては宿泊業者、そして観光汽船、そして苓北町、観光協会併せてですね、どう具体的なことに取り組むか。せっかくバスもあるわけでございますので、その辺のところの検討も必要になってくるのかと考えているところでございます。

又、幹線道路につきましては、これは相当時間がかかっております。ましてや今おっしゃった三県架橋についてはもう目処が立ちません。大体八代港にですね、62メートルから3メートルの高さがある観光汽船が入って来るわけでございます。聞いてみましたら牛深長島間の橋脚の高さは48メートルといいますので、ちょっと不可能。当然、黒之瀬戸も通れないわけでございますので大きな船は。その辺のところからの見直しで、まずは少なくとも長島架橋だけは造ってもらいたいという気持ちの中で頑張っていきたいと思っておりますし、熊本の幹線道路、これも非常に熊本県、最近になってですね、頑張り始めていただいております。まずは1号橋、そして1号橋につながるバイパスの完成等目指して、そして又、第2本渡瀬戸大橋、これをしっかり造っていただく。この辺をまずは直近の目標にですね、1日でも早く完成するように頑張っていきたいと考えているところでもございます。そのためには国会議員の先生、県会議員の先生方と力を合わせてやっていきたいという考えでございます。

それと併せて、この観光資源をどう打っていくかというのは、やはり集客能力があるのは大手の旅行業者でございます。全国的な旅行業者と今度はV I S I Tあまくさは提携をするわけでございます。そういうこともございます。そして又、苓北観光汽船についてはイルカウォッチングも考えておられるようでございますので、そのことも踏まえながらですね、しっかりこの特異性を生かした中で大いに交流人口が増えていく、そういう状況が見えてくればいいなと。見えてくればいいじゃなくて、見えてくるようにしなければならないと考えております。

○議長（山本政人君） 他にも質問が出てましたですね。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 先ほど出ました歩行者通路帯のラインの施工でありますとか、公園内の案内サイン、これにつきましては次年度において周辺道路沿線のサイン工事等も含めた関連工事を計画をしておりますので、その中で施工していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 他にはなかったですかね。倉田君。

○5番（倉田 明君） 先ほど町長の方にいわゆる特区といいたいまいしょうか、老人の方が地方においでになった場合に、そういう施設ができるのかできないのかいろんな制約等があると思いますし、又、マグロ企業、会社の方にもご訪問といいたいまいしょうか、相手もおられますのでどうこう言えませんが、その辺の見通し等についてお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、マグロ業者は歓迎してくれると思っております。昨年暮れにもですね、漁協関係者の責任者と私とで先方の社長はじめ幹部の方にお会いしてきました。問題はそのふ化率の向上、商業ベースに乗るか乗らないかの見通し1つ次第と受け取ってまいっております。

福祉施設のふるさと介護、この辺についてはやはり法律の壁がいろいろございます。まずは我々でできることというのがあるのかなのか、いろいろ東京に行って聞いてきました。やはり先ほどもちょっと申し上げましたように、すぐに介護施設に入れるということよりも、元気なうちにこちらに移住していただいた中で、そして介護度が上がったならそういう施設に入っていただく。幸いにも今度養護老人ホームが移転します。その跡に民間の法人の方が何かいろいろ予定もしておられるようでございますので、そういう段階ができてくるわけですね。その後介護度が上がったら特別養護老人ホームと。

それと1つ、この地方創生、今までみんなそれぞれ頑張ってきたんですが、頑張ってきたけれどもこんなになってしまったということでもあります。ですからそういった意味で頑張った挙げ句がこういうことであるわけですから、全てこれはやはり今までなかった改革をしていかないとなかなかうまくいかない。安倍総理も異次元の規制緩和とかっていう言葉を使っておられます。異次元の規制緩和をしていただいてですね、ぜひこれが実現できるように頑張ってまいりたいと考えているところでございます。今のところは法律の壁だらけでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今、町長が申されたように、やはり今までもいろんな名前で地域活性とか元気とかとあって、いろんな施策で今日まで至っておりますが、ややもすればですね、非常に名前が先行して実が実らないという部分も多ございます。そういった今度は新しい資料館もできますし、若干減ってきております。やはりですね、しっかりと対応していかないと又、数年後同じような結果になりかねませんので、ぜひぜひですね、お互いに頑張っていかなければと思っております。

私も3回ほど先月、今月行きましたけども、この前、愛知県の豊田市から鈴木重成公のバスツアーということでバス1台島鉄が来ておりました。オルレのときにもバス2台来ておりました。昨日も大きなバスが1台来ておりました。非常にですね、そういうことで来ております。やはりそういうお客様をですね又、来るぞとかあるいは宣伝されるような環境づくりをぜひ今後ともやっていかないと、行っても大したことはなかったとか、道が悪かったとかじゃなくして、やはり思い出に残るような施策を引き続き頑張っていたいただければと思っております。

終わります。

○議長（山本政人君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、１時２０分まで休憩をします。

—————○—————

休憩 午後０時２０分

再開 午後１時２０分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告４番、野崎幸洋君。

○７番（野崎幸洋君） ７番議員、野崎でございます。通告しておりました２点について質問いたします。

まず初めに、２０１４年度熊本県情報公開度の調査結果について町の見解をお伺いいたします。今年の２月９日、熊本市民オンブズマンより２０１４年度版熊本県内情報公開度調査の結果が発表されました。新聞報道によれば、県と県内全市町村を対象に、１、首長交際費、２、制度運用、３、議会の公開度の３分野から合計１０項目について、昨年４月１日現在の状況を全自治体にお尋ねし、回答を得、１００点満点で評価したものであります。その結果によればトップは９６点の熊本県、２位が高森町の９５点、３位にお隣の天草市で９３点となっております。

我が苓北町は１６点と、県下で一番情報公開度の取り組みの意識が低い最下位の４６番目という結果でありました。これは２０００年度から調査を実施してありますが、残念なことに我が町はここ数年ほとんど低位置に定着しているとのことであります。今回１位になった県は、情報公開請求を受けた際、庁内の決裁や供覧が不要となり、迅速な公開が可能になったとして評価を伸ばしており、又、住民以外でも情報開示請求できるようになった自治体が前回の２８自治体から３１自治体に増加しているとのことであります。

ホームページ上での議会中継も１０自治体から１９自治体に増えるなど、各市町村で情報公開への積極的な姿勢が広がっています。今回の調査では、下位の自治体に対してはアンケート結果を送付し、情報公開に積極的に取り組むよう申し入れをしてあるとのことでもあります。

私も全ての項目でオンブズマンの評価点が上がるようにすべきだとは思っておりませんが、行政の透明度は自治体の長、職員、住民の意識の高さを示す指標でもあると思います。そういった意味で町民目線での情報公開を積極的に取り組むべきだと考えます。

そこでお尋ねをいたしますが、１、これまで苓北町は公開情報を開示するために決裁、供覧が必要としていましたが、その手続きを緩和することはできないか。２、公開情報を開示するための請求方法はファックス、メール等でできるようにできないか。３、議会公開度にあたる議事録、これは現在ホームページでは本会議のみ公開されていますが、

各委員会の議事録まで公開できるようにできないか。そして議会の様子を議場外で知ることができるよう議会中継や録画放送ができないか。以上3項目、町の見解をお尋ねいたします。

次に、質問2点目の坂瀬川・都呂々中学校の廃校後の跡地利用について質問いたします。先ほど浜口議員より同様の質問がありましたが、準備しておりましたので私なりに質問させていただきます。

これまで苓北中学校・都呂々中学校と1月と2月にそれぞれ閉校式が滞りなく終了されました。又、残る坂瀬川中学校も3月15日に閉校式が執り行われる予定となっております、これをもって苓北町全中学校のこれまでの長い歴史に幕が下ろされ、いよいよ4月の平成27年度から新苓北中学校として生まれ変わります。この中学校統合に向け、準備委員会が立ち上げられ、これまで各地区の代表者や役員、町職員の方々にはそれぞれ大変なご苦勞があったことと思います。そういった皆様のご努力によって新しい中学校の門出に向けた準備が整ったことに対し、心より感謝を申し上げたいと思います。そして又、閉校後の跡地利用に関しても、これまで町長からの依頼を受け、坂瀬川・都呂々地区において、各団体の代表者や有識者の方々に跡地利用について検討委員会を立ち上げられ、数回にわたり検討していただいております。そして、坂瀬川中学校校舎施設跡地利用においては、平成26年の11月21日に検討結果の提言があり、1月号の広報れいほくにて掲載されました。

先ほど答弁の中で紹介されましたが、その中身について紹介しますと、校舎は公共的機能（公民館、役場出張所）と民間利用を進める。グラウンドについては、多目的人工芝グラウンドへ改修し、スポーツ大会招致による交流人口の拡大や地域住民の健康づくりに活用する。体育館については、社会体育施設として地域開放するとのお知らせでありました。

都呂々地区においては、2月23日に提言書案が決定されたため、今後又、広報等でお知らせがあると思いますが、坂瀬川・都呂々各地区にとって学校跡地は大事な財産であり、非常に愛着があります。そのため跡地利用については、地元の方々は強い関心を持っておられます。今後は跡地検討委員会の提言をもとに町当局としても十分な検討を重ね、最終決定されると思いますが、坂瀬川・都呂々両校の施設跡地利用について最終的な町の考えと今後のスケジュールはどうなっているのか。又、坂瀬川中学校グラウンドを多目的人工芝へ改修することに対し、町としてその必要性をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、熊本市民オンブズマンの情報公開調査で苓北町は最下位であったということで

ございます。このことにつきましては、私たちも真摯に受け止めております。アンケートの調査項目は、首長交際費、情報公開制度の運用、議会の公開度の3点に10項目質問し、100点満点で苓北町はご指摘のとおり16点でございました。

まず、お尋ねの1番目と2番目の公開情報を開示するための決裁・供覧の手続き及び請求方法についてでございますが、これは苓北町の情報公開条例に基づき回答をしておりますので、いささかも問題ないと考えております。公文書を開示するわけでございますので、担当者の責任も重くなります。苓北町では公開情報を開示するには、決裁・供覧後に開示を行います。又、ファックス、メールでの請求につきましても受け付けないようにしております。これはオンブズマンの方々のご指摘、これも正しい一面はあるかと思いますが、私どもの考え方としてもこれを全て受け入れるわけにはいかないところもございますので、こういう評価が下されたのではないかと考えております。

また、3点目の議会公開度にあたる議事録、議場外での中継で知ることについてでございますが、議事録は本会議のみホームページで公開をしているところでございます。他の全ての委員会の議事録は公開をしておりません。又、議事内容を議場外で知ることの中継放送や録画については行っておりません。このことにつきましては、議会でもこの実施にあたって、やるかやらないかも含めて深く議論をしていただき、財政的な面も含めた上で検討をしていただきたい。そして我々も検討していきたいと考えているところでございます。

先ほども申しましたが、結果につきましては真摯に受け止め、今回の議会でも条例改正をお願いする点もございます。可能な限り前向きに情報公開を進めてまいります。

ただ、現在も全て情報開示の請求があった場合は開示をしているということは事実でございますし、質問についてもいかなるものかというところもあると考えているところもございます。この結果が町民の方へのサービス低下につながってはいないと考えておりますが、よくよく採点の中身も見ながら、私どもはオンブズマンの皆さん方の採点を上げるために情報公開を進めるということではなくて、透明度を高める点についてそれが町民の行政に対する興味、そして関心を高める。そして又、内外に対して苓北町のあり方をしっかり把握をしていただくための課題であると感じているところでございます。

ちなみに情報公開制度に関するアンケート、1、首長交際費の公開度について。病氣見舞いの相手先を公開していますか。これは、私事ではやることもあります、町の財政支出はしないというのが原則でございますので、そういう考え方でお答えをしているところでございます。葬儀の相手方を公開していますか。これは非公開。非公開というのではなくてですね、葬儀に町で金を出さない。私が個人で出しておりますので、その何か質問に対する答え方があんまりよくなかったようでございます。それとホームペー

ジで公開している。これは町長交際費ですね。これは全額交際費公開をしておりますが、相手先の氏名を公開している。相手先の氏名は非公開であるが公開をしている。B、掲載していない。C、合計金額のみ公開しているという回答を出しているところでございます。

又、情報公開条例制度の運用について、公開情報を開示するには決裁・供覧の手続き後であることが必要でありますかという質問でございます。私どもは必要だと答えます。これは個人情報等もあるいは入っております。一職員の1回だけの判断でこれを公開するというのは、これは無理があると。私どももしっかり決裁をした後、しっかり公開をしていくと。全てそういうことで問い合わせがあつて、ここに来ていただければ公開をしていくということは我々の考え方でございます。請求者については、これは広義住民のみ請求できるということにしておりますが、今後の考え方としましては、このことについては検討の余地があるのではないかと。請求方法についてファックス・メールのどちらでもできる、どちらでもできない。これはファックスとかメールはどこのどなたかわからない方たちから請求があつた場合に、どう我々は判断するのか。その辺のところもしっかり今後研究をしていかなければならない。相手がわかりません。そういった面で今のところはどちらでもできないという答えをしております。

それとコピー代は取っております。実際取っております、20円取っているわけです。私どもは町民からもコピー代を取っておりますので、当然町外者からも取るべきだと。但し、金額について20円というのはちょっと高かったかもしれないというそういう考え方でおります。コンビニあたりで10円で1枚できるようでございますので、その辺のところで落ち着ければよいのではないかなと。取るということを前提に考えていきたいと思つているところでございます。

あと議会の公開度について、これはもう議会の考え方も出てくるわけでございます。又、財政的な面もございますので、この質問事項、議会の議事録をホームページで閲覧できますか。本会議のみ公開をしているということでございます。あと委員会についての公開についてどうするか、この件については議会でも検討を深めていただいて、なるべく早いうちに結論も出していただきたいと思つているところでございます。

議会の議事内容を議場外で知ることができますか。中継も録画もされていないということをおっしゃいます。この件については、以前業者の方が放送をしたいということで来られたわけですが、非常に財政的な負担が重いことでもございましたので、今後はこれもやっぱり議会と併せてですね、よく議論をしながらなるべくこの議会での議論を町民に広く知っていただくということはよいことでもございますので、これをするかしないか、今後早急な回答をですね、出していかなければなりませんので、ぜひ議会からのご協力もお願いを申し上げます。

それで会議の公開に関する条例の規定について、これは公開の規定については特にないということでございます。これも検討が必要ではないかと考えておりまして、そういうことで我々としても反省する点もございます。但し、オンブズマンさんの点数を稼ごうという意図の中でやるのではなくてですね、透明な公開性をどう担保していくかということ視点をしながら、皆さんと共にできるだけ早く検討を深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、坂瀬川・都呂々中学校の廃校後の跡地利用についてでございます。先ほど浜口議員のご質問がありました。坂瀬川・都呂々それぞれの跡地利用検討委員会において跡地施設の活用方策が取りまとめられ、提言がなされております。あくまでも検討委員会の提言でございますので、我々がそれに対してまだ回答を出しておりません。唯一回答を出しておりますのは、先ほどお答えをいたしましたように、只今坂瀬川公民館、耐力度がですね、皆さんがお集まりになるそういう公共的な施設としては耐震度7がないと失格なんです、6台でございました。民間の方の一般の作業用には使えるようでございますが、やはり使わない方がよいと判断しておりますので、ご提言にもありましたように公民館として使うと。そのための予算も上げているということでございます。今後は地域要望でございます。大事な要望でもございますからそれに配慮しながら全町的なまちづくりの視点から活用方策を詰めてまいります。活用策を決定するに当たっては、機能の重複や不足など、他の公共施設との関連を踏まえた上で検討すると共に、財政的な観点からも将来のまちづくりの財政的弾力性を担保するため、財源確保や維持管理に係る経費なども考慮しながら、一定の留保を視野に入れた中での活用計画作りを進めてまいります。

なお、坂瀬川公民館及び坂瀬川出張所については、先ほどもお答えをいたしましたように、坂瀬川公民館が集会所等の施設としては耐力不足と判定をされておりますので、提言に沿ってできるだけ早い時期に閉校する校舎施設内に移転する方向で検討をしております。

野崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ありがとうございます。今、町長の答弁の中で、情報公開等についてですけども、オンブズマンの採点を上げるためのものではないということで、それは私も同感であります。オンブズマンの点数を上げるためにこれを改正をお願いしているわけじゃないんですけども、今議会にですね、今度芥北町の情報開示条例の一部改正する条例が提案をされております。これまではですね、町内在住の方のみが情報開示の請求ができていたものが、今議会条例改正が議決されればですね、今後は誰でも請求できるようになり、情報の開示が一部緩和されることとなりますので、このことに

ついてはいいことだと私も思います。

又、先ほどちょっとコピー代のことについてもご答弁いただきましたけども、現在は20円で苓北町はコピー代を取っとられるわけですけども、調べますと46市町村中で、苓北町を含めて6町村のみが現在10円以上ですね、20円ぐらい取ってあるわけですけども、あとの40市町村についてはですね、20円以下となっておりますけども、先ほどの答弁ではそういう方向に考えてもいくというご答弁だったと思うんですけども、その辺をもう一度確認の意味でコピー代はどのように今、お考えなのかお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 最初の20円が決まったのは民間のコンビニ等に影響がないようにというようなことで、当初20円ということが始まったと聞いております。今回、4月1日からこれはもう要綱で10円というようなことに一応改めさせていただきたいと。ずっとコンビニあたりを調査をいたしまして、10円というようなことでさせていただきたいと考えております。というのは、コンビニもご承知のとおり、コピーっていうのは枚数、カウンター量によって変わってきますので先ほど議員がおっしゃいました20円以上、一番高いところは30円とか自治体がありますが、これはもう小さな自治体になればなるほどカウント量が少ないもんですから、1枚当たりの単価が上がってきます。苓北町では一応、天草市、上天草市、それからコンビニの実態を調査させていただきました。ということで4月から一応10円ということでさせていただきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） コピー代についてはわかりました。

次にですね、公開情報を開示するにはこれまで決裁・供覧の手続きが必要であったわけですけども、先ほどご答弁の中にこれの手続きをなくすと担当者等の責任が重くなるというご答弁がありましたけども、他の市町村、ちょっと例を挙げますと、情報開示を求められた際に庁内の決裁・供覧、それに準ずる手続きが必要であれば、それだけ公開されるのに時間がかかります。前回必要なしとしたのは5自治体の高森町、水俣市、玉名市、山鹿市、宇城市だけでしたが、今回は、県、天草市、八代市、宇土市、南阿蘇村の4自治体も決裁・供覧の手続きなしとなってきました。

こういうふうに現状としてはですね、だんだん決裁・供覧の手続きをしないでいい方向に増えてきているんですけども、今後苓北町はその方向にお考えがあるのかどうか、その点もう一度ご確認の意味で質問します。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、急ぐというのがどのくらい急ぐのかっ

ていうのがよくわかりません。むしろ責任のあり方について、例えば担当の方の責任が重くなるのは当然です。後で何でこれをこんなことしたのっていう話になる可能性だってないとも言えないわけですね。秘密にするようなことはないんですけども、やはり公開をするということになれば、ある程度町のそれぞれの責任者がですね、承知をした上でやっていくというのが私は筋だと思っておりますので、そのところは今のところ見解の相違ではないかなと。どのくらい、1日遅くなるのか、何秒早くなるのか、その辺のところは余り問題ではないのではないかな。公開をするということの立場でいけばですね、そう考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） お考え等はわかりました。

次にですね、公開情報を開示するための請求方法、これファックス・メール等のできるようにできないかということで質問したわけですが、これも又調べますと、46市町村の中ではですね、約半分の市町村はファックス・メール等での利用ができるようになっとるわけですね。ですからこれも今言いましたように、時代の流れといいますか、他の市町村もそういうふうな方向で考えとられるわけですが、これも今後改正されるお考えがないのか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは引き合いはこの前の川崎市の子どもの殺人事件です。あれは誰がラインを打ったかどうかかわからないでしょ。疑われてるんですよ、本人の名前で来てるけど。そういった意味でやはりちゃんと氏名を確認できる、どこの誰かっていうの確認できる相手、そのためにもやっぱりファックスとかメールっていうのは余りにも私はふさわしくない、そういうふうに考えます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 町長のお考えはわかりました。

それじゃあ次に、3番目の質問をさせていただきます。各委員会の議事録まで公開できるようにできないか、そして議会の様子を議場外で知ることができるよう議会中継や録画放送ができないかというご質問したわけですが、先ほど議会の方で検討を進めてから町側としても考えていくっていうふうな答弁だったと思いますけども、これはですね、私も今、ホームページで公開されているのが本会議のこの議場でのやり取りだけが議事録が公開されとるわけですが、常任委員会、予算委員会、決算委員会等ですね、検討の内容も公開することによって町民皆様がよりわかりやすく、こういった予算で検討して、予算が執行されているのかっていうのがより具体的に、どの議員が質問したことによってどういうふうな方向になっているとか、どういうふうな考えを持っとられるというのがよりわかりやすくなると思いますね。だからそういった点での本会議の

みじやなく、各委員会での公開もやった方がいいと思うんですけども、町側としてのお考えはどうでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私はその意見に同感でございます。後は議会がどうするか、詰めていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） それでは次の議会中継も、この本会議場での中継のことなんですけども、現在苓北町は10億円以上予算をかけてですね、この前通信整備事業によってですね、町内全域に光ファイバーを整備したわけなんですけども、他の市町村からしますと通信網ははるかに整っており、初期投資やメンテナンス費用は他の自治体よりもですね、随分安く抑えられるのではないかと思います。特に今は情報化の時代でありますので、議会中継を行うことによって先ほども言いましたけども、町民に対しよりスピーディー、そしてわかりやすい町の情報や議会内容を知っていただき、更に町政に関心を深めていただきたいと思います。

他のところ、高森町でもですね、今年の4月から光ファイバー網が導入されることになっているそうですが、そこでネットで紹介されている内容をちょっと見てみました。そうしますと、その文章によりますと、2015年4月から番組放送及びデータ放送を正式に開始する。専用スタジオは庁内に開設し、地元密着型の番組編成となる。番組の内容は、防災、教育、福祉、農業などあらゆる行政情報、町民の高齢化に向け在宅中にも自然災害などの情報が正確かつ確実に入手できるようにする他、総合防災システムによりテレビや携帯電話、固定電話などの各端末に一斉発信する考え。又、教育分野では都会と変わらない教育環境を整えるべく、小中学校に導入済みの電子黒板をブロードバンドで高度化する。更に福祉分野では見守りシステム導入の他、買い物支援なども視野に入れている。町は行政や防災関係だけでなく、各地域のイベントや各種行事などの地域情報なども民間で共有し、住みやすいまちづくりを展開することで町外からの移住・定住や企業誘致対策にもつなげたいとしている、というふうになっております。

このようにですね、光ファイバー網を利用すればですね、これにも書いてありますけども福祉の見守りシステムなど様々な利活用ができるわけですね。そこで議会等の中継のサービスを受けるためにはどれくらいの費用がかかるか、これもちょっと調べてみました。

平成24年12月から議会中継を行っているのが水俣市ですけども、その例を見ますとですね、初期投資は112万円。その内訳はカメラ3台、コントローラー1台、ミキサー1台、パソコン1台、モニター1台、ユーストリーム等インターネットに接続するための配線、ケーブルなどの費用を含めて112万円でできたそうです。又、月々

の経費は、光通信利用料が約 7,000 円、その他の機器の保守メンテナンス費用が年間 10 万から 15 万程度となっているそうです。

そういったことから再度前向きにですね、予算経費等を検討していただきたいという思いがあるんですけども、その辺の町のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今の野崎議員の発表された数字がですね、そのままそれで放送ができるのであればこれはすばらしいなと思いましたね。私どもが、光ファイバーが出来上がる前に業者から提案されたのが 2,000 数百万かかっているということでございました。毎年のごとでございますので、その辺のところの中で止まっております。そういうことで、その程度の予算で放送ができるということであれば検討をしてもよいのではないかと考えます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7 番（野崎幸洋君） 確かに当時はそういったご答弁を 2,000 数百万ぐらいかかるっていうのは私も聞いておりましたけども、こういうふう到现在放送できる市町村を調べるとこれぐらいで実際できるわけですから、町としてもこれを十分調べていただいて本当に今、町長が言われるようにこれでできるのかっていうのは再度町側としても調べていただきたいと思います。

次に、坂瀬川・都呂々中学校の廃校後の跡地利用について質問いたしますけども、先ほど質問の中でですね、最終的な町の考えと今後のスケジュールはどうなっているのかというのを聞いとるわけですけども、坂瀬川公民館については大体耐震が足りないということでそっちの方向に話がどうもいくように答弁をいただきましたけども、実際坂瀬川公民館はですね、昭和 47 年 3 月に建築され、既に 42 年は経つとるわけですね。そのため老朽化が進み、もちろん耐震も足りないんですけども、私時々利用するんですけども、2 階のベランダ付近ではですね、天井のコンクリート片が部分的に落下し、非常に利用者にとっては危険な状態になっております。これはもう町当局としても十分把握された中での先ほどのご答弁だと思いますので、特に坂瀬川公民館については早急な対応と移転といいますか、その利用にもっていかれるように再度お願いをしておきたいと思えます。

次にですね、質問 2 で上げておりました坂瀬川中学校グラウンドをですね、多目的人工芝に改修する答申っていいですか、検討委員会の中での話しで出とったんですけども、町側としてはこれはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まだこの件については具体的に検討しておりません。というのはもう平成 27 年度の予算ができてしまっております。そういった意味で、この作業が

近いうちにできるのかどうかということもありますし、近くに坂瀬川グラウンドがあるのにそこまでの施設整備が必要かどうかの検討もしていかなければならないと考えておりますので、まだ具体的に1つ1つはやっておりません。ただ、緊急に急ぐ場合が、公民館がございましたのでこの点についてだけ具体的な予算を立てたところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 私も今、町長の答弁のとおり、これは慎重に進められた方がいいんじゃないかというふうに考えております。なぜかといいますと、現在苓北町にはですね、今言われましたように坂瀬川グラウンド、また民間でありますけども九電グラウンドにも天然芝が整備されております。そして又、現在麟泉公園跡地に整備中であります拠点避難地兼多目的運動広場にも、町長が前回答弁の中でラグビーの試合を招致できるようなグラウンドとして整備するというふうにお答えされとるわけですが、おそらくここにもラグビーっていうことは天然芝が整備されるものと思いますが、スポーツ等の交流人口増加を目的としているとはいえ、これ以上坂瀬川中学校グラウンドに人工芝までにして整備する必要があるのか、ちょっと今の現段階で私も疑問に感じているところです。どのような人工芝の張り方か、もしするとしてもわかりませんが、ここはですね、毎年坂瀬川地区の町民体育祭が開催されておりますし、又、グラウンドゴルフ等に十分このままの状態に対応ができますので、この件に関しては慎重に話を進められ、決定されるようお願いをしておきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告5番、6番議員の石田でございます。私がこの場に立たせていただくことができたのは、町民の皆さんの温かいご支援があったからでございます。本当にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

私は日本共産党の候補者として政策を訴えてまいりました。又、町の全世帯にアンケートを配りましてたくさんの貴重なご意見をいただきました。その中から選挙の公約としても選挙公報で皆さんにお示しをしております。議員の皆さんも選挙公報を発表されていらっしゃると思います。私は皆さんの公報を読ませていただきまして、皆さんのチェックをさせていただいております。色分けをさせていただいております。できることが、一緒にやれることがたくさんございますので、議員の皆さんと力を合わせて町民のために頑張っていきたいという決意を述べさせていただきます。

まず、初めに子育て支援について質問をします。町長も所信表明で子育て支援に全力を投球すると言っていたいただきました。ありがとうございます。少子高齢化は申すまでもなく、中学校も先ほどからも言われてますように、4月から3校が統合して新しく苓北

中学校に生まれ変わります。子どもの医療費は、町長、議員さん、職員の努力で4月から中学卒業まで全額無料になると聞いております。私はこれを高校卒業まで無料にしていきたいというふうをお願いをするものでございます。

私の時代とは違い、今は高校に進学するのが当たり前になっています。義務教育的役割になっているのではないのでしょうか。でも、高校に行くにはお金もかかります。ましてや部活をするには親の負担も大変でございます。高校卒業まで無料にするとしたら必要な予算はどれくらい要るのでございましょうか、お尋ねをします。

高校生になるとそう頻繁に病気をすることもないと思いますので、親御さんの負担軽減のためにもぜひ町長、よろしく願いいたします。

それともう1つ、子育てでお願いしたいことがございます。小中学校の教室にエアコンの設置を提案いたします。ここ近年、異常気象で夏の気温が異常に高くなっている上に、光化学スモッグやPM2.5などでどんなに暑くても窓を閉めて授業をしなければいけないことを考えると、エアコンは必要不可欠で待ったなしではないのでしょうか。子どもたちの健康面も気になります。授業に集中できる環境をつくるのは大人の責任です。今は各家庭でもエアコンは当たり前の生活になっています。子どもたちもエアコン設置を待っています。昨年の6月議会で田嶋議員がこの質問をされておりますが、その後検討していただきましたでしょうか。お答えをお願いいたします。

各学校の屋根には太陽光発電が設置してありますので、電気代はそれで賄えるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

次に、住宅リフォーム助成制度を苓北町でも新設をしていただきたいということでございます。昨年6月議会で野崎議員が空き家情報バンクの質問の中で、空き家のリフォーム時に補助金を出すような制度を設けることはできないかとの質問もされております。

私がお願いするのは、現在住まわれている家のリフォームのことでございます。住宅は長年住んでいると風雨などにさらされながら劣化していくことは否めません。人の生活を支えていくには住宅にも手をかけなければ、その品質を維持していくことはできません。でも景気も悪く、地域の過疎化や高齢化に合わせて昨年4月から消費税が8%に引き上げられたことも相まって、なかなか住まいの改修までは回らなくなり、建築業者も仕事が少なくなってきました。住宅リフォーム助成制度は町内の中小業者の仕事づくりにもなります。地域が疲弊をしている中でこの制度の実現をさせていただければ、中小業者の皆さんはもちろん、町民や商店にも経済効果は波及します。経済効果は20倍だとも言われています。町の活性化にもつながります。

当町におきましては住宅建設用の宅地造成は行われていますが、高齢化が進んでいる中で新築よりもリフォーム工事への希望が増えているようでございます。

天草市においても、昨年の7月中旬以降に改善された助成制度に希望が殺到し、補助

額も大幅に増額されています。地元の建設業者や建設就業者の皆さんからも仕事が増えて助かっている、又利用者からも大変喜ばれています。苓北町でもこの制度を町の活性化の1つとしてもぜひ新設をしていただきますよう要望いたします。

最後になりますが、国保税を1世帯1万円引き下げをしていただきたいということをお願いするものでございます。昨年4月、消費税が8%に増税され、物価も上がってきています。年金は毎年毎年削られて、年金支給額は上昇した物価に対して実質1.8%も削減されています。労働者の現金給与総額を厚生労働省が統計を出しておりますけども、1997年、消費税が3%から5%になったときをピークに毎年減り続けて、2014年は97年より12%少なくなっています。

私たちが行った町民アンケートでも生活が大変になっているとの訴えがたくさんありました。特に国保税や介護保険料の負担が生活を圧迫しているという意見が多く寄せられています。今、苓北町の国保世帯は何世帯あるのでしょうか、お尋ねします。

また、国保の基金はどれぐらいありますか。これもお尋ねいたします。

その基金の中から引き下げはできないものでしょうか。少しでも町民の家計を助けるためご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、子育て支援について、子育て支援策の1つとしてお尋ねの子育て支援医療費の助成制度でございます。苓北町におきましては、平成24年度から対象をそれまで小学校6年生から中学校3年生までに拡充をし、中学生につきましては先ほどちょっとおさわりになりましたけれども、もう大分体も頑健になってるんで、その点はまず負担割合を3分の2でいだろうということで3分の2にしていまいりました。又、石田議員ご存じかと思いますが、今ご指摘をなさいましたですね、新年度平成27年度から中学生まで窓口負担が全額無料になるように、昨年12月の議会におきまして条例を改正していただいたところでございます。

現在の医療保険制度における被保険者の窓口負担は、未就学児が2割、小学1年生から69歳までが3割、70歳から74歳まで原則2割、75歳以上からは原則1割となっているところでございます。子どもの医療費助成につきましては、都道府県も支援を行う事業であります。熊本県の場合は対象年齢が3歳までということでございまして、相当みずばらしい制度ではないかなと思っております。

苓北町の新年度予算における子育て支援医療費の予算は、2,150万円でございますが、このうち県補助金は260万円でございますので、対象年齢の引き上げは補助金の増となり、町の負担も減少することになり、更に制度の拡充にもつなげていけると考

えておりますので、まずは熊本県に只今の対象年齢をせめて小学校入学まで引き上げていただけるように要望を行っているところでもあるし、今後も続けていきたいということでございます。

お尋ねの高校卒業まで医療費を無料にできないかということでございますが、今説明しましたとおり、新年度からの拡充を行うことになったばかりでございますので、県の財政的な支援拡充も含め、総合的に判断しながら結論を出していきたいと考えているところでございます。なお、この必要な予算は200万円ということでございます。

次に、小中学校の教室にエアコン設置をということでご質問がございました。小中学校のエアコン設置につきましては、これまでの議会でも一般質問が出されてきたところでございますが、現在苓北町では学校立地状況に応じて保健室や職員室の他、図書室や音楽室、パソコン教室などの特別教室に必要な応じエアコン機器を設置しております。この他、各学校の普通教室につきましては、疾病の関係から紫外線対策、暑さ対策を講じる必要があった児童が在籍しておりました坂瀬川教室の1教室にエアコンを設置してきました。又、本年度には当面の対策といたしまして、各学校の教室に扇風機をそれぞれ設置して対応してまいりました。

このような状況の中で、新年度予算におきましてはこれまでなかった志岐小学校図書室へのエアコン設置、並びに新しく開校する苓北中学校におきまして先ほど申し上げました疾病の関係から紫外線対策、暑さ対策を講じる必要がある生徒が新1年生として入学してまいりますので、この対応のために1年生教室への設置と、新たに会議室として使用する教室への設置及び機器不良により取り替えが必要な職員室のエアコンについて取り替えを行う予定にしているところでございます。

なお、苓北中学校につきましては、新たな中学校として開校いたしますので、教育環境の整備を更に進める観点から、各教室への整備について今後、国への空調設備設置要望及び申請を行うようにいたしておりますので、認められたならばその辺の苓北中学校の課題は解決すると考えているところでございます。

次に、住宅リフォーム制度の新設についてでございます。ご質問がありましたにもかかわらずちょっと恐縮でございますが、住宅のリフォームの補助制度につきましては個人の資産でありますので、介護保険等の住宅改修補助以外は今のところ考えておりません。ただ、現在空き家の調査をしておりますので、所有者等を特定し、意向調査を実施して、移住を希望される方に空き家情報を提供できるような空き家等情報バンク制度を今後検討していきたいと考えております。そのため、そういう移住が可能な、そういう空き家の活用の中でどのような住宅リフォームの補助ができるのかを今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

国保税の1世帯1万円の引き下げについてでございます。石田議員の質問事項の3番

目、国保税の1世帯1万円の引き下げについてお答えをいたします。

国民健康保険には平成27年1月末現在で1,312世帯、2,244人の方が加入をしていらっしゃいます。又、国保の基金につきましては、平成26年度当初で積立予定額を入れますと9,927万円の財政調整基金積立額となります。国保制度は自己責任の原則によって経費負担に応じる相互共済的な制度でございます。能力に応じて保険税を支払い、事業運営に要する費用の一部について必要に応じ国が財政的負担を行っており、適正なそして公平な保険税負担により健全な事業運営がなされております。事業運営費の負担割合は保険税50%、公費50%を原則としておりますが、いろいろな制度によりまして保険税の負担割合はその全体から見ますと13%となっているところでございます。

まず、苓北町国保の給付と負担の状況をお話させていただきますが、平成25年度苓北町の一人当たりの医療費につきましては、県下45市町村中高い方から11番目でございます。一人当たりの保険税は、今度は高い方から40番目になっております。全部で45団体でございます。つまり、苓北町は医療費は高いのに保険税は安くなっているという状況と言えます。又、保険税の徴収率につきましては、町民皆様方のご理解と国保運営協議会の皆様方のお働きによりまして、98.79%と県下で一番の徴収率となっております。保険税につきましては、低所得者の皆様方に対する軽減措置がございましたが、苓北町の場合、その軽減措置を受けている世帯は約67%の828世帯に上り、県内では4番目に高い割合となっております。保険税を安く抑えられているのは、徴収率や今申し上げたような制度と併せて、財政調整基金を活用しているからでございます。以前は健全な財政運営を行うために財政調整基金への積み立てを国からの強い指導がございました。現在は、多くの国保保険者が財政運営に苦慮していらっしゃる状況なのでその指導はなくなりました。健全な財政運営を行う上ではなくなりましたが、財政調整基金は必要でございます。大きな病気、あるいは多額な高額医療等々が必要になった場合に、後々高額医療は返ってはまいります但其の場で現金が要る場合がありますので、その基金についてはある程度の基金は絶対にとっておかなければならないと思っております。

又、今回の議会へ提案しております平成26年度補正予算及び平成27年度予算につきましては、財源不足により合わせて8,676万3,000円を基金から取り崩す予定としております。議員ご質問の基金の中から1世帯1万円の引き下げはできないかということでございますが、今申し上げましたように既にこれだけ多額の基金を投入しているということもございます。そういった諸々の理由から保険税を引き下げるために基金を取り崩す状況には今はないということでもあります。

但し、苓北町の保険税は平成18年度に医療給付分の所得割率を上げて以来、医療費

の増加もあったにもかかわらず、本年度までその保険税は上げておりません。この間基金を取り崩してその不足分に充てており、保険税の上昇を抑制しておりますので、今後でもできるだけ保険税の値上げとならないように基金を活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ありがとうございます。町長の答弁の中でですね、高校卒業までの医療費の無料化、これは中学校まで頑張っていただいているということは本当に先ほども申しましたように、感謝をしたいというふうに思います。でも、高校卒業まで実施しているところもあります。そこではですね、早期発見、早期治療ができて重症化せずに治療ができて、医療費も削減できるといっていらっしゃいます。熊本県の中でも山鹿市や和水町、芦北町、五木村が高校卒業まで無料にしておりますので、苓北町でも今年は無理といたしましても、来年といわずできるだけ早く、来年、再来年といわず、できるだけ早く高校まで無料にさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それとエアコンの問題なんですけども、扇風機を全教室に付けられたということでございました。ありがとうございます。でも本当にこの頃暑くなってきておりまして、酷暑の中で窓を閉め切って、汗を流しながら授業を受けているお子さんやお孫さんの姿を皆さん想像してみてください。勉強に身が入らないのではないのでしょうか。扇風機と両方あれば言うことはないんじゃないかなというふうに思います。

町議選のときにも知らないお年寄りの人から、奥さんから呼び止められました。「孫が言うたんですよ。エアコンを付けてくれるおばちゃんに入れて」ということでお孫さんに言われたそうです。又、昨日も話を聞きました。娘がこの前ちょっと実家へ帰って来られたそうです。そのときに娘さんが「エアコンのおばちゃんに入れてよって子どもから言われたとばい」と言うておばあちゃんに報告されたそうです。だからあの街頭で訴えをしても、エアコン設置を訴えたと子どもたちが「やったー」と言うて手をたたいて喜んでくれました。まだね、やったということではないんですけども「やったー」と言うて手をたたいてくれました。子どもたちも本当にエアコン設置を、たくさん子どもたちが待っております。

又、今年の冬は例年より3度以上も気温が低くなった日が多くなっているとの報道もありました。授業に集中できる環境を子育て支援の1つとしてぜひつくっていただきますように町長、よろしくお願いいたします。

それから住宅リフォームの件でございますけども、この間当議会におかれましても熊本県建設労働組合天草支部苓北分会から制度要望への陳情が提出されて、全会一致で可

決されているということをお聞きいたしました。地元の建設業者や就労者の切実な要望として受け止めていただき、制度実現をよろしくお願いいたします。先ほども言いましたように高齢化しております。消費税も上がります、又1年半切ってますけども10%に上がることも決まっております。本当に住宅が悪くなってもなかなか手を入れられないという状況が続いていると思います。高齢者率も高くなっておりますので、そこら辺をよろしくお願いしたいと思います。

天草市の補助額は当初2,000万円だったのが、3回追加をされて1億6,000万円になったということでございます。創設自治体も2013年でございますけども6件できているということで、九州では佐賀県と長崎県が創設をしているということで、全国で556の市町村でこれは実施されているということでございますので、ぜひ当町でも移住者のためのリフォームだけではなくて、一般の住宅にもリフォーム制度を制度化をしていただきたいというふうに思います。

それから国保税の問題でございますけども、医療費が高いのに国保税は安いということで、本当に町が頑張っていらっしゃるなということでございます。本当にありがとうございます。でも、国保税の引き下げをするところが相次いでいるということも聞いております。国の15年度から保険者支援金というのが予算化されていると思いますけども1,664億円というのをご存じでしょうか。それを使えば国保税を引き下げることできるのではないのでしょうか、再度お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 高校生の医療費の問題ですが、やはり小さい自治体だけじゃなくて、熊本県も一緒に取り組むべきだと思っております。熊本県が取り組んだならばその分だけ余分な経費が入ってくるわけでございますから、又、それは上の年代まで引き上げられるという図式になります。その辺のところを我々も要望に力を入れてまいりたいと考えております。

そしてエアコンの件でございます。中学校のエアコンの補助につきましては、今これからお願いをしてまいります。これを認めていただければ我々もまずは一安心ということでございますが、1つ付け加えますと、あんまりエアコン慣れしてしまうと体力が弱ると私は考えておりますので、その点はですね、やっぱり本当に暑いときだけ、もうよっぽどのときだけ使っていただくようなご配慮も必要ではないかなと考えます。

そして住宅のリフォームですが、これは研究の余地が大いにあると思います。あるというのは個人の資産でありますから、もし全員言ってこられる可能性もあります。そうなったときにどういうふうな形でその要件を作っていくかというのは非常に難しい問題でもございますので、今のところ私がお答えができる範囲では、とにかく移住者用にお貸しになる場合、住宅を改造する場合にどういったところまで応援をしていくか、その

辺のところの検討を今後させていただきたいということでございます。

あとは支援金、福祉課。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 只今石田議員さんの質問の中で保険者支援分という補助制度があるということでございますけれども、保険基盤安定負担金の中にそういうふうな保険者支援分ということで国の2分の1の補助金というのは今までもございました。それとは別にあるということでございますならばちょっと調べまして、又、お答えをしていきたいと思いますが、今ここに手元に資料がございませんので、後ほど調べさせていただきますと思います。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 子どもの医療費無料化については、私たちも署名を集めまして県にも要望していております。熊本県は本当に悪いんです。悪いので県にもたくさん署名を集めまして要望していておりますので、町の方からも県の方へ要望していただくということでございますので、そこら辺は力を合わせてやっていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いしときます。

それから国保の医療費、保険者支援金なんですけども、これは15年度予算額で1,664億円、国が2、県が1、市町村が1ということで支援金が出ているようでございます。これも調べてぜひお願いしたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それからですね、住宅リフォームの件なんですけども、本当にこの町でも建設業者がたくさんいらっしゃいます。本当に中小業者は大きなところと違って、大変今、不景気の中で仕事がないということで困っていらっしゃいますので、空き家バンクの方もよろしいですけども、個人の資産ということもございますけども本渡とかね、他のところではたくさんやってるところがございますので、条件をうまく付けていただいてぜひ制度化をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

ここで14時40分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後2時28分

再開 午後2時40分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

先ほど石田君の質問に対して答弁がありましたが、健康増進室長より追加して答弁を

したいということでございます。それでは健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 先ほど石田議員の方から保険者支援金として1,700億円が国の拡充施策がなされるということでお話がありましたけれども、これは社会保障審議会医療保険部会の資料の中にそういうことが書いてありました。これは、平成27年度から低所得者対策として保険者支援制度を拡充というふうになっておりますので、今ある制度にプラスして1,700億円を出すということだと思います。ただ、これについてはどういうふうに割合で出すというのは県の方からまだ示されておられませんので、この後そういうふうな説明会もあるかと思います。ただ、これが出るからといって即、苓北町の保険税を下げられるかというそれはちょっとできないんじゃないかなと思います。ただ、このお金が増えたことによって財政調整基金が増えていってですね、それによってお返しできるようになればですね、そのときはそういうふうに考えていると思っております。以上です。

○議長（山本政人君） それでは通告6番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告6番、3番議員、高戸幸雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に一言ご挨拶を申し上げます。私は今回初めて議会議員の選挙に立候補し、町民の皆様方の温かいご支援を賜り、この場で一般質問することを許されました。ちょうど2年前この場で退職の挨拶をしたことを思うと少し違和感を感じておりますが、執行部の皆さんどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは早速本題に移ります。今回私は3つの事項について一般質問を通告しております。なお、一部重複の質問がございますが、通告しておりましたのでご了解願いたいと思います。

それではまず、第1に情報の開示と財政の健全化についてご質問をいたします。私は先に一部新聞報道で苓北町が熊本県下で情報の公開制度が最下位であると報道されましたけれども、それを受けた質問でないことをまずもって述べておきたいと思います。

情報の公開につきましてはいろいろな方法があり、別段コピーの値段が幾らとか、首長の交際費の相手を公開していますとか、町政の推進につきましては何ら問題性はなく、苓北は苓北のやり方でいいのではないかなと私は思っているところでございます。

さて今年、広報れいほく1月号に苓北町の地方債の現状と題した記事が載せられておりました。今まで言葉での説明は何回かあったものの、今回のように数字を用いた方法にて起債の名称ごとに交付税参入率が詳しく説明され、町民の皆様に理解を求められたことは大変意義深いものがあったのではないかなと思っているところでございます。地方債の借入金残高だけを考えると、町民の方の中には「このままでは苓北の将来は大変なものになるのではないか」とか、あるいは「子どもたちにこのような多額の借金を残

していいのか」などと不安視をもたれていたのは事実でございます。よって、今後もいろいろな場あるいは機会を通じ、不安の解消に努めていただきたいと思います。なお、私はその結果をもって、もっと起債を利用し、各種事業の推進を図る、促すそういったつもりではなく、あくまでも健全な財政運営が一番であると思っているところでございます。

確かに社会資本の整備は必要不可欠であることは私もわかっているつもりでございます。できるならばこの時期だからこそ各種事業の推進を図る一方、許される範囲の時間内で立ち止まり、事業の検証を行うことも必要ではないでしょうか、お伺いをいたします。

ここで、起債償還と事業関連についてお尋ねをいたします。年度当初の予算編成に当たっては、町振興計画に基づく事業推進と通常の経常経費を勘案し、予算編成は大変な苦労があらうと思います。又、年度途中で国の経済対策に伴う大型補正が発生した場合、その対応も加わり、ますます財政当局は大変だと思っているところでございます。事業に当たってはご存じのように当然のごとく起債が発生してまいります。起債はそれぞれの区分により償還制度が定められており、当初は利息のみの償還ではございますが、しばらく経つと元利均等償還が発生してまいります。現在の時点で公債費が一番多くなるのは平成何年度でしょうか、お伺いをいたします。

又、情報のいち早い開示とは少し違いますが、地方創生関連事業や大型補正が計画された場合には、今後も機会を見つけ早いうちにその都度、その都度の情報の提供をお願いしたいと思います。このことにより、その事業に対し早いうちから検討協議がなされ、その結果として多くの町民の方々からも理解を得られるのではないのでしょうか。

又、国民健康保険特別会計においては、平成30年度に制度そのものが熊本県に移管されるとお伺いをしているところでございます。現在は、各自治体ごとに税に対する賦課方法、そして納入のあり方も違っており、当然税額の変更もあらうかと思えます。それに伴い町民の方々の中には不安と共に混乱が生じるのではないかと懸念を持っているところでございます。現況についてお伺いをいたします。

次に、西川内漁港周辺の観光地基盤整備事業についてお尋ねをいたします。この周辺につきましては、何回となくイルカウォッチングについての構想が協議されたとお伺いをしております。その折、大きな問題の1つとして漁港内の敷地用途変更があるとのこと。私もこの件につきましては多くの課題があることは承知をしておりますが、今後とも熊本県当局の指導を仰ぎながら一段の努力をお願いしたいと思います。

又、隣接のおっぱい岩につきましては、ジオパーク関連で今後入り込みのお客さんが多くなると考えられます。このことにつきましても駐車場の確保に問題があるとお伺いをしております。その結果として、周辺の国道背後地の利用が持ち上がったともお聞き

しております。この案件につきましても当然のごとく地権者でございます国交省、つまり土木部との協議が必要であることは承知をしております。

もしも以上のような事柄が解決した折には、周辺住民の方々及び漁協双方の理解を得た上で商工会等々の関係諸団体と協議を持ち、産直市場開設も一理あるのではないのでしょうか。これにつきましてはもちろん採算上の議論も当然必要になることは承知をしております。なお、町自体も漁業並びに観光振興策の一環と併せて地域の活性化のために応分の経費の投入が必要かと思ひます。検討をお願いいたします。

そこで、以上の事柄についての現在の進捗状況をお尋ねいたします。

最後に、富岡城二の丸長屋及び角櫓、通称苓北町歴史資料館についてお伺いをいたします。このことについては午前中も質問がございましたけども、先ほども申しましたとおり、通告しておりましたので私の方からもご質問をさせていただきます。

本事業は、建物自体はほぼ完成を見、今後は使用あるいは利用が大きな課題になっているかと思ひます。展示物の内容につきましては、既に何回となく苓北町歴史資料館建設等整備検討委員会において協議がなされたとお伺いをしています。展示物につきましてはその建物のメインというか、中心となるべきものが必ずや必要であろうと私は思ひます。

本渡のキリシタン館では天草島原の乱の天草四郎陣中旗、お隣の天草町のロザリオ館では天草キリシタン文化を紹介する禁教時代の隠れ部屋の再現、そして河浦町のコレジヨ館においては、南蛮文化を伝えるグーテンベルクの活版印刷機とそれぞれの館の顔となるものがございます。

苓北町の歴史資料館の顔となるものはいかなるものでしょうか。建物にちなみ富岡城攻防戦にかかわるものでしょうか。それとも何か別にふさわしいものになるものでしょうか。多額の経費を投資した建物でございます。それにふさわしいものでなくてはならないと私は思っております。お伺いをいたします。

なお、開館予定につきましては、もう既に答弁をいただきましたのでそのように進めていただきたいと思います。

それから最後に、郷土資料館の今後の利用につきましては、東大地震観測所との関係もあろうかと思ひますが、何か具体的な計画がありましたらご答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。なお、あとは一問一答方式によりまして自席にて随時行いたいと思ひますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員の質問に答えさせていただきます。

まずは、財政の問題で、現時点での地方債残高のピークは平成28年度、そして地方

債の返済額のピークは平成32年度になります。建物等の維持費のピークにつきましてはそれぞれの施設で建築年度が違いますので、それぞれの施設で維持管理計画を立てて維持管理をしていかなければならないと考えております。

情報の提供につきましては、広報れいほく等あるいは議会協議会等でその都度お知らせをしているところでございますが、今後も広報等でお知らせをしていきたいと考えております。

国民健康保険税につきましては、ご承知のとおり、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる一元化が実施されることに決定しております。市町村と共に国保の運営を担うことになります。

まず、県の役割でございますが、統一的な運営方針の策定、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定、標準保険料率等の算定及び公表などになっております。又、市町村の役割といたしましては、健康保険料率等を参考に、保険税の賦課徴収、国保事業費納付金を県へ納付、被保険者の資格管理、保険給付の決定などとなっております。県担当者へお伺いをしましたところ、国保事業費納付金の決定につきましては、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮することが基本となっておりますので、県下統一の保険料とはならないので市町村独自の賦課徴収方法で構わないということでございました。従いまして、保険税の賦課方法、納入方法につきましては現行どおりの方法で実施できることになります。詳細につきましては、今後県と市町村との間で協議していくことになっておりますので、町民の皆様方には不安と混乱が生じないように、その都度広報紙等で情報を公表してまいります。

次に、西川内漁港周辺の観光基盤整備についてのご質問がございました。西川内漁港の用途変更については大変難しい問題もございます。まずは漁港として使う、そして今、グラウンドゴルフ等やっておりますが、これは本来であれば使ってはならないことになっております。それとあと建物を建てること等非常に厳しい条件が付けられているのはもうご承知のとおりだと思っております。しかし、諸々の催し物を行う場合等についてはその点はお許しをいただけるのではないかと。これが半永久的なものになると大変難しい問題になってくるということでございます。

次に、そういう状況でございますので、今後とも熊本県あるいは水産庁としっかり協議をしていきまして、せつかくあの地域の核となり得る場所でもございますので、理解をしていただいた上で地元の方のご協力の中で西川内周辺の活性化が図られればありがたいと考えているわけでございます。

次に、その場合の駐車場についてでございますが、現在は国道脇の少し広い道側に停車している状況でございます。議員がご指摘をなさいましたとおり、おっぱい岩周辺の適地としましては県管理の国道後背地が考えられます。天草広域本部にお尋ねをしたと

ころ、県として直接実施する事業はないが、町が取り組んでいくなれば駐車場としては許可できないけれども、休憩所として貸すことが可能ではないかということでございます。今後は該当する有利な事業はないか、関係各方面にお尋ねをしまして、しっかりした施設ができるように協議を進めてまいります。

次に、富岡城二の丸長屋及び角櫓の活用について。先ほど倉田議員の質問でお答えをいたしましたように、まず展示に当たっての基本的な考え方といたしまして、富岡城の歴史的な裏付け、歴史的価値を周知することを主体に置いて、歴代の城主の取り組み、業績などを資料の展示等を通して、苓北町の魅力ある歴史資源として発信していくことにしております。このことから1点目の苓北町歴史資料館の顔といたしましては、国会図書館所蔵の貴重な資料であります「肥前甘州富岡城図」を配置し、この絵図を展示空間へいざなうプロログとしまして、来館者の期待感を醸成します。その上で、天草島原の乱と富岡城、富岡城の大修復、富岡城の破城など富岡城で起こった出来事を幕府側の視点でわかりやすく解説した資料展示を行う計画ではございますが、私が一番メインになってほしいと思うのは、鈴木代官がいわゆる堺地方で代官をやっておられるときの諸々の大きな事件の中で、反省を伴った中で作られた一佛二十五菩薩、この像でございます。私は個人的な見解でございますが、これが天草の歴史資料としては現存する最大の資料だと私は思っております。今、国照寺に展示してございますので無理かと思いますが、やはり可能であれば年に何回か特別展をやりたいと考えておりますので、そういうときに展示ができればありがたいなとそうように考えているところでございます。

又、昨日のニュースでは勝海舟記念館を東京都の大田区が造ると。大田区、あの人は墨田区の本所の生まれなのにと思ったんですが、そういった面ですね、勝海舟を顕彰しようということも非常に今、盛り上がっているような感じでございますし、頼山陽につきましてはもうちょっと皆さんの評価が高まればいいなと。ある歴史学者は、この150年間の間の中での日本の歴史の形をつくってきたのは頼山陽。そして戦後は司馬遼太郎だということを言っておられる方もいらっしゃるぐらいでございますので、そういうことが特別展示の中で行われれば又、賑わいも増すのではないかなと考えております。

歴史資料館の開館につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、現在の郷土資料館の今後の利用についてどうなのかと、もう本当にその点は非常に大事なことだと考えているところでございます。私はあの建物をしっかり活用をしていただける方があればこれは売却してもいいんじゃないかと。今年は平成27年度にはですね、いわゆる苓北町で今使われていない休眠地、あるいは休眠施設等については売却できるかどうか、1つずつ吟味をしていきたいと考えているところでございます。もちろん東京大学地震研究所の施設もありますので、東京大学との協議、これは東京大学はKDDのケーブルを使って観測をしておられますので、あれを移転させるのか、そのまま買わ

れた方との協議の中でなっていくのか。

但し、どういう方お買いになるかということはまだ一切我々もわかっておりません。むしろこれを売却する方向でいくのかどうか、その方向性が立ちましたらその辺のところを我々も具体的に探していかなければならないと考えているところでございます。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私も40年近くおかげで、役場で生活をさせていただきましたので内容等についてはわかっているつもりでございます。いろんな面で大変だなと思い、今回議会議員に立候補しこのような機会を得たこと、自分で本当に幸せ者だなと改めて思っているところでございます。

この中で国民健康保険関係がございましたけれども、地域が輝く行政区活動補助金というものが予算化をされております。行政区の運営に当たっては大きな、貴重な財産でございます。これが県に移管された場合にどうなるかなと、この前まで区長という職を仰せつかっておりましたので、あえてこのような質問をさせていただきました。答弁につきましては結構でございますけれども、この点について行政区と重ねて協議等々を図っていただきたいと思っているところでございます。

又、各施設の維持管理については大変だと思います。下水道においても長寿命化計画に伴う委託料が平成27年度に計上されているようでございます。私も在職中に橋の長寿命化、そして港湾の長寿命化とそれぞれ委託料を支払いながら末永い利用をということで計画した本人でございますので、この点についてもわかっているつもりでございますので、引き続き貴重な施設、1年でも長く使えるよう今後とも努力をしていってみたいと思います。

それから西川内漁港の用途の変更、確かに大変だと思います。在職中に松島町の下水道センターで広大な土地を買収していて、それが大きな問題となって事例も伺っているところでございます。運営に土地そのものを生かしながら、上物を造らないならば許可していいですよという案件で松島町は一件落着をした経緯もございます。できるならば何回も申しますけれども、熊本県当局のご指導を仰ぎながらですね、できるだけ用途変更が正式っていいですか、ちょっと言い方悪いと思いますが、なるような努力を重ねてお願いをしたいと思っております。

それから国道背後地の問題でございますけれども、これにつきましては地域振興局の土木部と協議を重ねていただきながら環境の整備も当然なあってまいりますので、大きな金のかからないと思います。舗装を施工するぐらいのお金はですね、できるならばあの地区に投資をしてほしいなと思っております。

また、イルカウォッチングにつきましては、先日っていいですか富岡観光汽船の計画

で私たちも体験乗船をさせていただきましたので、イルカウォッチングはここからはちょっと無理かなと思っているところでございますけども、おっぱい岩に関する休息所ならいいというような町長の答弁をいただきましたので、休息所の所の舗装をしていただけないだろうかと思っております。

富岡城のなぜ私がメイン、顔が必要かと言いますと、やはりあそこの資料館はこれが1つのメインですよという大きな何と申しますか、顔と申しますか、それが必要だと思うんです。天草市の中においてもしばらくの間いろんな郷土資料館ができました。そして今休館している資料館がございます。いろんなその時代時代の資料を集めて展示をしていたわけですが、そこの資料館は大きな顔となるものがございません。そうすると自然的にその資料館は淘汰されていくわけがございます。ですからできるものならば富岡城の郷土資料館はこれがメインなんだということを念頭に置きながらですね、P Rと申しますか、それに努めていってほしいなと思った関係で私は今回、一般質問をさせていただきます。

現在の郷土資料館の利用につきましては町長答弁いただきましたけれども、確かに今、立派は建物の横に芝生のグラウンドと申しますか、ございます。管理人さんの方がきれいな手入れをしておられ、「利用はどうですか」と言ったら「ここはですね、現在グラウンドゴルフをしている団体がございます」ということでした。できるならばそのグラウンドゴルフをしておられる方々の意見も取り入れながらですね、検討をしていただきたいと思います。教育委員会の方も管理は郷土資料館が出来るまでうちやけん、郷土資料館は他のところになるよということじゃなく、今まで使われていた郷土資料館でございまして、できるだけかわいがってというか、みぞがっていただきたいと思います。

最後に、その休息所の舗装についての検討はどうですかね、これだけ答弁をお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 県の方では、今のところ自分たちは許可はするけれど金はないと。しかし、おっぱい岩は県も勧めている「V I S I Tあまくさ」この中核になるわけでございますので、少なくともお金を出し合って、ただアスファルト舗装するだけじゃない、そういうあり方がないものか、県にもご相談をして県にもぜひ協力していただきたいということの考え方でおりますので、もうしばらく県との協議を深めさせていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 交通事故がですね、起きたら又イメージも悪くなると思います。できるだけ早い機会に県と協議を持ちながら、できるならばそのような方向

で頑張っていたきたいと思います。

これで終わります。

○議長（山本政人君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を全て終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 3 時 1 1 分

平成 2 7 年 3 月 1 0 日（火）

（第 2 日 目）

平成27年第2回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成27年第2回苓北町議会定例会は、平成27年3月10日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教 育 課 長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛

8. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成26年度
11月分・12月分・27年1月分） |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算
（第1号） |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算
（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3
号） |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3
号） |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会
計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第12号 | 平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第12 | 議案第13号 | 天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更につ
いて |
| 日程第13 | 議案第14号 | 苓北町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 苓北町行政手続き条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を
定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援
等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準
に関する条例の制定について |

- 日程第 19 議案第 20 号 苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 21 号 苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 22 号 苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 23 号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第1号 例月現金出納検査の結果報告について（平成26年度11月分・12月分・平成27年1月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第1号、例月現金出納検査の結果報告書、26年度の11月分、12月分、平成27年度の1月分が提出されましたので、お手元に配布しております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第3号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（山本政人君） 日程第2、議案第3号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第3号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第6号）案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に1億5,313万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,757万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、3月までの精算見込みや国庫補助金等の確定に伴うもの、また、国の補正予算、まち・ひと・しごと創生に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に係る補正等が主なものでございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、議案第3号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第6号）案の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,313万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,757万3,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。第2表で、繰越明許費でございます。繰越明許費の主なものにつきましては、国の、平成26年度補正予算、まち・ひと・しごと創生に伴う地域住民の生活等緊急支援のための交付金事業につきまして、国と協議を行いまして、その所要額を平成27年度へ繰り越すものでございます。お手元に、平成26年度地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の事業一覧を配布をしておりますので、一緒にご覧をいただきたいと思います。お手元にお配りをしておりでございます。この交付金事業につきましては、平成27年度事業の先行交付金となりますので、平成26年度の補正予算で計上し、平成27年で繰り越すものでございます。款2総務費、項1総務管理費、消費喚起生活支援事業プレミアム商品券発行事業210万円は、交流人口の増加を図るための高速船富岡一茂木航路のプレミアム商品券の発行に要する経費、地方創生先行事業、巡回バス事業の712万5,000円は、平成27年度から運行します町内巡回無料バスに要する経費を繰り越すものでございます。款3民生費、項2児童福祉費の消費喚起生活支援事業、子育て支援医療費助成事業の70万円は、多子世帯の子育て支援のために要する経費を繰り越すものでございます。款5農林水産業費、項3水産業費、漁村再生交付金事業2,550万円は、国の補正予算の経済対策関連事業に該当しましたので、その事業費を繰り越すものでございます。款6商工費、項1商工費、消費喚起生活支援事業、プレミアム商品券発行事業1,070万円は、商工会のプレミアム商品券の発行事業に要する経費、地方創生先行事業の苓北じゃっと祭事業550万円は、平成27年度苓北じゃっと祭事業の補助金を繰り越すものです。款8消防費、項1消防費、拠点避難地整備事業、緊急防災減災事業の2億417万3,000円を繰り越すものです。款9教育費、項2小学校費、地方創生先行事業で、ICTの教育支援事業費540万円は、富岡小学校をモデル校として、その整備に要する経費、学校教育支援事業の910万2,000円。項3の中学校費の552万6,000円は、それぞれ地方創生先行事業として、小学校、中学校に配置している学校支援員に要する経費を繰り越すものです。項4社会教育費、歴史まちづくり事業、社会資本整備総合交付金事業7,500万円を繰り越すものです。款10災害復旧費、項2公共土木災害復旧事業費、公共土木施設災害復旧事業費1億620万円を繰り越すものです。

7 ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正でございます。1は追加で、補正予算債限度額1,230万円を追加するものです。2は変更で、公共事業等債道路事業で、390万円を減額し、限度額を780万円に、緊急防災減災事業債は、緊急防災減災事業で4,800万円増額し、限度額を2億8,470万円に、公共事業等債、歴史まちづくり事業で1,840万円増額し、限度額を4,270万円にするものです。

10 ページをお願いいたします。歳入です。款1町税、項1町民税、目2法人税は、均等割、所得割で1,100万円の増額です。

11 ページをお願いいたします。項4町たばこ税、目1町たばこ税は、収入見込みによりまして600万円の増額です。

12 ページをお願いいたします。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通地方交付税の交付確定によりまして203万円の増額です。

13 ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料は、公営住宅使用料61万8,000円の減額です。

14 ページをお願いいたします。項2手数料、目3農林水産業手数料は、下水道汚泥処理手数料26万9,000円の減額です。

15 ページをお願いいたします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金、保険基盤安定国庫負担金、併せて339万3,000円の増額です。

16 ページをお願いいたします。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、国の平成26年度補正予算まち・ひと・しごと創生に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金3,771万7,000円で、事業につきましては、平成27年度へ繰り越すものでございます。目2民生費国庫補助金は、実績によりがん検診関係補助金、臨時福祉給付金事業補助金、併せて1,451万5,000円の減額です。目4土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業の事業費確定により280万5,000円の減額です。目5教育費国庫補助金の主なものは、社会福祉整備総合交付金、都市再生整備計画事業の追加交付1,200万円で、まちづくり事業に充当するもので、事業につきましては、平成27年度で繰り越すものでございます。

17 ページをお願いいたします。款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は、社会福祉負担金162万5,000円、保険基盤安定負担金13万2,000円の増額です。目2衛生費県負担金は、健康増進事業県負担金3万4,000円の減額です。

18 ページをお願いいたします。項2県補助金、目1総務費県補助金は、土地利用規制等対策費交付金3,000円の減額、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金、地方バスに係る県補助金43万2,000円の増額、差し引きの42万9,000円の増額です。目3農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、青年就農給付金事業県補助金、1人75万円の7名分525万円の増額、経営体育成支援事業補助金、トラクター1台購入の補助分83万2,000円の増額、合計で608万2,000円の増額。節3林業費補助金は、間伐材供給安定化緊急対策事業費補助金18万円の減額。節4水産業費補助金は、水産資源回復基盤整備交付金14万9,000円の減額、農山漁村地域整備交付金、漁村再生交付金事業1,234万4,000円の増額、国の補正予算分で、国から県を通じて交付されるもので、事業につきましては、平成27年度で繰り越すものでござ

ざいます。目5教育費県補助金は、水俣に学ぶ肥後っ子教室県補助金1,000円の減額です。目6消防費県補助金は、熊本県自主防災組織設立促進・活動活性化事業補助金、8防災会分の16万円の増額です。

19ページをお願いいたします。項3県委託金、目1総務費県委託金は、統計調査費委託金、選挙費委託金の精算により、2万5,000円の減額です。目4農林水産業費県委託金は、富岡漁港環境美化事業委託金6万2,000円の増額です。

20ページをお願いいたします。款15財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、実績見込みにより75万円の減額です。

21ページをお願いいたします。項2財産売却収入、目3生産物売却収入は、実績見込みにより127万6,000円の減額です。

22ページをお願いいたします。款16寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金は、ふるさとづくり寄附金83万4,000円の増額です。

23ページをお願いいたします。款17繰入金、項1特別会計繰入金、目3宅地造成事業特別会計繰入金は、販売実績に伴い564万5,000円の減額です。

24ページをお願いいたします。款19諸収入、項3貸付金元利収入、目1貸付金元利収入は、一括償還による奨学金償還金84万円の増額です。

25ページをお願いいたします。項4受託事業収入、目1農林水産業費受託事業収入は、農業者年金事務委託収入4万4,000円の増額です。

26ページをお願いいたします。項5雑入、目1雑入、節1健康増進事業収入は、健診の実績により3万円の減額。節2雑入の社会保険料等は、国の補正予算による地方創生先行事業の学校教育支援事業、巡回バス事業で、平成27年度へ繰り越すものでございます。市町村振興協会市町村交付金、これは、オータムジャンボ宝くじの収益に伴う市町村交付金328万5,000円の増額、太陽光発電売電料、小学校33万4,000円、中学校39万5,000円の増額、市町村振興事業補助金63万円の増額、併せて655万4,000円の増額です。目3弁償費は、庁舎内の空調設備の工事中に光ケーブルを破損しましたので、その弁償金337万5,000円の増額です。

27ページをお願いいたします。款20町債、項1町債、目2土木債は、道路事業390万円の減額です。目3消防費は、緊急防災減災事業4,800万円の増額で、27年度へ繰り越すものです。目4教育債は、歴史まちづくり事業1,840万円の増額で、27年度へ繰り越すものです。目6補正予算債は、漁村再生交付金事業1,230万円の増額で、これも27年度へ繰り越すものです。

28ページをお願いいたします。歳出です。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、議員改選に伴う議員報酬不足分87万2,000円の増額です。

29ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節

８報償費は、ふるさとづくり寄附謝礼品１２万６,０００円の増額、節２５は、苓北ふるさとづくり応援基金３６万５,０００円の増額、販売実績による土地開発基金積立５６４万５,０００円の減額、合計で５２８万円の減額です。目６企画費、節１報酬のバス運転手報酬、節４共済費、節７賃金、節９旅費、節１１需用費のうち、燃料費、修繕料、節１２役務費、次のページの節２７公課費は、地方創生先行事業の巡回バス事業の経費にかかる分で、平成２７年度へ繰り越すものでございます。節８報償費、節１１需用費の消耗品費は、産業文化祭の精算により減額をするものです。

３０ページをお願いいたします。節１３委託料、節１４使用料及び賃借料は、産業文化祭の精算により減額。節１９負担金補助及び交付金は、長崎天草航路事業補助金８３０万円の増額で、８３０万円のうち、６２０万円は高速船の運行補助の増額、残り２１０万円は地域消費喚起生活支援型事業のプレミアム商品券発行事業分で、平成２７年度へ繰り越すものでございます。目１０交通安全対策費、節１１需用費は、カーブミラーの修繕料の３カ所分３０万円の増額です。目１１地域間交流費、節１１需用費は、友好親善大使の名刺等の印刷製本費１万７,０００円の増額です。目１３電算システム管理費は、節間の組み換えです。目１４情報化推進費は、光ケーブル修繕料３３７万５,０００円の増額で、弁償金を充てるものです。

３１ページをお願いいたします。項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節１報酬は、嘱託職員報酬１８万８,０００円の減額。節３職員手当等は、休日等の死亡届等受付事務に係る時間外勤務手当９万円の増額です。

３２ページをお願いいたします。項４選挙費、目４苓北町長選挙費は、無投票により精算で４８９万７,０００円の減額です。

３３ページをお願いいたします。目６衆議院議員選挙費は、精算により節間の組み換えです。

３４ページをお願いいたします。目７最高裁判所裁判官国民審査費は、精算により消耗品費７,０００円の減額です。

３５ページをお願いいたします。項５統計調査費、目２指定統計費は、精算見込みにより６８,０００円の減額です。

３６ページをお願いいたします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節３職員手当等は、時間外勤務手当１０万円の増額。節１９負担金補助及び交付金は、精算により臨時福祉給付金事業補助１,４４０万円の減額。節２８繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金９６７万４,０００円の増額です。目２老人福祉費、節２０扶助費は、精算により町敬老祝い金５０万円の減額、老人保護措置費が不足しますので、１３７万円の増額、差し引き８７万円の増額です。目４介護保険事業費、節３職員手当は、時間外勤務手当５万円の増額。節２８繰出金は、介護保険特別会計繰出金１６５万

4,000円の減額です。目5後期高齢者医療費、節28繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金21万9,000円の増額です。

37ページをお願いいたします。目6障害福祉費、節20扶助費は、障害者自立支援介護給付費650万円の増額です。

38ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金は、特別保育事業補助金100万円の減額。節20扶助費は80万円の増額。節23償還金利子及び割引料は、保育所関係補助金返還金790万9,000円の増額です。

39ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、予防接種委託料、予防接種補助金の実績見込みによりまして552万5,000円の減額です。

40ページをお願いいたします。目3環境衛生費、節28繰出金は、下水道特別会計繰出金、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金869万7,000円の増額です。

目5健康増進事業費は、各種健診の実績見込みにより委託料13万円の減額です。

41ページをお願いいたします。項2清掃費、目2塵芥処理費は、実績見込みにより節間の組み換えです。

42ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、財源区分の変更です。目3農業振興費、節11需用費、節12役務費は、節間の組み換え。節19負担金補助及び交付金は、新規就労者支援事業支援補助金80万円の減額、経営体育成支援事業補助金、トラクター1台分購入補助分83万2,000円の増額。青年就農給付金事業交付金、平成27年度1回分、1人75万円の7人分の前出しで給付をするもので、525万円の増額です。目4畜産業費は、実績見込みにより防疫対策促進事業補助金53万円の減額です。目5農地費は、特定農業用水管等特別対策事業負担金等41万9,000円の増額です。目7堆肥センター管理費は、財源区分の変更です。

43ページをお願いいたします。項2林業費、目1林業振興費、節8報償費は、イノシシ駆除謝金の80万円の増額。節19負担金補助及び交付金は、イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金39万円の増額、間伐材供給安定化緊急対策事業補助金36万円の減額、差し引きの3万円の増額です。目2林道費は、修繕料10万円の減額です。目3治山事業費は、小規模治山事業補助金等で48万1,000円の減額です。

44ページをお願いいたします。項3水産業費、目1水産業振興費は、増殖場効果調査委託料14万8,000円の減額です。目3漁港建設費は、平成26年度、国の補正予算に伴い漁村再生交付金事業の工事請負費2,550万円を増額し、平成27年度へ繰り越すものです。

４５ページをお願いいたします。款６商工費、項１商工費、目２商工業振興費は、地域消費喚起生活支援型事業でプレミアム商品券発行事業分１,０７０万円を増額し、平成２７年度へ繰り越すものです。目３観光費、節７賃金、節８報償費は、実績見込みにより減額。節１１需用費は、苓北コースが九州オルレに認定されたため、印刷製本費等１５万８,０００円の増額。節１２役務費は、通信運搬費５万円の減額。節１３委託料は、富岡城跡周辺支障木伐採業務の委託料３３万円の増額。節１９負担金補助及び交付金は、日本フットパス協会負担金５万円の減額、苓北じゃっと祭事業補助金５５０万円の増額は、地方創生先行型事業で、平成２７年度の苓北じゃっと祭の費用にあててもので、平成２７年度へ繰り越すものです。節２２補償補填及び賠償金は、立木等補償費７万５,０００円の減額です。目４温泉センター管理費は、節間の組み換えです。

４６ページをお願いいたします。款７土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費は、節間の組み換えです。目３道路新設改良費、節１３委託料は、事業費の確定見込みにより１３６万円の減額。節１５工事請負費は、改良工事の事業費確定見込みにより３５０万円の減額です。目４橋梁維持費、節１３委託料は、測量設計委託料の確定見込みにより１００万円の減額です。

４７ページをお願いいたします。項３河川費、目１河川総務費は、急傾斜地崩壊対策事業負担金３５万円の増額です。

４８ページをお願いいたします。項４港湾費、目１港湾管理費は、財源区分の変更です。

４９ページをお願いいたします。款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費は、実績見込みにより消防団員の費用弁償１００万円の減額です。目４災害対策費、節８報償費は、講師謝金４万円の減額。節９旅費は、講師等費用弁償１０万円の減額。節１３委託料は、測量設計委託料５０万円の増額。節１５工事請負費は、拠点避難地の調整池工事請負費４,８１７万３,０００円の増額で、平成２７年度へ繰り越すものです。節２２補償補填及び賠償金は、実績により電柱移転補償費６７万３,０００円の減額です。

５０ページをお願いいたします。款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費は、実績見込みにより７７万４,０００円の減額です。目４語学指導費は、英語指導助手に係る費用で、実績見込みにより１３０万円の減額です。

５１ページをお願いいたします。項２小学校費、目１学校管理費、節１報酬、節４共済費、節９旅費の主なもの、地方創生先行事業、平成２７年度の小学校教育支援事業に要する経費で、平成２７年へ繰り越すものです。節７賃金は、実績見込みにより臨時雇職員７万円の減額。節１１需用費は、電気料等で、３２万２,０００円の増額。節１３委託料３５０万円、節１８備品購入費の備品購入費１９０万円は、地方創生先行事業、ＩＣＴ教育支援事業に係る経費で、平成２７年度へ繰り越すものです。節１８の備

品購入費、その他の備品は、平成２７年度から小学校の教科書が改訂されるため、教師用教科書及び指導書購入費４８０万円の増額です。目２教育振興費は、財源区分の変更です。

５２ページをお願いいたします。項３中学校費、目１学校管理費、節１報酬から節９旅費の主なものは、地方創生先行事業、平成２７年度の中学校教育支援事業に要する経費で、平成２７年度へ繰り越すものです。節１１需用費の主なものは、苓北中学校グラウンド排水対策修繕料等で２６２万１，０００円の増額。節１８備品購入費は、実績により１３１万６，０００円の減額です。目２教育振興費、節２０扶助費は、実績見込みにより１１万３，０００円の増額です。

５３ページをお願いいたします。項４社会教育費、目１社会教育総務費は、実績見込みにより節間の組み換えです。目３社会教育施設費、節１５工事請負費は、工事確定により２８２万円の減額。節１８備品購入費は、プールの券売機の購入８０万円の増額です。目４文化財保護費、節１５工事請負費は、歴史まちづくり事業富岡城跡関連遺構整備で３，２４５万円の増額で、平成２７年度へ繰り越すものです。節１９負担金補助及び交付金は、富岡城跡地に整備しております資料館等の水道加入分担金１０万８，０００円の増額です。目６資料館費は、郷土資料館管理人報酬に不足が生じますので、１万２，０００円の増額です。

５４ページをお願いいたします。項５保健体育費、目２学校給食費は、真空冷却機等修繕料２０万円の増額です。

５５ページをお願いいたします。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費は、節間の組み換えです。

５６ページをお願いいたします。款１１公債費、項１公債費、目１元金は、実績見込みにより７５万８，０００円の増額です。目２利子は、確定見込みにより９８５万２，０００円の減額です。

以上で、平成２６年度苓北町一般会計補正予算（第６号）案の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、松本君。

○１番（松本良人君） １つずつ、ずっと、全部よかったですかね。

○議長（山本政人君） 質問は３回ですよ。ですから、そこは配慮してやってください。

○１番（松本良人君） はい、わかりました。

３０ページですね、長崎天草航路事業負担金につきまして、事業そのものがあまり

よくわかりませんので、そのシステム、こういった形で負担をなされるのか、システム等についても、含めて、少し説明をお願いいたします。

それから、39ページでございますが、予防接種の委託料が、ずっと減っとるわけですが、これは受診者が減ったのか、単価が減ったのか、あるいは、人々、その対象の方々がおられるが、受診をされないのか、そこらへんを、ひとつよろしく願いいたします。

それから、これは全体的な問題なのですが、ほとんど委託料がですね、土木あたりに入っております。これは、簡単なものでも委託してあるのか、町では全然せずにですね。かなりの委託料が組んであるんじゃないかならうかと思うとですね、この補正予算にこれだけ減額とか増額が出てきますからね。

これは、土木とか、経済、町全体を含めたところの委託設計、委託料、その他での雰囲気をあわせましてですね、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、昨日ご審議がありました災害対策費の工事請負費につきましての、これは、要するに、こういった基準でもって設計がなされたのか、そして、その対応がどうなったのか、あるいは、ああいった工法しか取れなかったのか。そして、全体的に、まあ極端なことを申しますと、現状は、もし、あそこを作らなかったならば、三会川と志岐川のほうに、両方に水は分散させて流れて、はっきり申しますと、志岐川も三会川も、たぶん、100ミリ程度の雨がそこに集中したならば、飽和する状態になるんじゃないかなと思います。ただし、志岐川については、一番肝心なところの、斎場の上のほうは、いま一番水が流れにくいところは、いま改良をなさっておるので、流れは良くなってるんじゃないかならうかと思いますけれども、ここの全体的な分について、今まで工事がされなかったときにも、流れは、こっちにかやっと思ったのをこっちにかやっと思ったというようなことで、やっぱ、地域間でもいろいろ問題が出てくると思うとですよ。今後ですね。そういったことをどこまで考慮して、こういったことで設計をなされたか。それから、単純に申しますと、こういった積算の過程でございますが、私、単純に申しますと、コンクリートの関係、いまの構造物関係だとしますと、どうしても1,600万円ぐらいしかかからんわけですよ。私の試算では、が、4,800万円の工事請負費が組んであると。

ま、現況の山を崩して、どこに残りはかかるのか。そして、もしそんな、たぶん、掘り下げてありますので、現場を見ますとですね、もうちょっと上にかさ上げしてはできなかったのか。あるいは、どうせこういったことで設計変更するという前提だったら、いまも、現在ある、現在していらっしゃる、その土留めあたりも、もうちょっと上にかさ上げしても問題なかったんじゃないかならうかなと。要するに、余分な金がいっぱいいるような雰囲気じゃなかったのかなというような気がいたします。ここらへんも含めてよ

ろしくお願いします。

それから、社会教育費、53ページでございますけれども、工事費の3,200万円の件について、詳細を、ご説明をお願いいたしたいと思います。

それから、55ページ、災害等の復旧費でございますけれども、委託料が2,500万円増えております。それに関して、工事請負費が277万円減額になっておりますけれども、そこらへんは、件数部分なのか、どうなのか。ちょっとここらへんはですね、あまり重要性はないと思いますけれども、ついでにひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、30ページの、長崎天草航路事業の部分でございますけれども、長崎天草航路につきましては、現在苓北観光汽船のほうで高速船の運行をされております。その前は、安田汽船のほうで運行されておりました、安田汽船のほうにも一応補助金をずっとやっていたわけですが、安田汽船のほうで撤退をされましたので、そのあとどうするかということで、検討しておりましたところ、地元のほうで、苓北観光汽船ということで、立ち上げをしていただきまして、そこが高速船を運行するということになりまして、去年の4月からですね、苓北観光汽船のほうで運行をされております。その分につきましては、一応、赤字といいますか、運行する経費につきまして、町のほうでも補助をするということで補助をしておりまして、今回、1年目ということで、出航率等を考慮いたしまして、当初の計画では出航率を95%見込んでおったわけですが、時化とかなんとか続きまして、週末になりますと時化が続きまして、欠航がありまして、就航率がいま88%ぐらいになっております。ということと、あと、乗客数につきましてもですね、当初の計画よりもちょっと落ち込んでおりまして、そのへんの部分で、赤字がだいぶ出てまいりましたものですから、その部分につきましては、一応今年度620万円新たに補助をして運行をしていただくということでお願いをしております。

○議長（山本政人君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 39ページの予防接種の減額についてでございますけれども、単価については、当初と変わっておりませんが、受診者のほうが減少しているという状況です。これは、特に200万円減額しております水痘の予防接種につきましては、昨年10月から定期接種ということになりまして、該当者の方への周知が不足していたかもしれません。そのへんは、27年度に向けて徹底したいと思います。

その他については、受診者の減少というところでございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） はい、53ページ、文化財保護費の工事請負費でございま

すけれども、これにつきましては、昨日の中でもお話ししましたが、二の丸周辺の整備工事、それから、大手門公園の整備工事の工事請負費でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） それではまず、最初の委託料の件ですけれども、現在、私の土木管理課のほうで、道路の改良とか今回の公園の工事につきましては、委託をしておりますけれども、舗装の設計とか、その積算につきましては、私ども自前で、自前っていうか、土木管理課のほうで積算設計をしております。舗装につきましてはしております。改良につきましてはですね、委託をしておるところです。あと、単町工事につきましてもですね、一般的な排水工事、排水工あたりは、私たち土木管理課のほうで設計積算をしているところですよ。

それから、雨量につきましてでございますけれども、まず今回の調整池につきましての排水面積、排水の流末につきましてでございますが、三会川のほうに流末が流れております。志岐川のほうにはですね、松本議員も現場をご存じだと思いますけれども、いまの現地よりも、志岐川のほうに流すということは、勾配、地盤高が、まず消防署の側に流すということは、まず、高さが高いもんですから、向こうのほうには流せません。

それから排水系統としましては、いま既存の側溝は、まず、西原川のほうに流す、裏のほうに流す排水路と、それからあとは、もうひとつコミセンのほうの上から道路を下りまして、それから、その松本電気屋さん裏を通りまして、その山の下を通っていきまして、三会川のほうにいく、この二通りの排水が、いま、造成地については実際流れているところですよ。今回の調整池につきましては、やはり、いま二通り、上の造成地を、半分を西原川のほうに、それから半分を、こちらのほうの町道のほうに、コミセンの筋を流したときを考えた場合に、これは流量計算をいたしましたところ、いまの松本電気さん裏のほうに流すっちゃうことであれば、いまの排水の能力ではとても足りないというようなことでございます。そういうことで、裏のほうの西原川のほうに1カ所に調整池を使って流すということで、設計をしているところでございます。

それから、災害復旧費の内容につきましてでございますけれども、今回、委託料250万円増やしております。それから工事請負費は277万円減額しておりますけれども、この委託料の250万円の増につきましては、現在、赤仁田の災害を、復旧をしておるわけですけれども、赤仁田の災害復旧につきましては、まず、町道の災害復旧の工事と、それから、去年の雨が、赤仁田川に泥が堆積しておりまして、その泥の堆積した川の復旧の工事をしているわけでございます。今回の工事をしておりますのは、災害復旧で溜まった泥を取っているわけですけれども、溜まった泥のあとをですね、河川の復旧を必要になってくるわけですので、その点につきましては、今回、繰り越しをいたしまして、災害復旧が、河川が終わりましたあとに、また、設計をいたしまして、国のほう

に、災害の査定の申請をするための、この設計委託料でございます。その分を、今回補正をして繰り越しをするものです。

それから、工事請負費の減額につきましては、現在までの状況での精算見込みで減額をしているところでございます。それと、先ほど、今回の調整池の工事の内訳につきましてでございますが、いま、積算資料が手元にありませんので、すぐ用意いたしましたして、内訳につきまして報告をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 今ですか。それでは、暫時休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時19分

再開 午前10時24分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 申し訳ありませんが、遅くなりました。

この4,800万円の内訳の、あくまでも概算でございますので、そういうことで、ご了解をいただきたいと思います。

この、先日、勉強会のときにお配りいたしました平面図ですね。平面図によりまして、概算でございますが、この調整池の擁壁ですね、全面分の擁壁でございますが、この分につきまして、約3,500万円かかる予定です。

それから、これは、昨日の平面図の、これはNo.2のほうですけども、その右側のほうにですね、この擁壁の横に一号重力式擁壁、この図面は、昨日、お配りしましたけれども、この右のほうにですね、一号重力式擁壁、Lが12mと、それから、二号の重力式擁壁が、Lが9.2m、それから下に、三号重力式擁壁が、Lが15.4mという形で書いてありますが、これは、調整池の中ですね、管理用の通路を作るための擁壁でございます。この中には、やはり泥とか溜まりますので、その泥を除去するための管理用の通路でございます。これにつきまして、概算で約900万円、それから、この擁壁の下の底張りでございますが、これにつきましては、概算で400万円ということで、併せて4,800万円ということで、概算でしておるところです。これにつきましては、まず、今回の50万円ですね、委託料を補正させてとっておりますので、詳細につきましては、また今後、設計をいたしまして、金額的には、まだ、これよりも変わってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 雨量の問題、はい。

○土木管理課長（益田大介君） 雨量につきましてはですね。これは、5年確率、それから、10年確率、この資料につきましては、熊本県土木部河川課が出しております、その資料によるところです。

それから実際、昨年7月の6日から7日にかけてまして、災害もあったわけですけども、そのときの時間雨量は、ご存じのように7月7日の午前2時から3時までの間に100ミリという降雨量が降っておりまして、降り始めからの総雨量は300ミリを超えておるとい、そういう、非常に雨量的には多い、そういう状況でございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） できればですね、3回ということで、区切ってありますので、聞いたことについては、確実に答えてください。それを聞き直すと4回になってですね、質問する回数が少のおなつとですよ。よろしくお願いいたします。

まず、30ページの運行の補助でございますが、いまの船が赤字になれば、町から補填をするということなんでしょうか。

そうした場合は、会社の、一所懸命努力して、頑張って赤字になさんというようなことには、もう、単純に考えればですね、どうせ赤字になったっじゃったっちゃ、町が補助してくるちゃけん、我々は（聴取不能）・・・ていっちょけ、という形になろうと思うんですが、そこらへんが、そういった形に含めてあるのか、そうじゃなくて、赤字になっても、5割ぐらいは、ほんなら補てんをしましょうとかと、そこらへんのやり取りがしてあるのかということですね、併せておたずねを、そこら辺を教えていただきたい。よろしくお願いします。

それから、この予防接種のマイナスの件ですが、ぜひですね、全体的にできれば、皆さんに啓蒙してでも。はっきり申しますと、強制的でもさせるようなことをして、長い目でみれば、予防接種っちゅうとは、大事なことです。ひとつ、啓蒙かたがた頑張っていたきたい、そう思っております。私も、肺炎の予防注射あたりですね、やはりご近所の方たちに一所懸命教えておりますのでですね。ぜひ、そういった形でよろしくお願いします。

それから、この委託料について、私、道路だけじゃなくて、全体的に経済課とかなんかも含めたところで町の事業について、委託料に頼っとるのかというような感じでおたずねしたつもりですけれども、ま、舗装事業だけにという、確かに言葉はですね、1回せろばですね、誰もしいきるごたつですけれども、いまのは常識だったと思うんですけども、私たちのときは、特殊なことであったので、ことはしよらんやっただすけれども、ぜひですね、勉強していただいて、これは新年度予算分もそうですけれども、ぜひ、技術屋さんあたりですね、町のほうで養成していただいて、今後こういった、今の管理ぐらいはですね、予算要求の資料ぐらいはですね、設計委託せんやっただっちゃ、

出さるっ程度にしていいただきたい、そう思いますので、これは、町長さんはよろしくお願ひします。

それから、まず最後に、大事なことは最後にいきます。

私は、この文化財保護の3,200万円の件でございますけれども、普通は、工事請負費っちゅうのは、全体にこういったことをしますよ、と言った中で。これは追加工事費ですかね。それじゃなか。どうも、そこらへんがわからんじやったですけれども。

もし、工事費の中で変更契約して今頃に出すほとんどの工事は、設計の中で異常が生じたから設計変更して補正に出しましようというのが、主な内容じゃなかろうかと思ひますので、これが、こういったことで新たに追加したんだということなののでしょうか。

そこらへんは、あとでまたですね、ひとつ。

それと、この3,200万円については、どこらへんの工事かっちゅうのも、するということも、できれば教えていただきたいと思っております。

それから、最後の、55ページの件ですけれども、これも先ほどと一緒にです。

たかが100万、200万円の工事を全て設計からなんから全部委託料に投げ出して、で、頑張れ頑張れと、お前たち早ようしてこいというようなことなのか、一緒になって一所懸命あらって、町の職員さんが現場もつけて回って、設計でもして、ここは、こういったほうが良かぞと、こういったほうがいいんじゃないかろうかというのをしてあるか、なかかというのが問題ですので、ぜひですね、災害の査定書にしても、設計書にしても、自力でやっぱりですね、その現場にあわせてですね、設計あたりしていただくような体制を、ぜひ、これは町全体のことですけれども、していただきたい。

そうすると、地域の方々とですね、一緒になってですね、住民の方々の意見あたりも聞いて一所懸命せんと、委託に頼っとしてもですね、地域の方も、あまり要望もしきらんし、そこに、これがいいんじゃないかというようなことも見いだされない状況じゃなかろうかと思うとですよ。いまも極端なやつに、いらんところに違うような形をつくってあったりなんかするもんですからね。ここらへんは、設計委託あたりも兼ねて、ここらへんは、ぜひ、職員さんで頑張っていたきたい、そう思っております。

それから、先ほどの、最後の件に取っとったんですが、例のここの、4,800万円の請負費の件ですね。これは、たとえば、防火水槽あたりですね、1基作ったらですね、仮に50トンぐらいのものが4百5、6十万円ぐらいでできっとじゃなかろうかと思うとですよ。そんなし50トンぐらいしかなかですけども。今度の場合は、やっぱ1,000トンぐらいですので、それはいくらかありますけれども、それは4面囲まれてですね、鉄筋を使っと思って耐震までピシャッと考えられた防火水槽あたりが、トンの10万円ぐらいでくっつとにですね。簡単に池ぐらいなと作って、水をちょっとそこに1時間か2時間ぐらい、溜まっつけばよかつですけんね、はっきり言うたところか。こん

雨の降り止まってから、また、ぼちぼち流るところが遊水池ですので。そういったところが、果たして、トンに50万円かかるかということなんですよ、倍かかるかということなんですね。で、そこらへんは十分に考えていただかんと、計算して出ししゃがせろば、町はどがしこでん錢はあつとぞって、借ってきてでんしてよかつじゃっけんというような考え方はいかんとじゃなかろうかと思うとですよ。そっじゃなかですか。一所懸命、いま財政難で、新聞にはですね、まあ良か起債、悪か起債とか、いろいろありますけれども、金をかってやるのは、やっぱりあんまり良かこっじゃなかと私は思いますが、そういったことで、一番最下位だというようなことで、汚名を付けられた中にですよ、こういったことも、また金ば借ってやるっていうな、ほんとの町づくりやなかとと思うとですよ。私は。改めてですね、もう一回意識をばちっととっていただいて、やはり、最小限のお金で、最高の効力を発するような設計のやり方は、町の職員しかでけんですよ。もう1回、ちょっとは時間、それも取れると思いますけれども、全部設計屋任せにしてるのは、例えば建物なんかは、あとから相当なメンテなんか、見かけは良かってもメンテがそうないったり、長ごもてんやったり、いろんな問題を抱えたりする、こういったの多いじゃなかですか、今までなんかですね。ぜひですね、そこらへん考慮して変えてもらわんばいかん。

それからですね、いま、ちょっと防火水槽なんかもしましたけれども、たとえば水道の配水池あたりもですね、900トン規模でですね、PCですよ、PCでですね、PCというのは、コンクリートの場所打より高かつですよ。それでも、9,800万円ぐらいででくつとです。水道ですよ。きれいな水を溜めて、長期間置かんばん品物が、おおよそ倍ですよ。倍までいかんぐらいですよ。そういったことができるのに、4,800万円という金は、余りにも多過ぎるんじゃないかろうかと。そして、交換もですよ。先ほど言いますように、全部集めれば、そうにゃ水ですよ。ばって、自然に流されるような感じのところは、1カ所に溜めずに、少しずつ流せばですね、雨ん降るところは、どこでも濡れて、どこでも水は流るつとですから。そういった形をふんでいただければ、こんなに金はかけんでも、ひよっとすれば1,000万円以内ぐらいでもできるような遊水池でいいんじゃないかろうかと思うとですよ。私は。いま、課長の説明の中では、いまのほうにかえってくる水もあるかもしれんし、松本電気屋さんのほうにかえっていきよつたと、そういうほうは、水路に一本に絞らずに、点々と切って、切り流してですね、そっちんとこに自然とかえっていくとか、あるいは、そっちのほうにまとめて流させてもらうとか、ですね。今まで流れとった分をですよ。そうしたならば、これは半分で済むとじゃなかかと、そういったことを私は言うतですよけれども。

それからなんか、擁壁工事が3,000万円とかなんとかいうてきとるですけれども、私の試算では、どうも2,000万円までにはならんぐらいの状況。そして、朝、

ちょっと見てきたっですけれども、これには、地盤が昔のままの地盤で使ってある感じがすけれども、もういま、工事をしてあるので、いっぱいきれいに切ってますね、大量に流してあるので、地盤の整備もいらんごたっ感じなんです。土工もですね、いらんごたる感じなんです。土木工事も、もうきれいにならしてあって、そしてまた、ちょっと木の差し掛かるところは、なんか切って、まだ無理して相当中まで掘り込んでブロックを建てていっている状態なんです。私たちからいけば、そういった、わざわざあの地盤の上に、地盤をちょっと木を掘り起こして、擁壁を建てていっていらっしゃるけれども、ここまでいらんとやなかるかなと。そこはもう、地盤は地盤として、それを利用して、ぴしゃっとしたっちゃ良かつじゃなかるかと。元の設計自体にも、そういった感じを受けとですよ。私、今朝、見てきました。で、そこらへんですね。どういったお考えか、課長さん含めて、町長さんを含めて答弁をお願いします。

○議長（山本政人君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 30ページの長崎天草航路の分の苓北観光汽船への補助の部分ですけども、この部分につきましては、当然、観光汽船のほうで営業努力をしていただいて、収入を上げて町からの補助が少なくなる、将来的にはゼロになるというのが理想的でありまして、今度また1隻新たに購入をされたということで、その中で、イルカウォッチング等も計画されておりますので、その客あたりにつきましても、長崎、福岡のほうから、日帰りツアーとか一泊ツアーとかを組んでいただいてですね、利用促進を図っていただいて、なるべく町からの補助が少なくて済むように、努力をしていただくように、いまでも支援をしておりますけども、来年からも引き続きまして、そのようなことで支援をしていって、補助金が少なくなるように努力をしていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 53ページ、文化財保護費の工事請負費の詳細な中身になります。この工事につきましては、都市再生整備計画事業に係る交付金の前倒しの交付の内示がございましたので、これによりまして、これまでの工事の変更等ではなくて、次年度以降に予定をしておりました事業につきまして、はい、追加っていいですか、前倒しをして、来年度に繰り越して工事を行うという事業でございます。場所はですね、まず、富岡城公園施設整備に伴いますサイン工事、それから、展示設備の中で工事のできる部分がありますので、展示設備の工事、それから、昨日もちょっとご意見が出ておりましたけれども、手すりとか階段の段差の緩和等に係る対策工事、こういったものを計画しております。

それから大手門につきましては、西側石垣の修復が終了しましたので、その部分への築地塀の施工工事を計画しておるところでございます。

○議長（山本政人君） それから、委託料の全体的な指摘がありました、どなたかあります。

土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） まず先ほどの、災害のことにつきましてでございますけども、議員もご存じのように災害がありまして、私も連絡がありまして、すぐ現地を確認いたします。

○1番（松本良人君） はっきり言ってくださいね。

○土木管理課長（益田大介君） すいません。災害が連絡ありまして、私もすぐ現場に行きまして、それから確認をいたします。

それから、すぐ国のほうに、これはやはり、1週間以内に報告をしなければいけないとか、そういうような制約がありますので、その報告をいたしまして、それからまた、草を私たちが刈って、写真を撮る。そういうような状況をした中で、やはりどうしても時間的な制約とかございますので、そして、その点につきましては、そういうような測量あたりをお願いする場合が、で、しております。

ただ、先ほど議員の言われたように、今後は時間の許す限り、そういうような職員の教育もありますので、その点につきましては、十分可能な限り、それにつきましては、研修を励んでいきたいと考えております。

それから、今回の調整池の4,800万円という金額が、また、非常にお叱りを受けるかもしれませんが、概算でございます。で、例えば議員が言われました、そういうようなことも十分検討、それから勘案、それから私たちも、やっぱ精査しながら、その中で、今後工事費の費用が減額できるような、ま、できるだけ費用負担がかからないような形でですね、努力してまいりたいと思います。

そういうことで、ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 委託料の件は良かったかな。全体的な委託料の件、ご指摘がありました。

はい、副町長。

○副町長（松野 茂君） 松本議員のほうから、全体的な委託料の考え方というようなことでご質問がございました。おっしゃるとおり、松本議員も、私たちも、昔は自前で測量、設計をやっておりました。いま現在、委託料の中で、出来るもの、私も、先ほど舗装の1つの例がございましたが、舗装あたりは自分でできるんじゃないかというようなことを言っております。そういった意味において、職員に対しまして、機械の使い方、日頃時間があれば勉強しなさいよと、というようなことで、一応指導をいたしておりますが、議員おっしゃられますように、自前でできるもの、自前でできないもののすみ分けをはっきりして、そのように今後指導していきたいと考えておりますので。

確かにいま、長寿命化、我々ができないものは、いわゆる安定計算、通常の測量、設計はできると思います。長寿命化における橋の設計とか、そういうケースバイケースによって、この委託がいるのかいないのかというものを判断していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 3回目に今度はなりますね。で、自分の意見も最小限にされて、質疑の時間でございますので、何を聞きたいのか、その点を簡潔明瞭にお願いをいたします。

はい、松本君

○1番（松本良人君） はい、厳しい、ちょっと釘を刺されたような感じでございますので、言葉に詰まるわけですが、ぜひですね、何を聞けば、どこまで聞けばよかつちゅうのは。私は、たとえば、30ページの補助事業の件でございますけれども、私は何パーセントか削減して払うのかというようなことを聞いたつもりでございましたけれども、いや努力して福岡からうんぬんして、なるだけ補助金を出さんようにしますという、それは100%か、その中で赤字が100%か50%かなるかわからん。そこらへん、私が聞いたのは、わからんとですよ。

ぜひですね、私にも注意をなさっていただかんばんけれども、執行部の答弁のほうにも、ぜひ、ご注意をお願いをしていただきたいと思います。

改めて聞きますけれども、補助金の負担ですよ。赤字になったらその分を。これ、もう2回目聞きますのでね。負担を、赤字になったら赤字分を負担していただくのですか、それとも赤字になった分の半分以上を町で持つのですかと聞いたんですよ。

もう、それは努力してもらうのは大いに結構なんです。そこらへんを、もう一回、ひとつよろしくお願いします。

それから、教育委員会が、またあとでも、場所あたりもよろしく教えてください。わかりました、はい。

それから、概算で出したと、おおよその概算で出したということでございますけれども、予算をあげる以上は、もし足らんじゃったときは、もう補正する時間はなかつたけれども、そこらへんの考え方と、往々にすれば適当に出して、いっちょとって、そんならちゅうことで適当にあれするということなんですかねえ。私も、ざっと試算したところがですね、480万円になるのかなあって、このような形がいつとかなというのを思いましたので、擁壁タイプにしても、2時間か3時間ぐらいの水を溜めるのに、これだけの金がいっとなんというのを、それを聞いて、私たちは予算をOKするわけですから。もし小さかったならば、もし悪い意味で言えば、わあ、こっでしたんならこっでしてしまおうだ、480万円使こうてしまえばよかつちゅうような考え方にもなるかもしれませんもんね。どうですか。

そこらへんですね、会議最終の補正には、先ほど、もう翌年度を計画しておるのを、もうよんにゅばっか銭がつかまりましたので、その分をさせていただきますというのなら、いいと思いますけれども、新たに発生しましたよって、その分をこれだけの金でしますよというのを概算で出して良かっかなって私は思うとですけどもね。どうですかね。もうなかっでしょう、議会っちゅうのは。

私は、初めてここに立たせてもらってですね、その雰囲気も、いつももう、怒られてばっかおるわけですけども、それから、水の、この前の委員会のときも言ったんですけども、坂瀬川のグラウンドにしても、ほかのグラウンドにしても、こういった桝はありますかと、もう、聞いたわけですよ。そこらへんは、なんも回答なかつですよ。というのが、坂瀬川がいい手本じゃなかろうかなと思いますけれども。あそこに雨が降った時、この前、私の手元に、向こうから100ミリ以上降ったということで、資料をもらっとるということであつたから、この町からの資料は、提示せんじやつたつですけども、町からんとは、そがん降つとらんやつたですけんね。そがん降つとらんとですよ。ただ、あの時の同時に降ったときに、坂瀬川のグラウンドの状況なんかつちゅうのは、どうなったかということで、ふと、設計者なんかはちょっと見ぎゃ行くでしょう。私たちは濡れてでも見ぎゃ行きよつたですけんですね。水が一番心配しますんで。それも聞いたばってんが、それについての反応は、今日までなんもなかつですよ。坂瀬川のグラウンドの状況なんかつちゅうのは。ま、規模がどのくらいかって、私ももう、あんまり広すぎてですね、わからんとですけども。そこらへんを考慮に入れてですね、設計なさったかとかなんかつちゅうのを、やっぱり水を分散せろばですね、流れていきますので。重要なことと思うとですよ、これ、額の決定っちゅうのは、いまなれば。これが、6月、9月の補正ならば、まだこん次よかやつかと、工法とかなんかつちゅうのは、請負の締結したときに、そんな時に、またいろいろな審議をしなければいけませんのでね。昔は、1,000万円以上とかなんかつとですけども、いま、どんくらいかわかりませんけれども。そこらへんが、安易によかっかなと思います。特に単独事業ですからね。そこらへん、もう一回ですね、言葉はつきりして明確に言ってください。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 雨量のことにつきましては、設計する場合に、これは熊本県の土木部河川課が出しております、この5年確率、10年確率、これは、この設計をするということは、一般的であって、これは別にこのことを使うことが間違ってるとは考えておりません。そして、雨量につきましては、これは、国土交通省のテレメーターということで、これは熊本県河川課所管の4月の6日から7日の雨量という、昨日議員にもお示ししました、その雨量ですよ。

○1番（松本良人君） コピーを全部に配つてもろうてよかですか。

○土木管理課長（益田大介君） はい、これにつきましては、お配りいたします。

先ほど申しました、あくまで概算で、これは非常に申し訳ないんですけども、概算で一番かかってもこれぐらいかかる、これからまず、上がることはない、と考えております。これから、金額が増えるということは考えておりません。

まず、先ほど申しましたように、あと、いろいろ言われました、そういう状況につきましては、再度、私たちのほうで精査をして、工事を発注いたしますので、予算的なものにつきましては、これ以上あがらないということで考えております。

それと、調整池が、なぜ必要かということは、昨日も説明いたしましたけれども、やはり、下流側の河川に及ぼす影響を考えたときに、ここで調整池の設置が必要であるというようなことで、なぜ必要かというようなことにつきましては、雨量の計算上、あくまでも設計上でございますが、そういう結果でございましたので、調整池を今回必要であるというようなことで、補正をお願いしたところでございます。

○議長（山本政人君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 長崎天草運行航路の補助金ですけども、今年度は初年度ということで、赤字分につきましては、全額の95%程度の助成をしております。

それから、来年になりますと、一応いまの部分を見直しを行いましてですね、観光汽船のほうと、協議を行いまして、そのへんの分のどれくらいまでの補助を出すかということを、協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） はい、どうぞ、松本君。

○1番（松本良人君） 先ほどおたずねしました坂瀬川とかなんかのグラウンドの状況とかなんかは、どうなったかというのもおたずねしとったんですけども、

○議長（山本政人君） あ、遊水池が坂瀬川にはないじゃないかと。

○1番（松本良人君） 何も問題なっとらんやっかと、で、そこらへんも調査したっですかと。それで、ここにはいますかと。もし、いっとならば、通常、私が言おうと思っとつのはですね、いるとなれば、坂瀬川の、あの同じぐらいの規模のなかで。

○議長（山本政人君） どっちにもいるじゃないかと、そういうことですね。

○1番（松本良人君） はい。

ほいで、なんも、もうおきらんならば、半分程度の遊水池でもいいんじゃないだろうか。

○議長（山本政人君） はい、わかりました。いま聞かれたとおり、遊水池の問題。

はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 今回の、拠点避難地の、調整池の、今回は、でございます、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、この流域に出す場合に

は、10年確率で量をチェックして、そして、それによって河川の改修を必要であるのか、河川の改修よりも非常に多額の費用がかかるということで、調整池で調整をして西原川のほうに出すというようなことで、これも、1つの基準がございまして、先ほど申しましたように、避難地から下の裏の河川に水を放流する場合には、10年確率で、その計算をなさいというような、ま、それによりまして、今回、こういう調整池の設置をお願いするものですので、基準がそのことによって、調整池をするものです。

○土木管理課長（益田大介君） あ、これは、都市計画法によります。

つきましてはですね、先ほど、今回は1ヘクタール以上で、昨日申し上げましたように、大規模な運動場とか、それからサッカー場とか、そういうふうな開発の行為がある場合には、50年確率で計算をしまして、調整池が設置の義務があるわけですけども、それ以外の、今回の拠点避難地につきましては、拠点避難地がメインであって、それに付随する、あとは、利用計画としては、多用途利用するというようなことで、それにつきましては、5年確率、または、10年確率で、この排水の能力を、ちゃんとチェックする必要があるというような、都市計画法にございますので、それに準じた形で、苓北町につきましても、苓北町の西原川、町の河川、町河川でございます。

それから、三会川につきましては、町の準用河川でございます。これは、あくまでも河川の管理者は町でございますので、そうしたときに、その河川が有益に、問題ないように、調整していくというのが、町の責務でございますので、それによりまして、この10年確率による計算で調整池の設置が出てきたわけでございます。

○議長（山本政人君） そのいまの、この調整池については、都市計画法に基づいて定められているので、設置が必要なんだと。

坂瀬川のグラウンドについては、そういうことはないので、設置の必要性はなかったと、そういうことで、よろしいんですか。

○土木管理課長（益田大介君） はい、今回、坂瀬川グラウンドにつきましては、ちょっと私が、いま存じませんが、こちらの拠点避難地のつきましては、そういうことで、その基準でしているところです。

拠点避難地の造成工事の調整池につきましては、いま申し上げたようなことで設計をいたしているところでございます。

○土木管理課長（益田大介君） 都市計画法に準じてということでございます。

○1番（松本良人君） こら、よかですかね、もう一回。

○議長（山本政人君） いや、もう、ちょっと待ってくださいよ。

○1番（松本良人君） いま法的にはですね、都市計画法うんぬんと言われましたけれども、天草で都市計画法でですね、地域指定されとところは、本渡の中心部しかなかったですよ。

準じてっていうのは、準じてしたっていうことでしょう。

○議長（山本政人君） ちょっと待って。

○1番（松本良人君） せんちゃよかったです。準じんちゃよかったです。

で、この前委員会の中でですよ、しなくても良かったばってしたっていうことじゃなかったですか。私は、そう解釈捉えたっですけれども。

そこらへんは十分にですね、前回のときに、聞いとるけんか、今日は、いらんとですよ。せんちゃよかばってしたというような、私が受け止めかたば、したっですけれども。

○議長（山本政人君） もう一回、土木管理課長。ぴしっと説明をしてください。

○土木管理課長（益田大介君） はい。いま言いましたように、都市計画の申請は、いらないというようなことですが、この排水能力の河川を氾濫しないようにするためには、どうすればいいかということで、そのチェックをする必要があるというようなことですね。そのチェックをするためには、10年間の確率で計算をする必要があると。先ほど申し上げましたように、これは、あくまでも町河川で、管理が町でございます。それで、西原川が町河川の管理ですね。

それから、準用河川、議員もご存じのように、三会川は町管理の準用河川でございます。ということであれば、この河川につきましては、町のほうで、健全な状態で管理をする必要があります。そういったことになれば、その基準につきましては、10年確率で計算して、安全に川が流されるかどうかというようなことは、町として当然チェックする必要があるでございますので、そういうことでチェックした結果、河川の改修を全部行えば非常に多額のお金がかかりますので、それよりも調整池を作って川に流す水を減らし、河川を安全に管理しようという、そういうことでございます。

○議長（山本政人君） わかりましたか。

ほかにありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、6ページの消防費の2億417万3,000円の内訳をもう少し詳しく教えてください。

それから、26ページ、諸収入、雑入の弁償金があがっております。これも詳しく、至った経過、原因、このことによる影響を教えてください。

それから、29ページ、企画費の中で、バス運転手の報酬が、巡回バス事業の経費としてあがっておりますが、これは、積算内訳、400万円の積算内訳を教えてください。

それから、30ページの負担金830万円。これは、先ほどから質問があっております。で、この補助金の基準というのは、やっぱり当然作るべきだろうと思います。

で、状況をみながら、補助を受ける人と業者と協議をしていきます、というふうに聞こえましたけども、それは不適切だと思います。これは、利用される方もおられますが、そうでない町民もかなりおられます。これは、利用者の統計をみれば明らかです。

それから、44ページ、これは、先ほど説明があったのかもしれませんが、大変すいません、聞きそびれましたので、漁港建設費の工事請負費2,500万円の場所とその内訳を教えてください。

それから、49ページの国庫支出金が16万円財源内訳で入ってますね。これは、自主防災組織の促進のためということですが、この災害対策費の中の節8から節22まで見た中では、どういう形で自主防災の促進のために使われているのかが、非常にわかりにくい。たとえば、報償費とか、そういったものには、考えがつかうわけですが、報償費とかそういうものは、全部マイナスになっております。一体これは、こういった形で使われてたのか。

それから、工事請負費ですが、調整池については、当初、サッカー場の計画が当該個所にはありました。これは平成23年の3月ですかね。そのときは、たぶん、調整池があったと思います。それがなくなって、また出てきたということですね。

理由は、河川改修よりも安くなるとか、いろんな状況がありますけども、これまでの大雨の経過の中で、あの周辺、温泉センターを頂上とした、あの周辺の中で、そういう洪水のような事故があったのか、あの丘が原因になってですね、あったのか、あったとすればいつのことか、教えてください。私の経験では、記憶では、そういうことはありませんでした。

それから、53ページの文化財保護費の工事請負費が補助であがっておりますが、これも説明があったかと思いますが、これは何%か教えてください。

それから、昨日の全員協議会の中で、このイメージパースが示されました。これは、専門家でされたのか。これ、イメージがですね。この下半分、左半分ですか、この分が全く取ってしまっているんですね。やっぱ、イメージからすると、当然ここには、2階に上がる階段があるわけですよ。そういう状況からすると、ここに壁があるわけですよ。そういう実態をイメージしないと、なんか、この設計屋さんなりが、勝手にイメージしてしまう。これ、ひょこっと見た場合はですね、なんや展示室があって、こっち、後ろにもフロアがあつとかい、そういう印象を与えるわけですね。ところが実際は、幅何mですかね。ですので、非常に狭い、5m12の狭い空間にうまく配置したんだ、という状況を示さないと、これは5mしかないのに、実際いくと、5mプラス2m50ですね。だから、7m50ですか、のフロアをこれではイメージさせるんですよ。そんな業者を頼んでは、だめです。ですね。ちゃんと打ち合わせのときには、そういう打ち合わせもよくされて、こういう実際と違うようなイメージを出すような業者は、これから

は利用しないようにしてもらいたいと思います。それで、ここらへんのところは、教育委員会の部局じゃなくて、たぶん町長部局のほうにもかえってこようかと思いますので、ぜひそこらへんは、今後注意していただきたいと思います。

それから、また49ページに戻りますが、この逆T型擁壁の、たとえば、現場内、調整池を作るとしてですね、現場内の擁壁よりもこのT型が安くなったのか、そこらへんの経済比較はされているのか教えてください。以上です。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） まず、私のほうで浜口議員の質問についてお答えいたします。

まず、26ページの弁償金のことですけれども、一応、今年度空調工事をやっておりまして、狭い部屋については、単独で入れるような形で進めておりました。そこで、いまの電算室の横の印刷室に単独の空調を備えるようにしてたんですけども、そこで、壁を室外機につなぐために、穴を開けるんですけども、一応、業者の方には、ここには光ファイバーの線もありますので、ということで、十分注意されて行うようにということで話をしておりました。でも、ちょっとした誤りがありまして、光ファイバーに損傷を与えたということで、その弁償金が発生いたしました。これで、事業所の方は、全て保険のほうで対応できるということで、しておりますので、いま、事故が発生した当日、その光ファイバーの業者を呼んで、応急処置だけを行って、現在対応はしております。一応、きょう、この補正が通ってから、今から修復はします。

それで、その支出のほうにつきましては、30ページに、情報化推進費の中に修繕料として337万5,000円入れております。

それから49ページの、歳入の国県支出金の16万円ですけれども、これにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、8防災会の16万円です。これは、25年度設立された自主防災会につきまして、その普通の活動経費ですね、活動経費に入れられるということで、当初、その部分は組んでおりましたので、県のほうからまた、要望があったらということで、出されましたので、今回16万円だけ組ませていただいて、歳出のほうは、その部分で、今までできた防災会につきましては出しておりますので、歳入だけ入ってくるというような形になります。自主防災会を設立されてから1年後、2年後までは、2万円ずつの活動経費として、設立後に配布ができるわけですので、当初、希望を取ったんですけども、そのときは2カ所しか出ておりませんでしたので、その分については、当初、組ませていただきまして、あと、また再度、募集をかけたときに、出てきたということで、その部分について16万円の歳入を入れさせていただきます。

○議長（山本政人君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 29ページのバス運転手の報酬ですけども、これは、1日1万1,000円の366日分でございます。

それからですね、30ページの長崎天草航路事業の補助の部分ですけども、この部分につきましては、26年度は一応、初年度ということで、そこまでの取り組みはしておりませんでしたので、27年度で、今年1年分の実績をみまして、その分につきましては、取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 53ページ、文化財保護費です。

まず、補助金につきましては、1,200万円、40%の補助でございます。

それから、昨日、お示ししました歴史資料館の展示のパス図につきましては、こちらのほうですね、ちょっと資料がですね、詳細でないということでお叱りを受けました。申し訳ございません。この資料につきましては、展示内容を検討するにあたりまして、展示のイメージを示したほうがわかりやすいのではないかなというようにございまして、先だっの検討委員会で、使わせていただいたものを、議員の方にもお示ししたいということで、お配りしたものでございます。今後はですね、詳細なパス図等も作成しておりますので、そういったものもですね、提示させていただければと思っておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 44ページの漁港建設費の工事請負費2,550万円の内訳でございます。これは、国の補正の経済対策で、補助金が1,234万4,000円、起債で1,230万円、単独費が85万6,000円です。工事の内容ですけども、護岸工事を実施いたします。60m実施いたします。場所はですね、志岐保育園と明神山の公民館の区間にございます60m部分の護岸工事を実施いたします。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） まず、6ページの繰り越しの内訳でございます。

2億417万3,000円のうちに、工事の繰り越しが2億367万3,000円。それから、委託料が50万円でございます。それと、当初、サッカー場であったのが、どういう理由で変わったのかということで、これは、当初、サッカー場検討委員会のなかで、Jリーグ等誘致できる、そういうような整備が整った施設をということで、昨日も申し上げましたように、この都市計画法の第二種特定工作物、これにつきましては、該当するということで、これにつきましては、当初調整池が、設置義務が必要であるということで、それから今度は、東北の震災を受けまして、苓北町活性化委員会の中で、サッカー場というよりも、防災公園を主とした施設に、サッカー場とか、ま、いろいろそう

いうふうな多目的な防災公園としての位置づけがなされたわけですが、その中で、再度、県のほうに、1万平米以上の開発で、都市計画法に該当するのかどうかというふうなことで確認をいたしましたところ、都市のこれには該当しないというようなことで回答があったわけです。それで、調整池はいらないのかということで、そこを確認いたしましたけれど、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、この下流側の河川に影響があるかないかのチェックが必要があるっちゅうことで、それにつきまして、10年確率でのチェックを確認したところ、調整池か、または、河川の改修が必要であるということで。ただ、河川の改修には非常に金額が多額にかかるということで、調整池のほうを設置するということで、今回お願いをしたわけでございます。それから、逆T型につきましては、比較を行っております。それが周辺の中で、洪水等があったのかというようなことでございますが、大規模な、そういうことがあったということは、私は、申し訳ありませんが、いまのところ把握しておりません。

○議長（山本政人君） これでよかったかな。ほかにはなかったですかね。

6ページ。この避難地整備事業のことですか。消防費の。

これは、さっき話したごたるな、答弁したような。

○8番（浜口雅英君） どがんやったですかね。

○土木管理課長（益田大介君） そうですね、あの、工事の請負費が2億367万3,000円です。それから、委託料が50万円でございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 6ページの2億400万は、工事費ということでよかったですかね。場所はどこですかね。温泉センターの横の分ですかね。いま、話題中心のところですね。はい。

まず、26ページの弁償金の件です。これは、光ファイバーが切れたんですかね。切断したんですね。そのことによって、337万5,000円が賠償金として収入になるとるわけですが、これは、その337万5,000円程度の行政サービスに支障を与えたという捉え方なんではないでしょうか。光ファイバーが切断したことによって、例えば、中央との、県との、国との、そういう連絡網が途絶えたとか、あるいは、民間の人が、いろいろそれば利用しとったけども、使えんごてなったっやつかということなんでしょう。

それからですね、30ページで、26年度始めたばかりだから、状況をみると。27年度にはそういうことがないように。町民からの批判を受けることがないように協議をしていくということです。27年度でそういう具体的な対応をすれば、明日からですかね、新年度予算が協議されるわけですが、ほんなら27年度の予算を策定するにあたっての事前打ち合わせ、具体的な補助金、支出、基準、そういうものは作ってあるのかと思いますので、あとで配布してください。それから、これは苓北観光汽船の活

動がですね、素晴らしいというふうに思います。というのは、新たに、またイルカウォッチングに取り組まれるということで、先日私も、体験乗船をさせていただきました。が、船の代り、船の代金がだいぶずっとでしようというお話をしたら、どなたか忘れましたが、1,700万円ぐらいじゃなかったかなということでした。一般的に考えるとですね、800万円の補正を、補助金補正をしてですね、また1700万円の船を購入されてるということです。我々1町民から考えると、借金もしとらすとに、町から、税金の中からずっと毎年借金ば出すとに、また新たに船を購入されて、イルカウォッチングをされるということについては、賛成しかねるといいますか、観光汽船の取り組みは評価する部分がありますけども、その財源を求める行為、考え方が非常に、なんといいますか、甘いという感じがします。ですので、そこらへんは、やはり今度の27年度予算の中で、当然補助金も、補助金という形で、赤字補てん分のいくらかを出されるというふうに思いますので、これは、27年度予算の中で、十分配慮しながら対応していただきたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） すいません、長崎天草航路の分につき、只今ありましたけども、第2船のイルカウォッチングの船を買っておられますけども、この分につきましては、町のほうからは一切補助はやっておりません。今後もその分につきましては、経営を離れまして、天草富岡茂木航路の分のみの経営につきまして補助をどうするかということを検討していくということにしておりますので、そこは、考えがないようお願いしたいと思います。あくまでも、イルカウォッチングをされる船の分の運行経費につきましては、観光汽船のほうで自主的にやっていただくということにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 26ページの弁償金ですけれども、これは先ほど申し上げまして、歳入として、弁償金で受け入れます。これは、光ファイバーを損傷したということで、その修復にあてるお金です。

それで、30ページに、先ほど申し上げましたように、情報化推進費の中に、修繕料として同額を計上させていただきました。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は、イルカウォッチングにですね、町が補助金を出しているということは、一言も言っておりません。

これは、私が先ほど質問をするときに、ちょっと言い足りなかったのかもしれませんが、その苓北観光汽船の関係者の方から、この船は自前で買ったもんなということでした。ただ、そういう行為がですね、片や補助金を町の税金の中から補助金をもらっ

ていて、受け取っていながら、そういう1,700万円の船を購入されたということについてですね、もう補助金もいらんごてなつたと、独り立ちするけんが、イルカウォッチングも自分たちも買うた船でやるもんなど、独り立ちしていくけんがということならば、私はここであえて言いません。ところが、片や千何百万、2千万ぐらいの補助金をずっともらっていかれるということになろうかと思います。ですね。そういうことで、自前の活動は、私は賛成すると言うたでしょう。だけん、イルカウォッチングをされることについては、私も賛成なんですよ。そういう形で活動していただきたいんです。それが、先ほど企画課長が話された、苓北観光汽船にも頑張っていたきたいと思いますという、その一環、だから、それはいいんですよ。ところが、町民全体から考えますとですね、補助金をもらいながらってかい、という話もありますので、できるだけ補助金の額を下げるような形に配慮する、27年度予算のなかでは、そういう配慮すべきだと。そのために、27年度の予算の策定資料になった補助金の資料を、交付資料をあとでくださいということを行いました。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 素人の考えなんですけども、私も、長崎天草航路の補助金について質問をさせていただきます。

先ほど企画課長がですね、初年度だから、95%の助成を行ったというふうにおっしゃいました。でも、これはですね、計画をする時点から、やっぱり赤字補てんは、これだけだったらすると、いうことで決めるべきではなかったかなというふうに思います。で、もう95%助成を行ったということで、過去形になりますが、これについてはどうこう言いませんけども、今後の問題としてですね、やっぱり町民の税金をつぎ込むには、ここまでだったら赤字を補てんする、ここまでだったら助成をするけども、これ以上は、やっぱり自分たちで事業所努力をしてほしいということをはっきり約束をしていただいて、この3割とか5割とか、ここまでだったら補助をします、ということをはっきりさせていただきたいなと思いますけど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 只今の95%ということは、一応95%程度ぐらいを、この補助金を足すことによってですね、補助ができるのかなということで、言った部分でございまして、95%補助しますということではございません。

それから、来年度以降につきましては、一応、運営状況をみながらですね、観光汽船のほうにも頑張っていて、その分について、補助がいくらできるかというようなことで検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） はい、石田君。

○6番（石田みどり君）　ということは、補助は流動的だということですかね。やっぱりこれは、皆さんの町民の税金を使っていく上で、流動的な補助の仕方というのは、ないんじゃないでしょうか。やっぱり、ここまでだったら補助ができるというふうな形で、きっちり決めておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこらへんはどうなんでしょうか。

○議長（山本政人君）　はい、企画課長。

○企画政策課長（福田忠輝君）　本年度分につきましては、そういうことで、何もその分については、予算の範囲以内ということで決めておりました。そのあと、1年を運行しますので、来年度以降の分につきましては、それぞれのご意見を聞きながら、どれくらいまでだったら補助ができるのか、どがしこ補助をやったら運行ができるのかというようなことを、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君）　よろしいですか。

はい、石田君。

○6番（石田みどり君）　やっぱり、事業をやる以上はですね、経営努力をしてもらうということが基本だと思います。皆さん、事業をやられている人は、やっぱり赤字にならないように、事業努力をするわけです。だから、この観光汽船については、やっぱり、まちおこしということもあると思いますので、そこまでは言いませんけども、やっぱり経営努力をしていただくということで、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本政人君）　はい、ほかにありませんか。

はい、田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君）　14ページ、農林水産のほうですけども、下水道の汚泥処理ですね、これが堆肥センター、ちょっと減額になっております。

そして、21ページ、堆肥センターの収入も少なくなってるんですけども、これはやっぱり、材料が集まらなくて、汚泥をたくさん入れないとか、そういうことがあってでしようか。そこらへん、たくさん汚泥ば入れるとか、そういうことはできないとかですね、お聞きしたいと思います。

そしてですね、もう1つ。

18ページですね、青年就農給付金が7名で75万円ですか、これが出てます。その下に、新規就農も出てるんですけど、これは、青年就農と新規就農は全然別ですね。これは、青年就農給付金は、どういう人が該当して受けてらっしゃるんですか、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君）　農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君）　まず、14ページでございます。

14ページの堆肥センターの汚泥の処理手数料ですけども、これは、250トンから、見込みが227トンに減ってしまったということでございます。

それで次の21ページでございます。21ページの生産物売払収入の堆肥の売払収入でございます。これは、大地の売払収入の減額でございます。当初613万2,000円予定しておりましたが、3月末の時点で、昨年度の実績を見て、当てはめてみたところ、485万6,000円になる見込みということで、これが減額となっております。先ほど議員が申されました、汚泥の処理が、汚泥が少なかったから、これが売払収入が減ったということではございません。

それと、18ページでございます。青年就農給付金事業の520万5,000円でございます。これは、国から新規就農、あるいは後継者に対して、助成するものでございまして、経済対策で、前倒しの助成をするということで、だいたい、平成27年9月ごろに支給される予定のものを、半年早めて支給をしますということで、国からの助成金を、そのまま7名分の支出をするものでございます。以上です。

○9番（田嶋豊昭君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

はい、高戸君

○3番（高戸幸雄君） 49ページですね、消防費の中の災害対策費の中の工事請負費、いま盛んに討議されております遊水池のところですか。これは新たな発注なのか、それとも、追加工事、いま発注しとつですよ、になるか、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） これにつきましては、新たに工事を、別途に発注をしたいと思っております。

○議長（山本政人君） はい、高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 一部ですね、いまの擁壁を利用した発注の方法と言うたですよ。そうすると、新たな工事で発注すると、その、いま発注してるとの、整合性がとれんとじゃなかなかなと。それはよかったですかね。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） いま、擁壁の工事がある程度進みまして、そして、擁壁を壁面として利用できるような状況になりましたときに、別途工事として発注したいと考えております。

○議長（山本政人君） はい、高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私はですね、その金額の大きい少ないは関係ないんですよ。あくまでも、いまの工事区間内の工事ならば、追加になると思います。そうすると、一面

の工事が全部終わってからなら、当然、別途発注になると思いますけども、その、いま発注している工事の期間内と今度予算化されているこれが、全く違うのか、それだけなんです。私は、その、工事請負費の金額が大きいから別途発注だ、少ないから追加工事だと、そういったことは言いません。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） これは、先ほど申し上げましたように、擁壁の工事が、進捗が終わりまして、それから、工期的には重なる分が出てくる状況になると思います。

○議長（山本政人君） 納得できましたか。よろしいですか。

はい、もう一回。はい、高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 納得はできませんけどもですね。いまの工事が終わっているときに、新たな工事に入るというのは、やっぱどうしてもおかしいんじゃないかなと。ですから、私はそこだけ確かめたいんですよ。今後ともですね、あったときに、なんか後ろのほうから、いろんなことか言われますけれども、そうじゃないんです。何回も言いますけれどですね、まだ一連の発注した工事が終わらないうちに、工事をなさるなら、私は当然追加工事だと思うんですよ。でしょう。課長、そうですよね。課長のほうでひとつの一連の工事が終わったあとに、遊水池を発注するならば、新たな工事と思うんです。ただしですよ、ただし、いま、松本議員がおっしゃいましたけども、自分は、今日、見てきたんだと、今の状況は、こうですよということを言われました。ですから、手戻りの工事にならないようにするには、やっぱ、追加工事が本当じゃないかな、と思うんです。確かに、常識で考えて、4,000万円の工事を追加工事ですとかいいよって。確かに、そこはおかしいですよ。しかしながら、あくまでも工期が重なった場合には、追加工事だと思います。重ならないならば、当然、別途発注で結構なんですけれども。ただし、そのときについては、手戻りの工事にならないように、配慮をお願いいたします。私たちも在職中に、3月になると、どんどん、どんどん、発注しよるやっかって、おかしかやっかって言われた経験がありますので、そこだけを間違えんように、できたら、お願いしたいと思います。せつかく、繰り越しをやるんですから、全部ですね。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 30ページの長崎航路の補助金の件で、確認の意味でおたずねを一つしときます。26年度に、確か、私の記憶では1,400万円ほどの補助金を出すということで、前回承諾したような記憶があるんですけども、今回の620万円補助

するということですが、最終的に、26年度の合計金額はいくらになるのか、その点をおたずねをいたします。

それと、53ページの文化財保護費の工事請負費の中で、先ほど説明では、大手門の築地塀もあるということで、答弁があったように思いますが、これはいくらを予定されているのか。2点おたずねをいたします。

○議長（山本政人君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） はい、30ページの長崎天草航路の補助金の合計は、2,460万円になります。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 53ページです。

大手門の工事につきましては、大手門の西側につきましては、石垣の修復が終わりまりましたので、その部分に築地塀30mで施工いたします。

金額は、1,245万円の予定でございます。

○議長（山本政人君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

はい、まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、調整池の問題が、補正が出されております。

で、反対の立場で意見を申し上げます。

現場は、とても、調整池を必要とするような場所ではありません。また、調整池の問題については、これまで、4年前の計画から、調整池が出てきたり、なくなったり、出てきたり、なくなったりとして、非常にあいまいな状況にあります。また、工法についても、もっと検討を要するべきだというふうに思います。

そういうことで、私は反対いたします。

○議長（山本政人君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 賛成の立場で一言言わせていただきたいと思います。

予算書の中には、私も一部不安定なところもあるかと思います。特に、調整池につきましては、賛成の立場で一部、要望事項を付け加えた賛成は好ましくないとは思いますが、できるだけ、全額繰り越しですからね。先ほど、いろんな意見も述べておりますが、そこを考慮した上で、発注等々についてあたっていただきたいと思います。よって、私は、今回の予算については賛成をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私も、調整池の関係にですね、まだまだ検討がなされる余地があるんじゃないでしょうか。それと、単独ですのでね、ここ31日まで何日間しかなかると、あせがって発注してですよ、せんでも、来年度、27年度の新年度でじっくりですね、みていただいて、検討していただいて、それから発注してでも結構じゃないでしょうか。それから、まず、先ほど、高戸議員がおっしゃったように、まだ、今朝見てきましたけれども、まだまだ、そこにあせがってですね、新規発注ということで、この前の委員会のとき、おっしゃったですけれども、別発注っちゃうことで。別発注しても、うちあたってですね、仕事をされるような段じゃなかったですよ。そういった中でですね、そうあせがって、早急にやる意味がなか。ゆっくり来年度で審議していただいて、する、せんは別ですけれども、そこらへん、検討する余地があると思います。私はそう思いますので、反対です。

○議長（山本政人君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、反対者の発言を許します。

はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） はい、私も、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどから出ております災害対策費の調整池の工事請負費についてはですね、たとえば設置を行うにしてもですね、いま、松本議員からもありましたように、まだまだ、再度設計と予算の見直し、検討等が十分必要じゃないかという考えを持っております。ですから、行うとしても、新年度予算の中で、再度、検討していただいてからの設置がいいんじゃないかという考えです。よって、原案に反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 長崎天草航路のことで、少し反対の意見を述べさせていただきます。

やっぱり町民の税金でございますので、合計2,460万円が補助金として、今までが出されてたということをお聞きいたしました。今後、本当に税金の使い道ということでは、できるだけ削っていただくということで、これだけ、830万円ですか、これだけ出すということには、反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に賛成者の発言を許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第3号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり、可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第3号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第4号 平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第4号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第4号、苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,572万7,000円とするものです。

補正の内容をご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入ですが、款1財産収入、目2生産物売払収入の5万円の増額は、実績による造林事業による立木売払収入及び配当金です。

7ページをお願いします。款2繰越金、目1繰越金の4万8,000円の増額は、前年度繰越金です。

8ページをお願いします。歳出です。款1総務費、目1管理会費は、管理会の精算に伴い11万6,000円の減額です。

目2財産管理費は、支障木伐採委託料の精算により20万円の減額です。

9ページをお願いします。款2予備費、目2予備費が41万4,000円の増額です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成26年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第5号 平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第4、議案第5号、平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第5号、平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,261万2,000円とするものです。

補正の内容をご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、款1財産収入、目1財産貸付収入は、区有地の貸付収入の精算により、6,000円の減額です。

7ページをお願いします。項2財産売払収入、目1不動産売払収入の23万3,000円の増額は、国道389号線災害復旧工事及び災害防除工事に伴う土地売払い収入によるものです。目2生産物売払収入の8万9,000円の増額は、実績による造林事業

による立木売払い収入及び配当金です。

8 ページをお願いします。款 2 繰越金、目 1 繰越金の 5,000 円の増額は、前年度繰越金です。

9 ページをお願いします。歳出です。款 1 総務費、目 1 管理会費は、管理会の精算に伴い 6 万 2,000 円の減額です。目 2 財産管理費は、支障木伐採委託料の精算により 20 万円の減額です。

10 ページをお願いします。款 2 予備費、目 2 予備費が 5 万 8,000 円の増額です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、山下君。

○10 番（山下時義君） 10 番山下です。

7 ページになりますが、土地の売払収入があがっております。これは多分、国道のあの背後地だと思いますが、平米どのくらいの単価で売買がなされたのか、面積はどれだけだったのか、それを教えていただけますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） ちょっと、金額と面積については、ちょっといま、手元に持っておりませんので、後でお知らせいたしたいと思います。

いま、おっしゃられたように、萱の木のところの災害の売払土地と、防除工事の売払収入です。

○10 番（山下時義君） ああ、そうですか。あとで、よかですね。

○総務課長（岡田晴喜君） よかですか。

○10 番（山下時義君） じゃあ。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 5 号、平成 26 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号、平成26年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、昼食のため、1時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

なお、総務課長より、先ほど都呂々財産区の件について質問がありましたことについて、補足の答弁をいたします。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 先ほど、都呂々財産区の補正予算の関係で、7ページでございますけれども、土地売払収入、不動産売払収入の面積と単価ということで、おたずねが、山下議員からありましたので、ご報告させていただきます。

土地につきましては、竹の迫と萱の木、2つの土地です。竹の迫が、面積が500.32平米、単価が200円で10万64円です。萱の木が、674.58平米、同じく200円で13万4,916円です。合計の23万4,980円で、1,000円、補正前の額がありましたので、補正額併せて23万4,000円になるということです。

—————○—————

日程第5 議案第6号 平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次は、日程第5、議案第6号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第6号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,988万9,000円を減額し、補正後の予算額を11億5,332万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、国庫支出金及び県支出金等の確定と、保険給付費の決算見込みによる減額に伴うものでございます。

補正の中身について、ご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず収入です。款1国民健康保険税、目2退職者被保険者等国民健康保険税450万円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

7ページをお願いします。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、及び目2高額医療費共同事業負担金は、1月に国に対しまして行いました療養給付

等負担金変更申請により確定したもので、併せて3,509万3,000円の減額補正でございます。

8ページをお願いします。款5療養給付費交付金806万円の減額ですが、退職被保険者の医療費に係る社会保険診療報酬支払金からの交付金の確定によるものでございます。

9ページをお願いします。款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金9万7,000円の増額は、高額医療費共同事業確定によるものでございます。

10ページをお願いします。款9共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金120万7,000円の増額。

目2保険財政共同安定化事業交付金3,604万円の減額補正は、それぞれ、共同事業交付金の額確定によるものでございます。

11ページをお願いします。款11繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金は、国県補助金の確定に伴い、123万4,000円の増額。

節4財政安定化支援事業繰入金は、財政安定化支援事業の額確定により844万円の増額でございます。

12ページをお願いします。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、財源不足により2,282万6,000円を取り崩し、繰り入れるものでございます。

次に歳出です。13ページをお願いします。

款1総務費、項4医療費適正化対策事業費9,000円の増額は、レセプト点検員報酬の不足分でございます。

14ページをお願いします。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、決算見込みによりまして、5,000万円の減額です。

目5審査支払手数料は、財源区分の変更でございます。

15ページをお願いします。後期高齢者支援金につきましては、財源区分の変更です。

16ページをお願いします。款7共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業医療費拠出金27万4,000円の増額。目3保険財政共同安定化事業拠出金18万1,000円の減額につきましては、国保連合会による実績見込み額通知に伴うものでございます。

17ページをお願いします。款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費9,000円の増額は、訪問指導員報酬の不足分でございます。

以上が平成26年度3月補正の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 歳入が、国県の補助金が、全て減額になって、その代わりに、繰入金で補てんしたっていうか、そういう形になっとつとですよ。

2ページからみると、4番の国庫支出金、それから、9番の共同事業交付金。こういうものが大幅に減額になって、繰入金で補てんをしているというような状況にあるということで、こういう状況は、国保の会計上、よくあることなのか、全体的からみると、不安定な状況なのか、なかなか、よくわかりにくいんですけども、自分自身もよくわかりにくいんですが、数値の移動からみると、こういう状況は、どういう形として捉えればいいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 国庫補助金等の減額につきましては、療養給付の減額5,000万円分等の減額も含めての額でございます。

それから、基金繰入金につきましては、法定繰入金といいまして、その分の補助金です、一般会計に、国県補助、それから町の負担分を含めて、一般会計に、まず入れて、その分を繰り出しているということで、この支出については、特に財源がどうのこうのということではございませんで、これは、保険料のですね、軽減部分とか、被保険者に負担をさせられない、例えば、医療のベット数が多いとか、そういうふうないろんな部分で、被保険者に被せられない分を国県から補助金をいただいて、それプラス町の負担分を入れて、繰り出すということで、特に問題あるものではございません。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第6号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第7号 平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 日程第6、議案第7号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第7号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）案について、ご説明いたします。

今回の補正の主な理由は、平成27年度対応システム改修によるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ320万円減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億1,057万1,000円とするものでございます。

補正予算の中身について、ご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入です。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3補助金154万6,000円の減額は、システム開始に伴う国補助金交付決定によるものでございます。

7ページをお願いします。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3事務費繰入金165万4,000円の減額は、歳出におけるシステム改修に係る予算が減額されることに伴いまして、一般会計からの繰入額も減額するものでございます。

8ページをお願いします。歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料320万円の減額につきましては、介護保険法改正によります平成27年4月1日施行対象分のシステム改修委託料確定に伴うものでございます。

以上が平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第7号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 7 議案第 8 号 平成 26 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（山本政人君） 日程第 7、議案第 8 号、平成 26 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第 8 号、平成 26 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 127 万 7,000 円を減額し、補正後の予算額を 1 億 1,197 万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、後期高齢者健康診査委託料の決算見込みによる減額に伴うものでございます。

補正の中身について、ご説明をいたしますので、6 ページをお開きください。

まず、歳入です。

款 3 繰入金、目 1 一般会計繰入金、合計で 21 万 9,000 円の増額は、雑入の減額によりまして、事務費が不足しますので、事務費繰入金の 29 万 6,000 円の増額と、保険基盤安定繰入金の 7 万 7,000 円の減額は、県補助金の額確定によるものでございます。

7 ページをお願いします。款 5 諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入 107 万 4,000 円の減額ですが、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合から委託を受けております後期高齢者健康診査の 150 名分の減額でございます。

8 ページをお願いします。款 5 諸収入、項 5 雑入、長寿健康増進事業収入の 42 万 2,000 円の減額ですが、内容は、後期高齢者訪問指導事業が 32 万 2,000 円の減額、肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業が 10 万円の減額の合計でございます。

9 ページをお願いします。歳出になりますが、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 120 万円の減額の主なものは、国保連合会への健康診査負担金で、150 人分の減額に伴うものでございます。

10 ページをお願いします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、県補助金の保険基盤安定負担金の額確定により 7 万 7,000 円の減額です。

以上が、平成 26 年度 3 月補正の内容でございます。ご審議をよろしく願います。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第8号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第9号 平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 日程第8、議案第9号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第9号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ240万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億8,470万4,000円とするものです。

内容につきましては、使用料収入の減額が主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、目1水道使用料240万円の減額でございます。これは、実績見込みによる減額です。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。款1水道費、目1一般管理費、節11需用費は、薬品代が当初見込みより少なく済んだことによる消耗品費の減額206万円でございます。節27公課費は、消費税が5%から8%へ上がったことによりまして、予定納税の計算方法が変わったことにより、不足が生じたため、5万円の増額でございます。

8ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金、目2利子につきましては、銀行から借り入れております繰上償還の借換債の利率が、平成26年4月1日から、見直しにより下がったために、26年度の利子の償還額が減り、元金の償還額が増えたことによりまして、その増減でございます。

以上で、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） すいません、6ページのですね、水道使用量の減でございますけれども、これはやっぱり、世帯の減に伴う減額が多かったでしょうか。加入所帯の減で。それとも、単純な使用料が減ったということなののでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 使用料につきましては、使用水量のほうは、昨年より、1カ月あたりでですね、1,500トン程度減っております。この理由につきましては、はっきりしたことは、わからないわけですが、特に4月分と、それから7月から9月分にかけての水量が減っております。4月分につきましては、消費税が上がったことによる節約志向なのかな、という推測をしております。それから、7月から9月分につきましては、26年度は非常に雨が多くて、どちらかというと25年度が猛暑で、かなり暑い日が続いたわけですが、26年度は、雨が多くて、そのせいで、水道の使用量が減ったのではないかなというふうには予測をしております。加入の件数につきましては、特段の増減は、減ってるという状況ではございません。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第9号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第10号 平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 日程第9、議案第10号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第10号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）案について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ410万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億3,836万8,000円とするものです。

内容につきましては、長寿命化計画策定事業費の確定に伴うものが、主なものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正です。変更で、借入限度額を当初の900万円から、0にするものでございます。

歳入につきましては、7ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、目1下水道使用料は、実績見込みによりまして、250万円の減額です。

8ページをお願いいたします。款3国庫支出金、目1下水道事業補助金は、下水道長寿命化計画策定のための社会資本総合交付金が、事業費の確定によりまして、130万円の減額でございます。2分の1補助でございます。

9ページをお願いいたします。款4繰入金、目1一般会計繰入金は、起債の減額によりまして、その不足分を賄うための870万円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。款7町債、目1下水道事業債は、当初、長寿命化計画策定のために、900万円の借り入れを計画しておりましたけども、県財務局との申請時に協議の結果、長寿命化計画策定には、起債の借り入れができないということで、減額するものでございます。

歳出につきましては、11ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、目1一般管理費で、節11需用費は、実績見込みによります修繕料の減額です。節13委託料は、処理場等維持管理業務委託料の増につきましては、し尿等浄化槽で受け入れております前処理施設に沈殿しております汚泥の引き抜き運搬処分に伴う増額でございます。変更認可計画策定委託料の減額につきましては、この計画策定が不要になったことによりましての減額です。長寿命化計画策定委託料につきましては、入札残によりまして、残額が出ておりますので、その減額でございます。節27公課費は、消費税が5%から8%に上がったことによる予定納税額の計算方法の変更による不足分1万5,000円の増額でございます。

12ページをお願いいたします。款2公債費、目2利子は、平成25年度の繰り越し事業に伴い、平成26年12月に990万円の借り入れを行いましたが、3月償還の利子が計上されていなかったため、8,000円の増額をお願いするものです。

以上で、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 10ページで、町債が補正前の額で900万円、今度は、借入れができないということで、マイナス900万円という説明があったと思いますけども、その理由は、借入れができないという理由は、どういうことなのでしょう。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 計画策定につきましては、工事に直結する設計につきましては、起債の対象であるということなんですけども、長寿命計画につきましては、すぐに工事に直結するものではないため、起債の対象ではないという財務局の見解で、見解と言いますか、財務局の指示で、借入れができないということになりました。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、なんの工事ですか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 下水道施設の改築更新をするための工事、改築更新工事をするために、長寿命企画を作って、その中で必要が生じたものについては、更に実施設計をして工事になるわけなんですけども、その実施設計段階ではいいんですけども、その前の段階なので、該当しないということでした。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） ちょっと聞き取りにくいわけですが、なんか工事をするときに、工事の部分については起債の借入れができるけども、事前の計画の段階では借入れができない、ということなんです。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） はい、そういうことです。

工事をする前に、先ほどいいました実施設計とかをするわけなんですけども、その設計に関しては、該当するということなんですけども、長寿命化計画は、まず、その、前段階で、そういう改築とか更新をする必要がある施設があるのかということを、まず、作りますので、その前の段階の計画策定には、起債は使えないという見解でした。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） この使用料ですね、これの1世帯あたりの平均は、すぐには出んと思うんですが、もしよかったら新年度のですね、予算査定までに、これも併せて特定のものですね、一戸あたりどのくらいかというのを、平均を教えてくださいなと思います。よろしくお願いします。

もう、今日出んとならば、その次の、27年度の予算のときに結構です。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第10号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第11号 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 日程第10、議案第11号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第11号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）案について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出それぞれ4,830万4,000円とするものです。

主な内容は、浄化槽設置事業費の確定見込みによるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正です。変更で借入限度額を400万円から220万円減額し、180万円とするものです。

歳入につきましては、7ページをお願いいたします。款3県支出金、項1県補助金、目1特定地域生活排水処理事業費補助金で29万7,000円の減額です。上の熊本県浄化槽設置整備事業費補助金につきましては、県が事業費の6分の1を補助するもので、当初5基分を計上していましたが、26年度の実績が3基になったため、29万7,000円の減額でございます。下の段の熊本県浄化槽市町村推進事業交付金は、同じく県が起債の償還にあてるため、前年度事業費の6.5%を補助するもので、前年度事業費の確定により1万8,000円の減額です。

8ページをお願いいたします。款4繰入金、目1一般会計繰入金は、事業費の減額に伴い3,000円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。款7町債、目1下水道事業債は、事業費が、当初5基分500万円から、3基分250万円に減額になったため、事業費から県補助金受益者

分担金を差し引いた残額を借り入れるということで、２２０万円の減額でございます。

歳出につきましては、１０ページをお願いいたします。款１特定地域生活排水処理事業費、項２生活排水処理事業費、目１生活排水処理事業費で、節１５工事請負費は当初５基分５００万円を計上していたものを、３基分２５０万円減額するものでございます。

１１ページをお願いいたします。款２公債費、目１元金は、県補助金の減額に伴う財源区分の変更です。

以上で、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号、平成２６年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１１ 議案第１２号 平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（山本政人君） 日程第１１、議案第１２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第１２号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）案について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ７７１万１,０００円を

減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ490万1,000円とするものでございます。

なお、今回の補正は、平成26年度精算見込みに伴うことが主な理由でございます。

それでは、歳入補正予算の詳細について、ご説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1、項1、目1不動産売払い収入を、当初3区画、見込んでおりましたが、1区画販売のため、771万1,000円の減額でございます。

次に7ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1分譲宅地造成事業費を206万6,000円減額するものでございます。

内訳としましては、節11需用費5万円の減は、印刷製本費の減。節12役務費21万6,000円の減は、広告料の減。節13委託料40万円の減は、住宅用地販売促進委託料の減。節19負担金補助及び交付金140万円の減は、住宅建設補助金の減でございます。

次に、8ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般会計繰出金を、564万5,000円減額するものでございます。内訳としましては、節28繰出金を564万5,000円減額し、分譲地売却収入が減額となったため、一般会計の繰出金が減額したものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 不動産の売払収入が、3区画から1区画にということですので、これは、売れなかったからということでわかりますけれども、7ページの広告料がこれは減になっとつとですけど、売れないから広告料の減じゃなくて、売れないから、この広告料は、逆に一所懸命努力して、宣伝を、ま、なんて言うんですかね、やはり販売してますということを、公にどんどん示していくべきではないかと思っておりますけれども、やはり、こういうのは、減額ではなくて、やはり、予算を組んでおるわけですので、めいっぱい使って、どんどん売るような努力をするべきじゃないかなという気はするんですけど、そこらへんは、すみません。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 錦戸議員のおっしゃったとおりでございます。

広告につきましては、課内でも、どこに出したら一番効果があるんだろうかというようなことで討議をいたしましたが、なかなか特定ができませんで、こういう形になり、非常に申し訳ないと思っております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今のご質問の中で、3区画から1区画が売れたということですが、現在の状況なんですけども、交渉中なり、見込みなりはあるのかどうかをおたずねいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 26年度で、1区画、2月になって申し込みがありまして、売り上げましたところで、今後につきましては、現在のところ、申込み等まだございません。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第12号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成26年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第13号 天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（山本政人君） 日程第12、議案第13号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてを議案とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第13号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、天草広域連合の処理する事務を変更し、天草広域連合規約（平成11年5月27日熊本県指令市町村第7号）の一部を別紙のとおり変更する。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第2

91条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

この一部変更についての補足説明をさせていただきます。

今回の一部変更につきましては、広域連合が行っております2つの事務について廃止をするということでございます。

まず、1つでございますけれども、関係市町村職員等の共同研修に関する事務の廃止。これは、平成11年7月に、天草広域連合を設置して以降、関係市町村職員等の共同研修に関する事務を処理してきておりましたが、平成19年度に、熊本県内の市町村等職員を対象とした熊本県市町村職員研修協議会が発足したことに伴い、天草広域連合を構成する、天草市、上天草市、及び苓北町は、同協議会主催の研修会を活用して職員研修を実施してきております。そのため、天草広域連合において、共同で職員研修を実施する意義や必要性がなくなったことにより、また、今後も実施する予定がないことから、関係市町村職員等の共同研修に関する事務を廃止するものです。

2つ目ですが、防災無線一括制御卓保守に関する事務の廃止です。

各市町の防災行政無線を一括して管理することができる防災無線一括制御卓を、天草広域連合消防本部に設置し、平成18年3月以降、当該制御卓を維持管理する事務として、防災無線一括制御卓保守に関する事務を、規約に規定して処理してきましたが、平成26年3月の新消防庁舎移転改築に際し、新たに導入した高機能消防指令システムに、当該制御卓を統合いたしました。そのため、従来、天草広域連合において、保守を行ってきた防災無線一括制御卓がなくなったことから、防災無線一括制御卓保守に関する事務を廃止するものです。

内容につきましては、いまの議案から3ページ開いていただきまして、広域連合規約の一部を変更する規約、新旧対照表をご覧くださいと思います。

左側が変更後で右側が変更前です。

まず、1ページですけれども、第4条の2号、関係市町村職員等の共同研修に関すること。

第4条の4号、防災無線一括制御卓保守に関することを削除いたします。そのことによって、号の繰り上げが行われております。

次の2ページをお願いします。第5条の第2号ですけれども、関係市町村職員等の共同研修に関することを削除することによって、号の繰り上げでございます。

それから、一番下のほうですけれども、別表の第18条関係で、関係市町村職員等の共同研修に関する事項に要する経費を削除するものです。

3ページをお願いします。これは、消防事務に要する経費、消防施設の設置及び整備に要する経費を、負担割合をそれぞれ明記したものです。

次の、4ページをお願いします。この中で、防災無線一括制御卓保守に要する経費均

等割１００分の１００を削除するものです。

以上で、この規約の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○８番（浜口雅英君） このことによって、苓北町に行財政上の不利益は生じませんか。

○総務課長（岡田晴喜君） 不利益は、生じません。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１３号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１３ 議案第１４号 苓北町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第１３、議案第１４号、苓北町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第１４号、苓北町情報公開条例の一部を改正する条例について。

苓北町情報公開条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成２７年３月９日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、情報開示請求者の範囲を広げることにより、情報公開の総合的な推進を図るためでございます。

一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので、次の条例の、次のページでございすけれども、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

開示請求者等の第5条でございますが、「次に掲げるものは」を「何人も」という形で改正をさせていただきます。そのことによって、1号から5号までを削除するものです。

以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） この、「何人も」というのは、あまりにも、範囲が広すぎるとじゃなかかっていう気がします。例えば、民法で示す、まあ、適切な言葉はわかりませんが、民法で示す何人とか、あるいは、なんとか法でいう何人とか、そこらへんの、ひとつの制限といいますか、を、加えるべきではないかというふうな気がします。また、オンブズマンの点数は下がったかもしれませんが、やっぱ、行政上守らなければならない秘密っちゅうとは、これは、あって然るべきだというふうに思いますので、「何人」っちゅうのは、これは法律の専門家の皆さん方にお聞きする必要があると思いますが、そういうなんかの縛りをつけとくべきではないかというふうな気がします。が、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 一応、この条例を改正するにあたりましては、県とか、そこらへんの指導をいただきながら、改正をさせていただきました。ま、ほかの市町の条例もちょっと見させていただいたのですが、このような形で改正されておりましたので、今回、苓北町においてもこのような形で進めさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 苓北町は、いつもよく話をしますが、火力発電所を抱えています。国際的に、非常に不安定な方々がおられますので、そこらへんはですね、国が定める、どういう方には出さなくてもいいとか、そういう部分が、ちょっと心配しましたので、たずねました。ほんなら、そういうことで、県あたりとも相談してあるのならばですが、くれぐれも用心してください。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第14号、苓北町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、苓北町情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第15号 苓北町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第14、議案第15号、苓北町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第15号、苓北町行政手続条例の一部を改正する条例について。

苓北町行政手続条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律が、平成26年6月13日公付され、平成27年4月1日から施行されることとなったことに伴い、行政手続法が適用範囲としない、地方公共団体の機関がする行政指導と、条例、規則が根拠となる処分について、同様に行政手続条例を改正して規定する必要があるためでございます。

まず、この条例の改正について、補足説明をいたします。

今回の法の改正の主なものは、法令に違反する事実の是正のための処分、または、行政指導を求めることができる処分等の求めへの手続きや、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続きの新設が行われています。

これは、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、以って国民の権利、利益の保護に資することを目的として行われています。

それでは、条例の改正につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、この議案から4ページめくっていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。目次左が改正後で、右側が改正前となっております。

改正後の第4章は、第34条の2の追加です。第4章の2、処分等の求め（第34条の3）を新しく挿入するものです。

次の、第2条ですけれども、第2条につきましては、第2条の第2号でございますけれども、これにつきましては、地方自治法の制定年と法治制定番号が入っておりませんでしたので、それが明記されたものです。

次の２ページをお願いします。同条第３号の後段の部分の但し書を追加するものです。この但し書につきましては、今までの条例について、少し条文の漏れがあったようでございます。本来、あるべきものでは、今回は、８条と第３２条というのは、本来、条文として残しておくべきですけれども、条文漏れがありましたので、大体、今回は、第３３条の第２項だけを加えるような改正になるわけですが、それがございませんでしたので、条文漏れも含めまして、後段の但し書を追加させていただきました。

第３条は、フリガナを漢字に変えるものです。それから、これは、名あて人と関わるを変更させていただいております。第３３条の２項ですけれども、行政指導の方式、これは、追加条文です。行政指導に関わる者が、行政指導をする際に、処分する権限を行使し得る場合、相手方に対して示す事項を明記したものです。

次のページをお願いいたします。行政指導の中止等の求め。第３４の２は、追加条文です。法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、法律、または、条例に規定する要件に適合しないと思う場合、行政指導の中止を求める手続きができることを示したものでございます。

次のページをお願いします。第４章の２、処分等の求めが追加されるものです。

第３４条の３は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためになされるべき処分、または、行政指導がされていないと思われるときは、本人ではなく、第三者でもその求めが申し出ることができることが、加えられました。

以上が、改正の内容でございます。

申し訳ございませんが、条例の改正案の３ページをお願いいたします。附則で、施行期日をうたっております。この条例は、平成２７年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１５号を採決します。苓北町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、苓北町行政手続条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第 15 議案第 16 号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（山本政人君） 日程 15、議案第 16 号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第 16 号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成 27 年 3 月 9 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、介護保険運営協議会及び苓北町いじめ問題対策連絡協議会等の設置により、委員の報酬等について、条例で定める必要があるためでございます。

このことにつきましては、このあと、条例の説明において、内容については出てくるものです。それでは、改正のご説明申し上げますので、2 枚めくっていただいて、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表でご説明させていただきます。左側が改正後で、右側が改正前です。改正前が、地域包括支援センター運営協議会委員と介護保険事業計画策定委員がございましたが、これを削除しまして、介護保険運営協議会一本で行うものでございます。介護保険運営協議会の会長の日額が 6,600 円、半日額が 3,500 円、委員が日額 5,700 円、半日額は 3,000 円とするものです。

次のページをお願いしたいと思います。後段の部分でございますけれども、苓北町いじめ問題対策連絡協議会委員、苓北町いじめ防止対策審議会委員、苓北町いじめ再調査委員会委員を、新たに追加するものです。日額、半日額につきましては、日額が 5,700 円、半日額が 3,000 円、いじめ再調査委員会につきましては、予算の範囲内で町長が定める額という形でしております。

それからまた、2 枚、元に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、山下君。

○10 番（山下時義君） 只今、総務課長の説明で、最後のページですが、このいじめ問題についての、それぞれの報酬額が設定されておりますが、この対象者は、小中学生

なのか、どういう範囲でのいじめ対策の問題解決にあたるのか、内容についてですね、それはどちらですかね。教育委員会ですかね。教育課長ですか。

○議長（山本政人君） 教育課長、お願いします。

○教育課長（山崎秀典君） このいじめ問題に関する分につきましては、いじめ防止対策推進法が、平成25年6月25日に公付されまして、同年9月28日から施行されております。

このいじめにつきましては、2011年に、滋賀県大津市でのいじめ自殺事件を受けて、国が防止対策推進法を定めたものでございます。この法律のなかで、法律第14条第1項におきまして、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、いじめ問題対策連絡協議会を置くとかできること、並びに、重大事態に対処し、また、重大事態と同様の事態の発生の防止に資するために、速やかに組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことが規定されておまして、教育委員会に、付属機関として、審議会等の必要な組織を置くことができることが定められております。

こういったことで、学校の設置者ということですね、小中学校の児童生徒が町としての対象となります。さらに、第30条第2項におきまして、28条第1項の規定による重大事態の調査を行った場合に、その調査結果に、さらに再調査の必要があるという場合につきましては、町長のほうで、再調査委員会を立ち上げまして、それに基づき、審議会の調査結果についての再調査を行うことができるという規定がございます。そういった関連から、今回、3つの委員会の設置を議案として提案しているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、山下君。

○10番（山下時義君） 大体わかりましたが、それぞれの委員会のメンバーは、どうなっているんですかね。今の課長の説明でですね、委員会を作られるわけでしょう。その場合の、委員の数ですたいね、どうなっているのか、内容を教えてください。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） まず、いじめ問題対策連絡協議会ですけども、これは、明日の設置条例のなかでもご説明いたしますけれども、まず、この組織としては、委員12人以内で組織するという形で考えております。委員の内訳といたしましては、先ほど言いましたように、法律の中で、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、その他の関係者により、構成されるということで、定められておりますので、学校の教職員、児童、生徒の保護者、児童相談所の職員、警察の職員、法務局又は地方法務局の職員、これに町の行政部局の代表、教育委員会の代表、その他教育委員が

必要と認める者の委員の１２人以内で、連絡協議会を設置したいという考えでございます。

次に、苓北町いじめ防止対策審議会のメンバーですけど、これも法律の中で定められておりまして、審議会は、委員１２人以内をもって組織するということで考えております。委員といたしましては、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者について、教育委員会が委嘱するということで定めたいと考えております。これにつきましては、行政部局、学校長の代表、学校の生徒指導の代表、それから、養護教諭の代表、いじめ・不登校のアドバイザー、スクールカウンセラー等の委員を考えているところでございます。

次に、最後の、いじめ再調査の委員会ですけれども、これは、その重大事態に応じて、それぞれ町長のほうが委嘱するという形になっておりまして、その点については、やはり、教育、法律、医療、心理、福祉等について、専門的な知識及び経験を有する者の内からということになっておりますので、例えば、弁護士、警察、医師、保護者代表としてのＰＴＡ会長、こういった方々が考えられるということで、この組織につきましては、委員５人以内をもって組織する、ということで、規定を定めたいということで、明日、提案をする予定にしております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

はい、山下君。

○１０番（山下時義君） 課長もご存じのように、非常に、このいじめ問題ですね、日本国内でも大変悲惨な事件が発生しておりますので、やはり、そのいじめを、いかに早く知るか、関係者が知るかということが、大きな問題でありますので、ぜひですね、早急にこの問題については、委員会を立ち上げられてですね、苓北町で、そういう事故がないようにですね、防止するのが、一番、政治の務めだと思いますので、ぜひ、早急にですね、来年度は組織をしていただきたいと要望ありまして、終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１６号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、2時20分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時06分

再開 午後2時20分

-----○-----

日程第16 議案第17号 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第16、議案第17号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第17号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町介護保険条例（平成12年苓北町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正並びに苓北町介護保険事業計画の見直しに伴い条例を改正する必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、昨日の全員協議会において、説明したところでありますけれども、今回の条例改正は、第6期介護保険事業計画に基づく第1号被保険者の介護保険料の改訂と併せて、介護保険法施行令改正に伴う保険料の多段階を図ることが第一番目の目的でございます。

27年度から29年度までの3カ年間の被保険者介護費用の見込みを基に、試算した結果、事業計画案にございましたように、現行の保険料基準月額4,400円を4,900円と改訂させていただくことになりました。

次に、本町の介護保険関係では、現在3年ごとの介護保険事業計画を策定する策定委員会や、支援に必要な高齢者の地域生活を支援するための地域包括支援センターの運営に関して、その運営協議会を毎年開催し、併せて、地域密着型介護施設についての協議をお願いしているところですが、今回の条例案第2章にございますように、介護保険運営協議会を設置し、その協議会の中で、介護保険に関係する全ての協議ができるように規定を設けたところでございます。

次に、附則の欄でございますが、改正案の２ページ目になりますが、施行期日は、第１条で、平成２７年４月１日としております。

第２条で、第４条に基づく介護保険料の適用については、２７年度分の保険料から適用し、過年度分については、従前の例によるとしております。

第３条は、介護保険法改正法附則第１４条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置でございます。

そのほか、介護保険法施行令の改正に伴う条文の整理を行ったところでございます。以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１７号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１７ 議案第１８号 苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第１７、議案第１８号、苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第１８号、苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について。

苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定することとする。

平成２７年３月９日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律施行に伴い、本町の関係条例を整備する必要があるた

めでございます。

補足説明をさせていただきます。

平成２５年６月１４日に公付された地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第３次一括法）において、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の一部を改正され、同法第１１５条の４６第４項において、地域包括支援センターの設置者が順守すべき基準を市町村の条例で定めることとされました。

条例の中身につきましては、昨日、全員協議会で説明したとおりでございます。

改正案の１ページの附則でございます。

この条例は、平成２７年４月１日から施行するとなっております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第１８号、苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号、苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１８ 議案第１９号 苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第１８、議案第１９号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第19号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について。

苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を別紙のとおり制定することとする。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律施行に伴い、本町の関係条例を整備する必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

平成25年6月14日に公付された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、1番目に、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準、2番目に、指定介護予防支援に関する基準、3番目に、基準該当介護予防支援に関する基準、これらについて、これまでは、厚生労働省令でその基準が定められておりましたが、法改正後は、市町村で、これらの事項を条例で定めることが必要となりました。

具体的な内容としましては、介護要支援者が、居宅で日常生活を営むために必要な保険、医療、福祉サービスの適切な利用ができるよう、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー等が要支援者とサービス提供事業者等と連絡調整等を行う事業となります。

また、条例を制定する際に基準が設けられ、その基準は、昨日説明したとおりであります。第29条の条項の欄の、国の基準では、保存期間が、記録の保存期間は2年となっておりましたけれども、5年といたしたところでございます。

これは、介護報酬の返還請求ができる期間が事業完結後5年以内となっているからでございます。

あとは全て、国、基準どおりといたしました。

改正後の法律施行日は、26年4月1日でございますが、27年3月31日を附則によりまして、施行日としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第19号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第20号 苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第19、議案第20号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第20号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年苓北町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準（平成18年厚生省令第34号）の改正に伴い、本町条例を改正する必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

地域密着型の介護施設といたしましては、今回の条例は、平成25年の3月議会において制定していただいたものでございますが、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が、平成27年4月1日付けで施行されることに伴い、本町条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容が多岐にわたっておりますけれども、全て省令の改正によるものでございま

す。改正の主な中身は、現行では、指定複合型サービスと規定しているものを、指定看護小規模多機能型居宅介護と改めるものでございます。

複合型サービスのことですが、前回の条例制定の際に、小規模多機能型居宅介護のサービスに、訪問看護のサービスを組み合わせて、介護度の高い高齢者や医療の必要な高齢者であっても、居宅における生活の継続が可能となるよう必要な援助を行うものというふうに説明をいたしたところですが、今回の改正では、その内容をそのまま、サービスの名称に表記するものでございます。

以上でございますが、附則としまして、施行日は平成２７年の４月１日ということで、お願いするところでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第２０号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２０ 議案第２１号 苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第２０、議案第２１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第２１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年苓北町条例第８号）の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成２７年３月９日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準（平成１８年厚生省令第３４号）の改正に伴い、本町条例の改正する必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、先ほどの条例と併せて、平成２５年３月議会におきまして、地域密着型介護予防に関する基準条例を制定していただきましたけれども、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が、平成２７年４月１日で施行されることに伴い、本町条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、先ほどの条例改正案と同様に、指定複合型サービスを、指定看護小規模多機能型居宅介護と改めることのほか、新旧対照表にございますように、全て省令の改正に伴うものでございます。

改正案の４ページに附則があります。

施行期日。この条例は、平成２７年４月１日から施行するというふうになっております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第２１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 2 1 議案第 2 2 号 苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する
条例について

○議長（山本政人君） 日程第 2 1、議案第 2 2 号、苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 議案第 2 2 号、苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例について。

苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成 2 7 年 3 月 9 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、中小企業の振興のためでございます。

補足説明をさせていただきます。

現在、町外からの移動販売車が、町内各地で食料品を中心に販売を行っており、町内業者へ少なからぬ影響を与えています。この状況を少しでも改善し、中小企業の振興を図るために、宅配サービス、または、移動販売を目的とする車両を導入するものについても、利子補給条例の対象として追加を提案するものでございます。

次のページをご覧ください。新旧対照表でございます。

左側が改正後の新しい条文になりますけれども、対照表、第 3 条、その 3 行目でございますけれども、住居、その他で当該営業以外の用に供する部分及び道路運送車両法第 2 条に定める車両の取得又は修繕等に要する費用を除く。

そのあとに、下線部分を追加いたします。

ただし、宅配サービス又は移動販売を目的とする車両を導入するものについては、この限りではない。

次に、その前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するとしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、浜口君。

○8 番（浜口雅英君） これは、いま、執行されている部分もあるんですか。

それとも全く新たに変わってしまうわけですか。

○議長（山本政人君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 今まではですね、施設整備のため、または、経営の安定のためということが、対象だったわけなんですけれども、今後はですね、この宅配サ

ービスと移動販売を目的とする車両の導入についても、対象とすると、新たに追加するというごさいます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） そしたら、新たに、その移動販売を試みる人に、この条例が対象になってくるということですね。はい、わかりました。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第22号、苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、苓北町中小企業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第23号 苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第22、議案第23号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 議案第23号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、交流人口の増加と施設利用者の利便性の向上のためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町温泉センターについては、現在のところ、第1、第3の水曜日が休館日となっています。しかしながら、温泉プールも、毎週水曜日が休館日となっているため、温泉

プールとの共通パス券を持っている方については、水曜日は両方とも利用できないことになります。共通パス券利用者の方から、休館日を変更できないかとの声もあり、また、木曜日が一番利用者が少ないため、利用者の増加と利便性の向上のために、休館日を第1、第3の水曜日から、第1、第3の木曜日へ変更を提案するものでございます。

次のページをご覧ください。新旧対照表でございます。

こちらのほうも、左側が改正後でございますけれども、開館日、第4条（1）第1号、毎月第1、第3の木曜日という形で、水曜日を木曜日に変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとなっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） この休日日、木曜日ですね、近隣の施設とのダブリっていうんですかね、それは、ありませんか。

例えば、通詞のとか、下田の、ちょうど、木曜日が休みとかいうようなダブリはございませんか。

ここが休みんときやっけんって、また下田に行きよったときは、下田でよう会いよったですよ。だから、同じ休みになれば、どこも行かれんごとなるもんやっけんですね。そこらへんが、どうかなと思いましたから。

○議長（山本政人君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） すいません、町外の温泉につきましては、休館日は把握はしませんでした。町内の施設の利用の便という形で、今回は、提案をさせていただいております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私、はっきり覚えとらんから言われんとですが、どうも、下田のほうですね、木曜日というような感じを受けている、ちょっと記憶になかったですけどもですね。

第何の木曜日かが、ちょっと私はわからんもんですから、木曜日同士、ガチ合えばですね、ちょっとまあ、利用者の方には迷惑をかけるんじゃないかな、ということでありましたので、ご質問させていただきました。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第23号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、苓北町温泉センター及び温泉自動販売機の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後2時46分

平成 2 7 年 3 月 1 1 日（水）

（第 3 日 目）

平成27年第2回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

平成27年第2回苓北町議会定例会は、平成27年3月11日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教 育 課 長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 24 号 | 苓北町富岡城公園施設設置条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 25 号 | 苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 26 号 | 苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 27 号 | 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 発議第 1 号 | 苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 28 号 | 平成 27 年度苓北町一般会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 29 号 | 平成 27 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 30 号 | 平成 27 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 31 号 | 平成 27 年度苓北町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 32 号 | 平成 27 年度苓北町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 33 号 | 平成 27 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 34 号 | 平成 27 年度苓北町水道特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 35 号 | 平成 27 年度苓北町下水道特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 36 号 | 平成 27 年度苓北町農業集落排水特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 37 号 | 平成 27 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 38 号 | 平成 27 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算 |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第24号 苓北町富岡城公園施設設置条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第1、議案第24号、苓北町富岡城公園施設設置条例の制定についてを議案とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第24号、苓北町富岡城公園施設設置条例の制定について。

苓北町富岡城公園施設設置条例を別紙のとおり制定することとする。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

苓北町歴史資料館（苓北町観光交流センター）等の富岡城公園施設の整備に伴い、供用を開始するにあたり、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町富岡城公園施設設置条例（案）。

設置、第1条、本町は、富岡城を歴史的観光交流施設として位置付け、観光客と地域住民との交流の場及び町の魅力、歴史、文化の再認識を促す場として、多くの利用に供するため、富岡城公園施設を設置する。

名称及び位置、第2条、公園施設等の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

業務、第3条、公園施設等は、次に掲げる業務を行う。

1号、富岡城にまつわる歴史を中心とした資料等の展示及び解説。

2号、町の魅力を広く伝えるための文化・交流・情報の発信。

3号、その他公園施設等、設置の目的を達成するために必要な業務。

管理、第4条、町長は、公園施設等を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効率的に運用しなければならない。

入館料、第5条、公園施設等の内、苓北町歴史資料館（苓北町観光交流センター）の入館料は、次のとおりとし、それ以外の施設の入館料は無料とする。ただし、特別展示等を行う場合は、別途入館料を徴収することができる。また、町長が特に認めた場合は、入館料を減免することができる。

1号、大人（高校生以上）300円、2号、中学生以下100円、3号、団体割引2

0人以上2割引き。

入館許可の制限、第6条、町長は、公園施設等に入館する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を許可しないことができる。

1号、公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱す恐れがあると認められるとき。

2号、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる恐れがあると認められるとき。

3号、公園施設等の施設又は設備を棄損し、若しくは滅失し、又はそれらの恐れがあると認められるとき。

4号、その他、公園施設等の管理上必要があると認められるとき。

入館許可の取り消し等、第7条、町長は、入館許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館の許可を取り消し、若しくは変更し、入館を停止させ、又は退館を命ずることができる。

1号、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2号、虚偽、その他不正な手段により入館したとき。

3号、その他、公園施設等の管理上、支障があると認めたとき。

第2項、町長は、前項の規定により入館許可を取り消した場合において、当該取り消しに伴う損害賠償の責めを負わないものとする。

利用の許可、第8条、展覧会等の開催、物産の展示及び販売等のため、公園施設等を利用しようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

第2項、町長は、公園施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について、条件を付することができる。

使用料、第9条、前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額により算出した使用料を納入しなければならない。

第2項、使用料は、その月分を翌月10日までに納入しなければならない。

使用料の減免、第10条、町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

用途変更等の禁止、第11条、利用者は、公園施設等の用途を変更し、又は当該施設を使用する権利を、ほかに譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

現状変更の禁止、第12条、利用者は、町長の承認を受けずに公園施設等の現状に変更を加えてはならない。

利用許可の取り消し等、第13条、町長は、公園施設等の管理上必要があると認めるとき、又は利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

1号、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2号、虚偽、その他不正な手段により許可を受けたことが判明したとき。

3号、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認めたととき。

第2項、本条の処分によって利用者に損害が生じることがあっても、町はその責めを負わない。

損害賠償、第14条、利用者は、公園施設等を棄損し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が、やむを得ない理由があると認めるときは、その限りでない。

返還、第15条、利用者は、利用を終えたとき、又は利用の許可を取り消されたときは、町長の指示に従い、公園施設等を返還しなければならない。

委任、第16条、この条例に定めるものの他、必要な事項については、町長が別に定める。

次のページをお開き願います。

別表第1、第2条関係で、公園施設等の名称及び位置を定めております。

次に、別表第2、第9条関係で、利用の許可を受けた利用者に対する使用料の額を定めております。

前のページに戻っていただきまして。

附則、施行期日、1項、この条例は、平成27年7月1日から施行する。

郷土資料館条例の廃止、2項、郷土資料館条例（昭和45年苓北町条例第41号）は廃止する。

苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例の廃止、3項、苓北町富岡城本丸上櫓及び下櫓設置条例（平成17年苓北町条例第6号）は廃止する。

以上が、条例案でございます。

歴史資料館の件につきましては、先の全員協議会で、説明をさせていただいております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、資料の3ページで、施行、この条例は、27年7月1日から施行するようになっていますが、これは4月1日というわけにはいかないのでしょうか。なにか事情があるのでしょうか。

それから、資料の4ページも含めてですが、本丸、上櫓、下櫓ですか、ありますが、これは、ビジターセンターとは違うんですね。

以上2つです。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 施行日につきましては、新年度に入りまして、展示作業を4月から6月にかけて行います。

その後、開館につきましては、7月中に開館できるようにということで、全員協議会の中でもご説明しておりますので、施行日につきましても、7月1日からということで規定をさせていただいております。

それから、本丸の上櫓、下櫓につきましては、町が建設した建物でございまして、町の施設ということで、今回の公園施設等の条例の中に含めさせていただいております。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） ビジターに入っていく、左側の建物ですかね。本丸の手前の。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） はい、そうです。

二の丸から上がりまして、左側にある建物とビジターセンターの上の段に1段上がりまして、また、右側のほうにある建物、これが、下櫓と上櫓になります。

○8番（浜口雅英君） わかりました。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） 1ページの第5条の3ですね、団体割引となっておりますけれども、20人以上が2割引きとなっておりますが、例えば、17人ぐらいのときは、1人分が単純計算しますと、幾らか安くなる、団体で買ったほうが安くなる、20人で買ったほうが安くなるということに、算定はなりますけれども、確実に20人以上じゃないと、これが、割引ができないものでしょうか。

それでも、17人か18人おっても20人として買って、支払いをしたほうが、こちらへんがちょっと、やっぱり、管理者の、条例からいけば、ちょっと惑うところがあると思いますので、ちょっとおたずねをいたしましたけれども。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） はい、条例といたしましては、やはり、団体割引の場合は、団体としてのきちとした規定が必要でございまして、20人以上の団体については、2割引きという形で、規定させていただきたいと考えております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 19人、仮におったとします。

20人以上が団体割引だからということで、入場料が20人で買ってでもいいですということで、申し出があった場合の対応等を、特におたずねをしとるわけですがけれども。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 管理上はですね、やはり、1つの団体が20人以上という規定は必要だと思いますので、20人以上の団体という形で規定させていただければと思っています。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

○1番（松本良人君） ちょっといいですか。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私は、確かに規定はしてある、ということは、承知しておりますけれども、運用面でですね、そこら辺、どうなるのかというようなことでおたずねをしておるわけですよ。ですね。

例えば、お客さんたちが、20人の団体でくださいと、20人分をお支払いしますよと来たときに、中においでにのときが、17人か18人しかお出でにならなくても、それはいいのでしょうか、それとも、やはり20人として、20人じゃなからんば、団体割引にはできませんよ、と言われるのかということで、そこら辺をおたずねをしておるわけですけども。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） それは、その団体のですね、モラルにも関係するかと思いますけども、管理者といたしましては、団体割引は20人以上ですよという規定は、当然必要かと思います。

○1番（松本良人君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第24号、苓北町富岡城公園施設設置条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、苓北町富岡城公園施設設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第25号 苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第２、議案第２５号、苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） はい、議案第２５号、苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について。

苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を別紙のとおり制定することとする。

平成２７年３月９日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）の公布に伴い、地方公共団体に対して、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めること、並びに、いじめ防止等のための対策を、総合的且つ効果的に推進することが求められたことにより、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（案）でございます。

目次によりまして、内容をかいつまんで、ご説明をいたします。

まず、第１章、総則では、第１条として、この条例が、いじめ防止対策推進法に基づき定めるものであることを規定しております。

次に第２章、苓北町いじめ問題対策連絡協議会について、第２条から第８条におきまして、その設置、所掌事務、組織、会長及び副会長の選定、会議招集等について規定しております。

次に、次のページになりますが、第３章、苓北町いじめ防止対策審議会について、第９条から第１４条におきまして、同じく、その設置、所掌事務、組織等について規定しております。

次に、第４章、苓北町いじめ再調査委員会について、第１５条から第１８条において、同じく、その設置、所掌事務、組織等について規定をしております。

次に、第５章、雑則、第１９条で、委任事項について規定をしております。

附則といたしまして、この条例は平成２７年４月１日から施行することといたしております。

補足説明をさせていただきます。

参考のため、本日、いじめ防止対策推進法のあらましと、いじめに対する各関係機関の関係図をお配りをしておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

本条例は、いじめ防止対策推進法が平成２５年６月２８日に交付され、国に対し、いじめの防止等のための対策を、総合的且つ効果的に推進するための基本的な方針、いじめ防止基本方針の策定を求めているとともに、各地方公共団体に対しましては、国のい

いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実状に応じた同様の基本的な方針、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるように求めています。

また、学校に対しましては、国のいじめ防止基本方針、又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実状に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。

さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべき、いじめ防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定をされておまして、この中で、法第14条第1項において、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。第14条第3項において、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の元に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実行的に行うようにすること。並びに、法第28条第1項におきまして、重大事態に対処し、及び重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことが規定をされておまして、このため、教育委員会に、附属機関として、審議会等の必要な組織を置くことができることが定められています。

さらに、第30条第2項において、法第28条第1項の規定による調査の報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処、又は重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により審議会での調査の結果について調査を行うことができるということが規定をされています。

この法律が、平成25年9月28日に施行され、国の基本方針が同年10月11日に策定されました。これを受けまして、熊本県におきましても、熊本県いじめ防止基本方針が策定されましたので、本町におきましても、今後、連絡協議会等との連携を図りながら、苓北町いじめ防止基本方針を策定することにしております。

以上、補足説明をさせていただきました。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） この、添付資料の中で、3ページ目に、いじめの発生から記載してありますが、このいじめの位置付け、いじめという判断といいますか、どの、どういう状況をもって、いじめというのか、そこら辺がないと。

まあ、確かに、こういう組織があって、子どもさんたちを守っていくんだということ

は理解できますが、そんなら、このいじめっっちゃうのは、誰が、実際に5、6人おって、あん人が、Aさんが、A君がいじめたよねっていうことで、いじめになるのか、それとも、教育委員会なりが、そのいじめとはこういう状況を言うんだということなのか、その、そこら辺のですね、事案の確認といえますか、事例の確認といえますか、そういう部分はどうなるんでしょうか。

これは、この示されている条例は、そのあとの問題だというふうに思うわけですね。

そこに至るまでは、誰がどういうことで判断するのかを、おたずねします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） はい、まず、いじめの定義なんですけども、お配りをしてありますいじめ防止対策推進法のあらましの総則の中の（2）ですね。定義ということでもあります。

この中でですね、この法律において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為、ま、インターネットを通じて行われるものも含むということであって、当該こういう対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものということとしたということなので、いじめを受けた子どもが、自分はいじめを受けたということで判断をしたならば、それがいじめだという定義がなされております。

参考までに、現在、県の調査におきましてですね、毎年1回、いじめの実態把握のためのアンケート、こころのアンケートというものが実証されております。

これにつきましては、町内の全小中学校にアンケートを採りまして、その中で、これは記名式になっておりますので、本人がいじめと感じたかどうかを含めたところで、アンケートが出されております。

参考までにそれを申し上げますと、本年度の場合はですね、本年の4月から11月末時点での調査が行われております。いまの学年でいじめられたことがあるかという調査に対しまして、563名中ですね、78名があるという回答をしております。これは、小学校が68名、中学校が10名になります。

その内容としてはですね、どんないじめかということで、多い順番にいきますと、仲間外れにされた、ひやかしやからかいを受けた、いいがかりや脅しをされた、物を隠された、汚された、こういった事項で、この数字があがってきております。

このアンケートに基づきまして、今度は、それぞれの学校で、これがいじめかどうかということで、当事者等の話も聞きながらですね、学校内で調査を行っておりますけども、その結果、学校がいじめ事案と認知した児童生徒数は、ございませんでした。

ただ、このいじめの、本人からのアンケートの結果につきましては、事後のアンケート、その後のですね、指導とか対策も必要になりますので、その後、また2度にわたっ

てですね、その時点での調査を行っております。

26年の12月時点で、今もいじめは続いているかというような問いに対しまして、先ほどの78名中、続いていると答えた子どもが14名おります。で、これは、小学生は12名、中学生が2名でした。その後また、今年に入りまして、2月末時点で、再度調査をしましたところ、もうその時点では、続いていないということで、全て解消しているというような状況でございます。

ですから、いじめの取り方はですね、先ほども言いましたように、本人、いじめを受けたという子どもが、どういう状況でですね、それを受け取るかというようなことございまして、それに対して、学校のほうで、いじめ事案と認知するかどうかという確認を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、そうすると、同じ町の教育委員会内、あるいは、同じ学校内ということになんでしょうか。

例えば、先般川崎で、少年グループで悲惨な事件がありましたけども、あれは、いじめを受けた者は中学1年生ですか、それで、いじめをした人は、同じ少年グループか、よくわかりませんが、新聞報道の中では、同じ少年グループの中でのいじめだったのではないかと推測します。

それで、明らかにその、これもテレビなり新聞なりの報道しか知りませんが、顔に大きなあざがあったと、そういう部分は、このいじめ防止対策は、あるいは、今回のいろんな条例の、設置条例を作ることによって、そういうものに、幾らかの、なんちゅうか、良い方向に持っていける糧になるんでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 先ほどのアンケートの結果の中でもですね、誰からいじめられたかというような問いもございます。

その中で、やはり同じクラスの人だとか、同じ学校の上級生、部活動の仲間というのもありますけども、そのほかに、地域の人とか、ほかの学校の人とか、そういう答えもあがっておりますので、そういった場合には、やはり、こういった審議会の中で、他校の児童生徒、ほかの地域の方々も含めてですね、いじめ防止の対策には、対応できるのではないかと考えてございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） いま、苓北町の中では、この条例はできていませんけども、苓北町の中で、そういう実態は、いじめ、いま、課長、申されたような関係のいじめの実態はあるんでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） いま現在は、ございません。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） この条例は、いじめが発生した後に、どうもメンバーとかなんかをみておきますと、あがってきたときに審議をしましょうというもんですかね。

それとも、例えば、どうも地域あたりでみとって、あら、あの方はいじめに遭ってるぞと、なんかする必要があつとじゃなかるかなというような、そこら辺も対象とした、いじめの対策なんですかね。なかなか難しいと思いますね。

予防を前提とした対策本部なのか、対策の会なのか、あるいは、あったのちのなのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） いじめ防止の対策連絡協議会、それから、審議会につきましては、未然の防止も含めた協議会でございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 確かに、私も今までの事件がですね、当事者、要するに、いじめを受けてる側は、なかなか言い出せない、あるいは、仮に、学校なんかというのなかなか表に出せないというのが実情で、大きな事件に発展しております。

それで、やはり、なにかの、感じた方とかなんかの意見を聞く機会も相当いるんじゃないかなろうかと思いますけれども、このメンバーの中をみますと、12名ということで、切っておられます。

私と思うのが、各小中学校からの教師、先生たち、あるいは、児童または生徒の保護者と、その、これもできれば、各学校単位の代表の保護者がいいんじゃないかなろうかと思いますけれども、そういうことになれば、あまり、ちょっとあとは、警察とか児童相談所とかですね、法務局とかっちゃうことで、ちょっと頭でっかちになってるような感じがしてですね。

底辺の、毛細管的、あるいは指になるような、手先になるような方の意見があまり含まれていられんじゃないかなろうかと思います。

それでですね、できることなら、いろいろ立ち上げてみたあとで、いろんな問題が出てくるとしますので、委員の人数あたりをですね、ただし必要に応じて増やすことができるのかなんか入れてですね、8番のその他教育委員会が必要と認めるもの、というような、拡大解釈のできるようないい会議していただければ、いいんじゃないかなろうかと思いますけれども、そこら辺の考え方をおたずねします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） まず、連絡協議会の組織につきましては、国のほうで示されたこういった構成をということでございましたので、そういった方々をお願いするという形で。

もちろん、保護者の代表の方も入っておられますし、民生児童委員の代表でありますとか、そういった方々も入っていただきたいということで、計画をしております。

審議会の中にも、小中学校の生徒指導の先生をはじめ、町内の小中学校の養護の先生、それから、人権擁護委員会のこども委員の方とか、民生児童委員の主任児童委員の代表の方とか、そういった地域の方々、特に、青少年の健全育成等に携わっていく方々を、審議会の中にも、委員として入っていただきたいということで、その12人以内ですね、その中で、入っていただけるという形で、計画をしていくところでございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 先ほど、課長の答弁の中に、現在はいじめ等は、最終的には発生していないということで、ご答弁いただきましたけども、4月からですね、今度は、新荅北中学校ということで、新しく発足するわけですけども、現在はないとしても、今度、生活環境等、学校環境等が変われば、そういった子どもさん方の心身的な部分で、不安定な部分が出てきて、こういったいじめも発生する可能性というのが、すごく大きくなるんじゃないかという、心配があるわけですけども。

以前、荅北中学校においては、ちょっとした問題等が発生しておりましたけども、現状問題としての現状を、ちょっとおたずねいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 現在の荅北中学校につきましては、落ち着いた状況で推移しております。

それから、各学校の対応につきましては、このいじめ基本方針に基づきまして、町内の全中学校、校内いじめ対策推進対策方針に基づく委員会の組織を、全校設置をしております。

そういった中で、早め早めにですね、調査、事実の把握をして、いじめがないような形でですね、学校内での対応を早期にできる体制を、現在のところとっているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ぜひですね、未然防止のためにも十分に目を光らすじゃありませんけども、そういった事前の対策を十分とっていただいて、こういったいじめが、悲しいいじめが発生しないように、ぜひ対策を、今後とも強化していただきたいと思いま

す。終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 25 号、苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、苓北町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 3 議案第 26 号 苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第 3、議案第 26 号、苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第 26 号、苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成 27 年 3 月 9 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

苓明高校、河浦高校園芸化学科及び苓洋高校の再編統合に伴い、平成 27 年度入学生から、現在の苓洋高校が天草拓心高校マリン校舎となることにより、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例（平成 4 年苓北町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名中、苓洋高校を、天草拓心高校マリン校舎に改める。

第 1 条、苓洋高校を天草拓心高校マリン校舎に改める。

第2条第1号中、苓洋高等学校を天草拓心高校マリン校舎に改める。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

補足説明いたします。この助成金につきましては、町内の中学校から地元の苓洋高校、今回から天草拓心高校マリン校舎になりますけれども、その生徒に対して準備資金を助成する制度でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、支給の日付は、いつになるんですかね。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） これにつきましては、入学が決まりまして、4月1日以降の早めの期間に助成金の交付は行いますが、ただし、これには、準備資金の支給の要綱がございまして、途中で退学された方等につきましては、返還の義務を生じるという形で定めているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） そしたら、入学式には間に合うということで、理解していいんですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） これまでですね、入学式当日、配布できるような体制で、事務は進めてきておりますので、来年度につきましても、そのような形でやっていきたいという計画でございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） まあ、当日までということですけども、やっぱ、準備金ですので、例えば、靴を買い替えたいとか、そういう部分もあろうかと思います。

当日は、まだですので、できるだけ当日じゃなくてですね。例えば、1週間前とか、10日前とか、そういう形での取り組みをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 学校の入学確定が4月1日以降になりますので、その支給の認定後にですね、振り込み依頼書で口座のほうに振り込むようにしておりますので、できるだけ早い時期の入金はできるかと思います。

○8番（浜口雅英君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第26号、苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、苓洋高校入学準備資金の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第27号 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第4、議案第27号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第27号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について。

苓北町下水道条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成27年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。

下水道法施行令の一部を改正する政令が、施行されたためでございます。

改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表によりご説明させていただきます。

第13条におきまして、除外施設の設置等ということで、次に定める基準に適合しない下水を、継続して排除して、公共下水道を使用するものは、除外施設を設け、又は必要な措置をしなければならないと定め、43項目の物質について基準を定めています。

この中で、カドミウム及びその化合物について、1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下だったものを、1リットルにつき0.03ミリグラム以下と、基準を厳しくするものでございます。

附則として、この条例は、公付の日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） この条例の改正とは別ですけども、これに該当する、現在です、コンマ1ミリグラムの排出をされておられる方が、ま、名前は出しちゃいかんのでしょうか、何件くらいはありますよとか、ま、出していただければ幸いですけれども、そこら辺を教えていただければなど。

もし、改正後になると、この方たちが該当しますよという方々は、どれぐらいおいでですか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） この基準に該当する事業所につきましては、1日あたり50立米以上の下水を排出する事業所ということで、現在、町内3事業所ございます。しかし、下水道の水質につきましては、下水道浄化センターの放流水のほうを、年4回重金属を含みます、先ほどの43項目につきまして、検査をしているわけでございますけれども、その中で、カドミウム及びその化合物につきましては、計量の結果として、現在で、0.001未満という計量の結果でございますので、当然、放流する水質が、それ以下ということで、ま、当然、流入してくる水質に、こういう物質がないということの証明となっておると思います。

○1番（松本良人君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第27号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 発議第1号 苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第5、発議第1号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山下時義君。

○１０番（山下時義君） 発議第１号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

苓北町議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和２７年３月９日提出、提出者、苓北町議会議員、山下時義。

賛成者、苓北町議会議員、野崎幸洋、賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭。

提出の理由でございますが、全国町村議長会が示している標準町村議会委員会条例に則って、「議員の資格決定の要求又は懲罰の動議等に伴う特別委員会の設置」に関する規定を追加し、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者に関する規定を追加し、「新教育長」を置くことを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せて、地方自治法第１２１条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、苓北町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

ちょっと、このことについて説明をさせていただきます。

全国町村議会議長会が示しております標準町村議会委員会条例に併せて、第６条として、議員の資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置に関する規定を追加するものでございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と、地方自治法第１２１条が改正されたことから、委員会条例第１８条中の、教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に改め、各条を、既存の６条以降がそれぞれ繰り下げとなっているものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、浜口君。

○８番（浜口雅英君） 私の聞き違いであれば、構いませんが、提出の日付を、昭和２７年というふうに発言されたのではないかと思います。これは、議事録に残りますので、訂正すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） はい。

○１０番（山下時義君） 大変失礼しました。平成です。訂正します。

○議長（山本政人君） では、そのように訂正をいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

発議第1号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、10時30分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

—————○—————

日程第 6 議案第28号 平成27年度苓北町一般会計予算

日程第 7 議案第29号 平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第 8 議案第30号 平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第 9 議案第31号 平成27年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第10 議案第32号 平成27年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第11 議案第33号 平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12 議案第34号 平成27年度苓北町水道特別会計予算

日程第13 議案第35号 平成27年度苓北町下水道特別会計予算

日程第14 議案第36号 平成27年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第15 議案第37号 平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
予算

日程第16 議案第38号 平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

日程第6、議案第28号、平成27年度苓北町一般会計予算から、日程第16、議案第38号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの11件を、一括議題とします。

ここで、平成27年度予算編成方針について説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 平成27年度苓北町一般会計予算（案）、並びに、特別会計予算（案）につきまして、ご提案を申し上げます。

日本経済は、第二次安倍政権誕生後、政府が強力に推し進めたアベノミクス効果により、円安株高が進み、輸出額が増額するなど、近年の長引くデフレ不況を一掃すべく、回復の兆しをみせつつありました。

しかし、平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要による反動減、また、円安に伴う輸入食料品などの価格高騰などにより、個人消費は落ち込み、国内総生産は、二次速報値の実質年率換算では7.1%の減となるなど、下落幅は、東日本大震災発生後の6.9%の減を上回る予想外の景気低迷となりました。

このような状況により、政府は、平成27年10月1日からの消費税率の再引き上げを、平成29年4月1日まで延期し、地方創生を第一の国策として、関連重要法案を成立させ、平成26年11月21日に、衆議院を解散しました。

平成26年12月14日に執行されました衆議院議員選挙により誕生した第三次安倍内閣は、経済のぜい弱な部分に的を絞り、かつ、スピード感を持って対応を行うことで、経済の好循環を確かなものにするとともに、地方にアベノミクスの効果を広くいきわたらせることを基本的な考え方として、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を策定し、平成26年度補正予算（第1号）を成立させました。

その内容は、現下の経済情勢等を踏まえた生活者、事業者への支援関連事業、地方が直面する構造的課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化関連事業、災害復旧復興加速化など、災害危機等への対応関連事業を実施することとしています。

また、平成27年度の国の予算は、東日本大震災からの復興を加速するとともに、経済の好循環の更なる拡大を実現した成長軌道への移行を図りつつ、中長期の発展につなげる取り組み、地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全安心と持続可能な基盤確保を強力に推進する予算として、総額96兆3,420億円となり、過去最大の当初予算規模となりました。

一方、平成27年度の地方財政対策は、地方公共団体が、自主性、主体性を最大限発揮して、地方再生に、地方創生に取り組み、地域の実績に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に、まち・ひと・しごと創生事業費が創設されるなど、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額につきまして、地方創生のためと財源等を上乗せして、平成26年度の水準を、相当程度上回る額を確保するとされております。

さて、苓北町の平成27年度の財政見通しといたしまして、前年度に引き続き、苓北町の自主財源の根幹をなす固定資産税、主に九州電力苓北発電所でございますが、約8,000万円程度減収し、また、原子力発電所の稼働遅延や、燃料費の増加などによって、依然として、厳しい経営状況が続く、九州電力、また、関連会社の法人町民税、につきましても、前年度同様、期待できない状況でございます。

地方交付税につきましては、国の交付税総額が、地方税収の増により、前年度から、0.1兆円の減の見込みでございますが、固定資産税等、約8,000万円程度の減収が予想される苓北町におきまして、普通交付税につきましては、前年度交付額から2,0

00万円増の、11億8,000万円を見込んでいるところでございます。

平成27年度も引き続き、苓北町振興計画における第12期基本計画により、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標により、行財政改革を更に推進し、健全な財政運営の体系を構築してまいります。

さて、27年度の予算編成は、「安心して住めるまち」「生き生きと暮らせるまち」「ふるさとと呼べるまち」に加え、政府が進める少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって、活力ある地域社会を維持していくための、まち・ひと・しごと創生を第一といたしました。

まず第一に、地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策、第二に、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策、第三に、交流人口の拡大につながる施策、第四に、町民の健康づくりにつながる施策、第五に、町内産業の支援、育成につながる施策、第六に、防災減災対策など、危機管理の強化につながる施策、第七に、地球温暖化防止対策の強化につながる施策、以上7つの項目を重点施策として、町民、企業、行政それぞれ、力を発揮できる協働のまちづくりを積極的に推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは、重要施策の中身について、ご説明を申し上げます。

まず、地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策でございます。

本年度も平成24年度から実施しております志岐漁港臨港道路整備を進め、町固有の自然財産である海に、新たな雇用の場を創出するため、資源管理型漁業の、まぐろ養殖企業の誘致に取り組んでまいります。

また、都市圏の多くの介護施設待機者を地方へ移すこと、「ふるさと介護の実現」を目標として、地域密着型施設の弾力的運用や、必要な用地の確保などの支援に取り組み、新たな雇用の場の創出に努めるとともに、町の福祉、介護、医療施設の更なる充実を図ります。

次に、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策でございます。

魅力ある町づくりを進めるにあたり、最も重要なものは人材であると考え、多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教育力の向上に努めてまいります。特に、教育におきましては、ゆとり教育の弊害として、子どもたちの学力低下が問題視され、それらを打開すべく、小学校は、平成23年度から、中学校は、平成24年度から、新学習指導要領に基づく教育が始まり、学力につきましては、全国的に改善の兆しがみられるようでございます。

一方、教育現場では、いじめや体罰といった問題が深刻化しており、既存の教育制度

に少なからず限界がみられ始めております。

基礎的な学力分野におきましては、全国画一の教育指導方針は必要でございます。

今後は、それぞれ、地域のニーズや、地域の子どもたちのニーズに合った、きめ細やかな教育を実現していくことも、なにより重要になると思われます。

苓北町では、県内でも先んじて取り組み、大きな成果を上げている学校支援地域本部事業を本年度も継続して実施し、地域と学校が一体となって子どもの教育に取り組むほか、情報通信技術を活用した教育支援事業、ＩＣＴ教育支援事業を含め、苓北町学力向上推進プランに基づく実践事項推進のため、研究姿勢の取り組みのため、研究姿勢の取り組みをととして、教師一人一人の教育力向上に取り組めます。

また、前年度に引き続き、図書館司書を配置し、町内小中学校を巡回して、子どもたちの読書力向上ため、指導を行ってまいります。

次に、交流人口の拡大につながる施策についてでございます。

平成２５年度の国の経済対策により、平成２６年度に繰越して整備を行いました富岡城関連施設、特に、交流人口の大幅な拡大を見込める歴史資料館につきましては、平成２７年度に展示品等の整備を行い、平成２７年７月の開館を予定をしているところでございます。既存の、熊本県富岡ビジターセンターと併せ、町の特色ある歴史を十二分に生かして、交流人口の拡大を図ります。

また、芝生化した坂瀬川グラウンドの有効活用、吟詠大会、夕焼けマラソンなど、各種大会の開催、九州オルレ天草苓北コースの普及等に取り組み、交流人口の拡大に努めます。

次に、町民の健康づくりにつながる施策でございます。

人が生活するにあたりまして、最も大切なことは、健康であると考えます。町民一人一人が、健康を維持することによって、医療費や介護関連事業費の抑制につながり、ひいては、財政健全化の一助になると考えております。

平成２７年度の前年度に引き続き、各種健診、予防接種、健康増進につながる予算を計上し、健康づくり推進協議会や、食生活改善推進員と連携をいたしまして、運動と食生活改善について周知を図り、町民の健康づくりの支援に努めてまいります。

次に、町内産業の支援、育成につながる施策でございます。

町内の基幹産業は、農業、林業、漁業からなる一次産業であります。これをしっかりと下支えするため、平成２７年度も、前年度に引き続き、各種の補助事業経費を計上し、耕作、栽培、畜産などの支援に加え、後継者の育成支援に努めてまいります。

また、遊休農地の有効利用のため、担い手農家への農地の集積や、荒廃を防止するための対策を行うほか、特産品の開発、販路拡大、地産地消の取り組みに支援を行ってまいります。

次に、防災減災対策など、危機管理の強化につながる施策でございます。

荅北町では、東日本大震災の教訓を生かし、防災計画の見直しを行い、緊急防災減災事業を活用しまして、拠点避難地の整備、津波避難タワーの建設、避難路の整備など、スピード感を持って取り組んでまいりました。

平成27年度も引き続き、志岐地区の拠点避難地整備を平成26年度からの繰り越し事業で実施をいたします。また、町防災行政無線の更新事業、消防車両及びポンプの更新事業など、より一層の防災減災対策、危機管理の強化に努めてまいります。

さらに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、各行政区が主体となって組織する自主防災組織の組織率向上に努めてまいります。

最後に、地球温暖化防止対策の強化につながる施策でございます。

東日本大震災による原子力発電所の事故は、原子力エネルギーに偏重した日本のエネルギー施策を一変させ、自然エネルギーの推進や、省エネルギーの機器、設備の導入や、開発が全国的に急速に進められる一因となりました。

荅北町におきましては、小中学校などの公共施設に太陽光発電設備、ハイブリッド車の公用車への導入を行いました。また、消耗品では、古紙再生紙の利用、備品の印刷機などでは、省エネ製品を導入するなど、地球温暖化防止につながる施策に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。

また、個人住宅への太陽光発電設備の導入を対象とした補助事業経費を引き続き計上し、町全体で地球温暖化防止対策の更なる推進を図ります。

以上、7つの項目を重点施策として進めることといたしまして、平成27年度の一般会計予算（案）の総額は、47億5,200万円となり、前年度当初比7.1%減の予算となりました。

次に、各特別会計（案）の主な点につきまして、説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、医療保険者で実施する特定健康診査、特定保健指導の所要額を計上し、メタボリックシンドロームの予防、改善に向けての保健指導の充実を図っていきます。

次に、介護保険特別会計につきましては、第6期事業計画1年目にあたり、平成26年度実績見込みに基づく介護給付費などの経費を計上いたしました。

また、平成27年4月1日が改正介護保険法の施行日であり、特に、保険給付であった、要支援者に対する介護予防事業が市町村の任意事業である地域支援事業となり、併せて、虚弱な高齢者の見守りや、日常生活を支援する各種ボランティアの育成や活動、家庭、医療機関、介護保険施設、福祉施設、地域ボランティアなどを有機的に結び付ける、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療費の抑制に努めるた

めに、後期高齢者医療広域連合の事業を受けまして、長寿健康増進事業の必要経費を計上をいたしております。

次に、水道特別会計につきましては、町道西原向田線の配水管敷設替工事のほか、石綿管撤去に伴う志岐地区特定農業用管水路等特別対策事業負担金、都呂々ダム共同管理費負担金、休日等の水道施設民間委託費経費を計上し、町民のライフラインである安全で安心な浄水の安定供給に努めてまいります。

次に、下水道特別会計につきましては、引き続き、加入促進に努めるとともに、処理場、マンホールポンプ場の維持管理委託費及び汚泥運搬処分委託費を計上いたしました。また、平成12年の供用開始から、15年が経過しておりますので、処理場及び管渠の長寿命化計画策定委託を計上し、今後の改修計画等の作成に取り組んでまいります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託費のほか、処理施設等の修繕料につきまして、計上を行いました。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、引き続き、区域内の水質浄化促進のため、個別合併処理浄化槽の設置工事費として、3基分を計上いたしております。

最後に、宅地造成事業特別会計につきましては、町が実施する宅地販売促進に関する経費などを計上いたしました。

以上、各特別会計予算案の主な点について、ご説明を申し上げます。

平成27年度予算編成では、町税の減収や、地方交付税の伸び率減少により、一般財源歳入の総額が、著しく減少する中で、社会保障費の自然増をはじめ、老朽化による公共施設の設備更新といった必要不可欠な社会資本整備など、緊急性の高い問題に対応すべく、予算措置を講ずる必要があるため、安易に歳出削減をできない状況であり、難しい予算編成となったところでございます。

歳出予算におきましては、事業をゼロベースから見直すことにより、緊急度の低い事業の中止や延期を行い、また、平成26年度の国の補正予算第1号により交付される地域住民生活等緊急支援のための交付金を最大限活用することにより、平成26年度補正予算への事業の前倒しを行うなど、当初予算額の減額に努めたところでございます。

歳入予算における町税の減収を補てんする普通交付税の推計にあたっては、不確定な要素が多く、過大な見積りを控えたことにより、最終的には財政調整基金、減債基金、目的基金の取り崩しによって、財源の調整を行ったところであります。

予算規模は、苓北町地域の元気基金事業の減などにより、前年度比3億6,200万円減少いたしました。それぞれの分野で選択と集中を図り、メリハリを利かした予算編成に心がけました。

また、財政健全化へ向けた取り組みとして、地方債残高の圧縮は、大きな課題の一つであります。本年度の公債費のうち、元金償還額 5 億 6,119 万 3,000 円に対し、起債借入予定額を 5 億 5,750 万円に抑えることができたことは、大きな成果であると考えています。

更に、当初予算への反映はいたしておりませんが、歴史資料館開館に伴い閉館する郷土資料館施設、閉校する坂瀬川中学校施設への移転を予定する坂瀬川公民館施設、旧富岡温泉センター跡地など、町有財産の民間等への売却を含めた有効利活用に取り組み、施設の統廃合と共に、行政普通財産のスリム化に努めてまいります。

依然として厳しい社会情勢が続く中ではございますが、今後も新たな行政課題の発生が十分想定されます。それらに対し、職員が一丸となって対応できる組織づくりを進め、早急に取り組むべき課題につきましては、国県の施策について、常に情報を収集し、有益な補助、交付金、起債制度の活用を積極的に行うことで、一般財源の縮減に努めつつ、事業の実施を確実に行之、財政健全化にも努めてまいります。

以上により、平成 27 年度の予算案をご提案いたしますので、どうぞよろしくご審議のほどを、お願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） それではまず、議案第 28 号、平成 27 年度苓北町一般会計予算から、順次提案についての説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 議案第 28 号、平成 27 年度苓北町一般会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 47 億 5,200 万円と定めるものでございます。

債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、7 ページの第 2 表、債務負担行為によるものでございます。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、8 ページの第 3 表、地方債によるものでございます。

一時借入金の借入れ額の最高額は、10 億円と定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 次に、議案第 29 号、平成 27 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第 29 号、平成 27 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,567 万 9,0

００円と定めるものでございます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３０号、平成２７年度苓北町都呂々財産区特別会計予算について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第３０号、平成２７年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について、説明申し上げます。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４,３７４万９,０００円と定めるものでございます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３１号、平成２７年度苓北町国民健康保険特別会計予算について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第３１号、平成２７年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明をいたします。

平成２７年度苓北町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２億５,７８５万６,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億５,０００万円と定める。

歳出予算の流用、第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

１号、保険給付費の各項に計上された予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３２号、平成２７年度苓北町介護保険特別会計予算について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第32号、平成27年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億9,767万6,000円としております。

前年度当初予算に対しまして、24万5,000円の増となっております。平成27年度は、介護保険の第6期計画の1年目にあたります。予算の大きな部分を占めます介護保険の給付費につきましては、平成26年度実績見込み額を参考に、予算編成を行ったところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第33号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第33号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、ご説明をいたします。

平成27年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,036万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとする。

以上、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第34号、平成27年度苓北町水道特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 平成27年度苓北町水道特別会計予算（案）について、ご説明をいたします。

平成27年度苓北町の水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,808万7,000円と定めるものでございます。

この予算額は、前年度当初予算比188万円の減額となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第35号、平成27年度苓北町下水道特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第35号、平成27年度苓北町下水道特別会計予

算（案）について、ご説明いたします。

平成２７年度苓北町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億５，２３２万６，０００円と定めております。この予算額は、前年度当初予算比１，００７万９，０００円の増額となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３６号、平成２７年度苓北町農業集落排水特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第３６号、平成２７年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成２７年度苓北町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，７１６万６，０００円と定めております。この予算額は、前年度当初予算比１万２，０００円の増額となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３７号、平成２７年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第３７号、平成２７年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成２７年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４８０２万６，０００円としております。

また、第２条におきまして、地方自治法第２３０条第１項の規定による町債の限度額を２４０万円としております。

この予算額は、前年度当初予算比１２０万７，０００円の増額となっております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第３８号、平成２７年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について、説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第３８号、平成２７年苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ７４２万３，０００円と定めるところでございます。

ます。

この予算額は、前年度当初予算比 3 8 7 万 4, 0 0 0 円の減額となっております。

歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算によるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここでお願いがあります。これから質疑を行います。明日から予算審査特別委員会での予算の審査を予定しております。

よって、議会運営面から、全体的なことについての質疑のみをお願いいたします。

それでは、議案第 2 8 号、平成 2 7 年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。

はい、浜口君。

○8 番（浜口雅英君） まず、その前に、2 7 年度予算編成に関する説明書についておたずねしたいことがあります。よろしいでしょうか。

○議長（山本政人君） そのことについても、明日、具体的には質問をお願いして、今日の場合は、全体的なことについての質疑のみをお願いをいたしたいと思います。

はい、浜口君。

○8 番（浜口雅英君） 説明書の 2 ページ、一番下の段に、九州電力及び関連会社の法人町民税についても、前年度同様、期待できない状況という表現があります。

この九州電力及び関連会社の法人町民税は、具体的に幾らか。そして、その比率は幾らか。

それでやっぱ、表現の仕方としてですね、前年度同様期待できないということは、やっぱ不適切ではないかと思います。

納税者です。貴重な納税者なんですよ。納税者についてですね、苓北町の財政運営上、思ったように収益が上がっていない。納税がされていない。だから、期待できないじゃなくて、例えば、前年度より伸びが少ない、苦慮するというふうな表現にすべきであって、期待できないということは、非常に失礼な表現だろうと思います。

それから、7 ページ終わりに、2 7 年度予算編成では、町税の減収や地方交付税の伸び率減少という表現がされております。これは、苓北町は、有利な財源として、交付税でみてもらえるということが、いたるところで表現されています。

これは、それには影響しないのかどうか。

以上、2 点です。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 期待できないというのは、これは、法人町民税というのは、そ

の会社が利益を生まないといただけないんです。

で、九州電力も発表しておられます。1,150億円の赤字になったと。

ということは、もう法人町民税は納められないということですから、期待できないという表現は、全く不適切な表現ではない。そのことは、我々は、九州電力に期待をして、誘致もしております。ただし、これを期待できないからといって、九州電力にもっと頑張ってもらっていて、我々も支えるところは支えていって、往年の九州電力の力に戻ってほしいと、そういう思いも込めて、これは現実ですから、そういう表現をいたしました。

それと、交付税の算定については、私は総額が減るとか減らないとかよりも、法律で定めたものをしっかりと国が歳出をしていただいて、そういうことを考えているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 2ページの問題ですが、口頭でですね、そういうことなんだと言うことは可能だと思います。

ただ、私が言ったのは、文字に、活字化されていますね。そこに、問題があるというふうに思うわけですよ。やはり、確かに思ったように、なかなか業績を上げていただけないと。それはそれで、現実ですのでやむを得んと思います。

だからといって、期待できないということ、そういう文字化するんじゃなくて、言葉の中で、いま町長が言われたような形でですね、実は期待しているんですよということは、口頭ではいえるんですよ。

そういう形で、文字もそういうことにすべきだろうというふうに思います。

それから交付税の問題は、今年の決算ですか、予算ですか、のときにも、委員会の中で、若干説明しましたが、国の交付税額の負担分はですね、約12兆円から16兆円の幅があって、その年その年で、なんといいですかね、上がったか下がったかしている状況もあるということを申し添えておきます。

以上で終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私は、10ページのですね、地方交付税関係について、浜口君の質問とほぼ同等だと思いますけれども、現在、いろんな施策を講じられる中で、常に飛び交う言葉が、昨日もですね、ちょっと遊水池の関連も有利な起債だというようなことで、話が出ておりましたけれども。

もし、そういったことが確実にですね、公表される、町内の住民の方々に、これはこれだけもらえるんだということで、前提で予算を措置したり、計画をしていかれるなら

ば、おおよそんぬんじゃなくて、この予算の中に、この事業は、これだけの交付税が来とりますよ、何年前の何については、これだけの交付税が来とりますよということを、きれいに、私たちだけになりともですね、示していただいて、1件ごとに。

そして、国の情勢から、こっだけは実際もらう権利があるわけですけども、もらっておりませんと。今後、どうなるかわからんとならば、今後どうなるかわかりませんというようなことを、当初の予算において、ぴしゃっと書くべきだと思います。

27年度の予算の中にも、交付税の対象が5割は交付税でもらえますよ、3割は交付税でもらえますよという形で計上された事業が、いっぱいあるんじゃないかならうかと思います。

そういった中で、何年か経って、国の情勢が悪かけんかもらえんごてなったって、苓北町は破産なんですよ。それが私たちが生きてるうちか、ですね、死んでるかわかりませんけれども、後世にですね、当時の松本良人が町会議員をしとったときに、いらんこと、仕事ばよんにゅ承諾ばしとってから、我々はなんで、おやじ、じいよいって言って仏さんの前でこう言われたっちゃ、私たちはどうすることもできませんので、ぜひ、参考資料としてですね、この額はこの件に付きます、交付税の対象額については、これだけもらう権利がございますけれども、その内の何%しかきておりませんという参考資料のご提示をよろしくお願いします。

○議長（山本政人君） そのことについて、どうですか。

はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 私共は、国が示した法律の中で、仕事をしているんです。

国が約束をなさるわけですから、そのとおりに入ってきてると信じながらやっております。

で、決算をみれば、その辺が大幅に違うときには、はっきり出てくるとは思います、今までその件で決算の中で大幅に違ったという話を聞いたことがございません。

ただし、今のご指摘とか質問のなかで、今後ともこの件については、ほんとにそれに近い数字が入ってきてるのか、このことについては精査をしていく必要があると考えております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） まあそういうことですね、それについては入ってきとりますよということでございますので、資料を揃えていただくのは、ごく簡単じゃないかならうかと思いますのでですね、ぜひひとつ、資料の提出をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（山本政人君） はい、資料の提出はようございますね。できますか。

○町長（田嶋章二君） できると思います。

各事業ごとにできるとか、ちょっと、企画政策課長、答えて。

○議長（山本政人君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 1つ1つの事業ごとには集計をしておりますけども、その起債の中身の中身についての計算はしておりますので、その資料はいま、今度、明日からの委員会で提供したいということで、準備をしております。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） できたらですね、件ごとに、大きな額あたりは、ぜひですね、件ごとに。

そうしないと、どの程度、どの事業には、例えば、5割の、50%の交付税対象としてこの事業をしとりますと。

例えば、昨日の4,800万円の件につきましても、これは5割ぐらいの起債が交付税でかえってきますよということで、4,800万円の予算の、補正予算に提示されたと。

そういったことであれば、その事業が何年度に行われて、これは当初、どのくらいぐらいの、どれだけの交付税が対象ですよってということで、年度ごとにわかってでしょう。それは、そういったことで、確実にここですよ、この議場の中で、この事業は何%の交付税措置がありますよって、はっきりおっしゃったことをですよ、その過ぎてから、忘れたころ、よおと聞いとらっせ、よかですか。よかですか。忘れたころにです、ちいっと、こら少のうなったばいとか、どうなって、こらつまらんからといってもろたっじゃったっちゃ大変なことになるとと思うとですよ。

ぜひ、そこら辺は、資料を、私は提出を求めます。

○議長（山本政人君） はい、じゃあ、明日資料提出をお願いします。

次に、議案第29号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号、平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第31号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号、平成２７年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号、平成２７年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３４号、平成２７年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３５号、平成２７年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３６号、平成２７年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３７号、平成２７年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３８号、平成２７年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第２８号、平成２７年度苓北町一般会計予算から、議案第３８号平成２７年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案第２８号、平成２７年度苓北町一般会計予算から、議案第３８号、平成２７年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く、議員１１名で構成する予算審査特

別委員会を設置し、１１件の予算案を、これに付託して審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、平成２７年度当初予算の１１件については、１１名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

ここで、日程案について、説明をいたします。

各予算案の審査は、３月１２日、明日から１７日までの期間で、予算審査特別委員会で行いたいと思います。

お諮りします。

３月１２日と１６、１７日は、予算審査特別委員会のため、１３日は中学校卒業式のため休会、１４日、１５日は休日のため、休会とし、また、３月１８日は、３常任委員会合同による町内視察調査のため、同じく休会とし、本会議は、３月１９日、午前９時３０分から開きます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、３月１２日から１８日までは休会とし、本会議は３月１９日の午前９時３０分から開会することに決定しました。

執行部におかれては、予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣、３常任委員会合同視察調査についても、それぞれ対応方よろしく願いをいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。どなた様も大変お疲れ様でございました。

散会 午前１１時２１分

平成 2 7 年 3 月 1 9 日（木）

（第 4 日 目）

平成27年第2回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

平成27年第2回苓北町議会定例会は、平成27年3月19日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教 育 課 長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛

8. 議事日程

- 日程第 1 議案第 28 号 平成 27 年度苓北町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 29 号 平成 27 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
- 日程第 3 議案第 30 号 平成 27 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算
- 日程第 4 議案第 31 号 平成 27 年度苓北町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 32 号 平成 27 年度苓北町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 33 号 平成 27 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 34 号 平成 27 年度苓北町水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 35 号 平成 27 年度苓北町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 36 号 平成 27 年度苓北町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 10 議案第 37 号 平成 27 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 38 号 平成 27 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 12 同意第 2 号 坂瀬川財産区管理会委員の選任について
- 日程第 13 同意第 3 号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 14 同意第 4 号 監査委員の選任について
- 日程第 15 同意第 5 号 副町長の選任について
- 日程第 16 報告第 2 号 所管事務の調査結果報告について
- 日程第 17 閉会中の継続審査調査の件
- 日程第 18 議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） どなたも、おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 1 議案第28号 平成27年度苓北町一般会計予算
- 日程第 2 議案第29号 平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
- 日程第 3 議案第30号 平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号 平成27年度苓北町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号 平成27年度苓北町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号 平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号 平成27年度苓北町水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第35号 平成27年度苓北町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第36号 平成27年度苓北町農業集落排水特別会計予算
- 日程第10 議案第37号 平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
予算

日程第11 議案第38号 平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（山本政人君） 日程第1、議案第28号、平成27年度苓北町一般会計予算（案）から日程第11、議案第38号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）までの11件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。予算審査特別委員長の報告を求めます。

山下予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山下時義君） 報告をいたします。

平成27年3月17日、苓北町議会議長、山本政人様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長、山下時義。

苓北町議会予算審査特別委員会報告書、平成27年第2回苓北町議会定例会において付託された平成27年度苓北町一般会計予算（案）及び各会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告をいたします。

記、1、審査の年月日、平成27年3月12日、16日、17日であります。

2、審査場所、第1、第2委員会室であります。

次に3番目、出席委員、山下時義委員長、田嶋豊昭副委員長、松本良人、廣田幸英、高戸幸雄、松野重幸、倉田明、石田みどり、野崎幸洋、浜口雅英、錦戸俊春の各委員で

あります。

4 番目に、委員外の出席として山本政人議長。

5 番目、執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長及び健康増進室長であります。

次に、6 番目、委員会書記、山口議会事務局長、宮崎総務課課長補佐、錦戸企画政策課課長補佐であります。

審査の経過、平成 27 年度苓北町一般会計及び各会計の予算は、3 月 11 日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査が付託されました。

本特別委員会は、執行部の出席を求め、3 月 12 日から 17 日までの委員会を開催し、各会計予算（案）の各費目毎に慎重に審査いたしました。

次、審査結果であります。

議案第 28 号、平成 27 年度苓北町一般会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

2 番目に、議案第 29 号、平成 27 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

3 番目に、議案第 30 号、平成 27 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度苓北町介護保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号、平成 27 年度苓北町水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 35 号、平成 27 年度苓北町下水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 36 号、平成 27 年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 37 号、平成 27 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定いたしました。

11、議案第 38 号、平成 27 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）、決定、

原案可決すべきものと決定いたしました。

少数意見の留保はありません。

次に、費目ごとの歳出、別紙のとおり執行部に対して要望することに決定しております。

まず、平成２７年度苓北町の一般会計でございますが、歳入について、税収が落ち込んでいると、収入及び雇用確保のため、企業誘致に積極的に取り組まれないということでもあります。

非常に項目が多いのでですね、１項目ずつ審議の内容について付帯のことを申し上げておきたいと思います。

このことについては、マグロ養殖とか、あるいは、ふるさと介護事業とか、というようなことで話題に上っております。しかし、これはまだ、先の見通しがですね、いろいろ困難な問題も山積しておりますので、具体的に、その名前は書かずして、そういう事業が、もし実現したならば、苓北町の雇用、税収の面で大変有利な事業でありますので、これについては積極的に頑張りたい。それと、執行部、我々議員もですけど、苓北町の発展のために、そういう企業等の誘致の話があれば、企画課を中心としてですね、取り入れてもらって、今後企業誘致に努力されたいというような話し合いがなされました。

次にですね、歳出についてでございますが、町有施設のですね、維持管理については、十分考えてやってくれるというようなことでございます。

この件については、大変、堆肥センターの問題が、いま問題になっておりますので、生産者、あるいは農協、あるいは堆肥センターのハザカの特許の問題、家屋、屋根の問題と、いろいろ問題が山積しております。こういう問題についてですね、話し合いをしていただいてまいりたいというような要望がありました。

次にですね、特産品の開発、土産品、天草ジオパーク、九州オルレ、イルカウォッチング等交流人口の拡大のため、積極的にですね、観光事業に取り組んでもらいたいというようなことでございます。

農産物、魚産物、あるいは加工品等の土産品の開発を頑張れと、それと天草ジオパーク、これについては、苓北に該当するのには、おっぱい岩がありますが、そういうこと。それから、九州オルレといいまして、富岡で先般行われました。韓国からの来町者がありまして、大変盛んであったそうでございますが、なかなか町内の町民の方がですね、このことについては、理解が得られておりません。それで、こういう事業を行う場合にはですね、十分町民にもＰＲをしていただいて、そして、苓北町においていただいた皆さん方にですね、積極的にあいさつなり、あるいは会話なりをしてですね、非常に苓北の印象は良かったと言われるようなことに、今後しなさいということを申し上げて

おります。

イルカウォッチングにしましても、苓北観光汽船のほうで、大変お骨折りをいただきまして、今までお隣の五和町で、大変な観光客の誘致があつていたわけですが、これをですね、実現していただくことによって、大変苓北町ですね、全般に渡つての活気が出るのではないかなというように、これには十分応援をしていこうじゃないかなというように話し合いがなされてということをお願いいたします。

次に、やまびこ活動については、十分な予算確保をされたいということでございます。

この事業には、平成27年度では500万円の予算を計上してあります。しかし、非常に人気の高い事業でありまして、各区からの要望について、もし予算が足りなかった場合にはですね、早急に、その対応をしてくださいというようなことをお願いいたします。

次に、町道、町河川の維持管理については、適切な管理に努力をしていただきたいと、これは当然のこととして、頑張りたいと思います。

次にですね、防火水槽、消火栓などの整備、町全体の火災対策の強化に努めていただきたいということでもあります。

このことについては、先般志岐山で火災が発生したわけですが、非常に場所がですね、はっきりしないために、夜間の場合は特に、消防団員はもちろんのこと、住民の方も、どこだろかいというようなことで、お困りになっていると。今はプライバシーの問題もあつて、いろいろ名前を出すことには、いろいろ疑問もありますが、これは天草全体の問題として、広域消防のほうでですね、やはり場所の指定はですね、やっぱ言ってもらわんと、初期消火もできないというようなことでございます。そして、火災が発生したならば、必ず交通整理をしていただいてですね、その現場に必要な消防車もおります。消防の団員の方々もいらっしゃいます。そういう人たちの障害にならないようにですね、まずは交通整理を十分して、そして初期消火に努めていただきたいと、このような話し合いをしたところでございます。

次に、特記事項でございます。

研修会等への積極的な参加により、職員の資質向上に努められたいと、こういうことであります。

職員の方もですね、十分研修なり、町民のサービスに役立てていらしゃいます。もちろん、私たち議員もですね、議員の資質を高めて、町民の付託に役立てなければならないわけですが、職員は、その道のプロであります。どうか、各課の予算執行にあたっては、それを点検して、その実績が上がるようなことで、あるいは、その設計に対して、やはり課全体としてですね、研究をして税の有効利用をしていただきたいというよ

うなことも含まっておりますので、よろしく願いをいたします。

次にですね、長崎天草、特に富岡茂木航路の利用拡大を進めていただきたいというようにございます。特に、路線バスですね、接続部分について考えて取り組んでいただきたいということであります。

ご承知のように、バスの運行がなされることになっております。折角ですね、観光汽船の富岡到着の時間が、5分の時間をもってバスが出ていたこと、そういうようなこととなりますと、苓北を訪れる人にとっては、なんやこらというようなことに、大変お困りになります。

そういうことも含めてですね、時間を調整をしてですよ、そういうことがないように、スムーズな運営ができるようにバス運行については、考えて運行していただきたいと、このようなこととございます。

それから、国道、道路、それから高速道路の早期実現に向けて取り組まれるよう強く要望、強化されたいということとございます。特に、町長、あるいは議長におかれましては、県知事なり、国会議員の先生方との接触も多いと思います。是非ですね、細川知事が90分構想を打ち上げられましてから、約20年、この天草ではですね。

いまだに瀬戸大橋、高規格道路が不備になっております。この実現に向けて、ことあるごとにお願いをしていただきたい。

それと、ちょっとこれは、話が出ましたが、お隣の二江が、大変込み合う時があるわけとございますが、これも含めてですね、早期に解決していただくように努力をしていただきたいというようなこととございます。

それから、特別会計でございますが、収入について要望がっております。

宅地造成事業特別会計において、宅地販売に積極的に取り組まれたいということとございます。

現在、東折山1戸、轟2戸、浜団地1戸、それから財ノ尾9戸、合計13区画が販売ができておりません。これにですね、積極的に販売をしていただいて、大変造成にはお金がかかっておりますので、収入ができるようにですね、執行部は頑張っていただきたいというようなこととございます。

歳出については、ありません。特記事項についても、ありません。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本政人君） はい、只今、山下予算審査特別委員長より報告がありました。

お諮りします。予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員長報告については、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定しました。

これから、議案第２８号、平成２７年度苓北町一般会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。採決は、起立によって行います。

議案第２８号、平成２７年度苓北町一般会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第２８号、平成２７年度苓北町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（山本政人君） これから、議案第２９号、平成２７年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第２９号、平成２７年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２９号、平成２７年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（山本政人君） これから、議案第３０号、平成２７年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３０号、平成２７年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山本政人君) はい、起立多数です。

したがって、議案第30号、平成27年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(山本政人君) これから、議案第31号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計予算(案)について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本政人君) 討論なしと認めます。

議案第31号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計予算(案)を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山本政人君) はい、起立多数です。

したがって、議案第31号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(山本政人君) これから、議案第32号、平成27年度苓北町介護保険特別会計予算(案)について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本政人君) 討論なしと認めます。

議案第32号、平成27年度苓北町介護保険特別会計予算(案)を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山本政人君) はい、起立多数です。

したがって、議案第32号、平成27年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(山本政人君) これから、議案第33号、平成27年度苓北町後期高齢者医療

特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３３号、平成２７年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３３号、平成２７年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（山本政人君） これから、議案第３４号、平成２７年度苓北町水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第３４号、平成２７年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３４号、平成２７年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（山本政人君） これから、議案第３５号、平成２７年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３５号、平成２７年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第３５号、平成２７年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（山本政人君） これから、議案第３６号、平成２７年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３６号、平成２７年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３６号、平成２７年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（山本政人君） これから、議案第３７号、平成２７年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３７号、平成２７年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３７号、平成２７年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（山本政人君） これから、議案第３８号、平成２７年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３８号、平成２７年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。
委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３８号、平成２７年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 同意第２号 坂瀬川財産区管理会委員の選任について

○議長（山本政人君） 次に、日程第１２、同意第２号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第２号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてでございます。

苓北町坂瀬川財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、苓北町坂瀬川財産区管理会設置条例第４条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

第１選任区、猪口徹、昭和２２年７月３１日生まれ、苓北町坂瀬川７１６番地１、建設業、和田区でございます。

第２選任区、錦戸真人、昭和２２年１月２９日生まれ、苓北町坂瀬川９９７番地１、無職、浦区でございます。

第３選任区、松尾栄、昭和２６年１０月５日生まれ、苓北町坂瀬川２５５１番地、土木業、川向区でございます。

第４選任区、溝上九二夫、昭和２３年５月１２日生まれ、苓北町坂瀬川２８５番地、農業、木場区でございます。

提案理由でございます。

苓北町坂瀬川財産区管理会委員の任期満了に伴い、管理会委員４名を選任する必要があるためでございます。ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

これから同意第２号の、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを採決します。この採決は、会規則第８２条の規定によって無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（山本政人君） はい、只今の出席議員は１１名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、１番、松本良人君、２番、廣田幸英君、３番、高戸幸雄君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙のそれぞれの枠の中に、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（山本政人君） はい、配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（山本政人君） はい、異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長、お願いします。

○事務局長（山口仁人君） １番、松本良人議員、２番、廣田幸英議員、３番、高戸幸雄議員、４番、松野重幸議員、５番、倉田明議員、６番、石田みどり議員、７番、野崎幸洋議員、８番、浜口雅英議員、９番、田嶋豊昭議員、１０番、山下時義議員、１１番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） はい、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の松本君、廣田君、高戸君、開票の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（山本政人君） 同意第２号の投票の結果を報告します。

まず、猪口徹君について報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票は

ありません。有効投票のうち、賛成 11 票、反対ゼロ。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第 2 号、坂瀬川財産区管理会委員として、猪口徹君を選任することについては同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君） 次に、錦戸真人君について報告をします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成 11 票、反対ゼロ。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第 2 号、坂瀬川財産区管理会委員として、錦戸真人君を選任することについては同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君） 次に、松尾栄君について報告をします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成 11 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第 2 号、坂瀬川財産区管理会委員として、松尾栄君を選任することについては同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君） 次に、溝上九二夫君について報告をします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成 11 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第 2 号、坂瀬川財産区管理会委員として、溝上九二夫君を選任することについては同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

-----○-----

日程第 13 同意第 3 号 教育委員会の委員の任命について

○議長（山本政人君） 日程第 13、同意第 3 号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第 3 号、教育委員会の委員の任命についてでございます。

教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、和氣孝友。

提案理由でございます。苓北町教育委員会の委員のうち、1名の委員が平成27年3月17日をもって任期満了となっており、後任の委員を任命するためでございます。

なお、和氣氏の略歴につきましては、次ページに掲載をしておりますので、ご覧いただき、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） はい、1番、松本です。

教育委員さんのお仕事の内容を、すいません、私、勉強不足でございますが、ご説明をいただければなというようなことで、よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） はい、どなたですか。はい、教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 教育委員会の委員さんの職といたしましては、教育委員会の組織運営に関わる業務の統括ということになります。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 小学校の子どもさんたちあるいは、中学校の子どもさんたち、高校の生徒さんたち、そういった年代の方の教育に係る分野も入っておりますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 当然、教育全般の運営ということになりますので、入っております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） これも3回でしまいですかね。

○議長（山本政人君） そうです。

○1番（松本良人君） 実は、今回、中学校の合併がございました。

私も合併の関係で、いろんな会合に出させていただきました。

その中で、一番話題になったのが、やっぱり、苓北中学校の風紀の乱れ。そこら辺が問題になりました。

それと、もう1つ、昨今の状況をみておきますと、やはりこの前は、殺人事件まで起きて、暴力沙汰の関係からですね。やはり、教育委員さんとなれば、地域の代表でございますので、そこら辺、十分に配慮のできる方の指名が、我々はしなければいかんと思います。

そこで、履歴あたりを拝見いたしますと、56年から苓北町社会教育委員になられたと。19年から苓北町の教育委員になられたというような履歴がございます。

私が申すのは、なかなか人事の問題ですので、言いにくいのですけれども、やはり、志岐の方、あるいは、富岡の教育委員の方は、やはり、常に、志岐小学校、富小、中学校は、もう、出身のところですので、じっくりやっぱりみていただければ、あ、志岐はすいません、富岡の方がならばですね。富岡小学校と苓中をしっかりとみて行って、そういったことも、教育に反映しなければならない方じゃなかったのかなと思います。

そこで、その経緯をですね。ぜひ、そういった実務にあらわれて、我々都呂々とか、坂瀬川の方も、たぶんそうだと思いますけれども。やはり、今後の苓北中学校の風紀の乱れはあるのかなということを、一生懸命考えます。

そういった中で、今の方を見ますと、そこら辺、お考えにならなかった方じゃなかろうかなというような認識を持ちます。

それで、そこら辺のことを含めまして、この方の推薦になられた根拠ですかね。そういったことをご説明いただければなと思います。

○議長（山本政人君） はい、推薦の根拠ですね。

はい、町長。

○町長（田嶋章二君） これは、教育委員会によく事情も聞きまして、そして私も幼少のころから、この方のことをよく存じ上げております。

この方は、保育園の経営もなさっておられ、要するに、幼児教育、そして、またお寺の住職でもございます。非常に人格に長けておられます。いま、ご指摘のあられた苓北中学校の問題については、私も憂慮をしております。

これはしかし、どなたが責任があるのかということよりも、やっぱり全体で、もう少し厳しくすべきだったのではないかと、私は思って、常々教育長はじめ、教育課長にも、サジェスション、提案をしております。

そういったことでですね、今いらっしゃる中では、この方が最適だということで提案をさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

○1番（松本良人君） 私ちょっと、それにあの、できませんか。

○議長（山本政人君） はい、もう、はい、ちょっと待って。

十分質疑もされました。ですね。推薦の根拠。

そういうのも質問をされて、いま、答弁がありました。それで十分だというふうに議長は判断をいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

これから、同意第3号の、教育委員会の委員の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。はい、お願いします。

（議場閉鎖）

○議長（山本政人君） はい、ありがとうございます。

只今の出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、4番、松野重幸君、5番、倉田明君、6番、石田みどり君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（山本政人君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（山本政人君） はい、異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（山口仁人君） 1番、松本良人議員、2番、廣田幸英議員、3番、高戸幸雄議員、4番、松野重幸議員、5番、倉田明議員、6番、石田みどり議員、7番、野崎幸洋議員、8番、浜口雅英議員、9番、田嶋豊昭議員、10番、山下時義議員、11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の松野君、倉田君、石田君、開票の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（山本政人君） はい、同意第3号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成10票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第3号、和氣孝友君を教育委員会の委員に任命することについては同意することに決定しました。

-----○-----

日程第14 同意第4号 監査委員の選任について

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、同意第4号、監査委員の選任についてを議題とします。

審議に入ります前に、同意を受ける当事者が、本議場におられますので、地方自治法第117条の除斥の規定によりまして、本件の審議が終了するまでの間、倉田明君の退場を求めます。

倉田君、退場してください。

（5番 倉田明君 退場）

○議長（山本政人君） はい、提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第4号、監査委員の選任についてでございます。

監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、倉田明。

提案理由でございますが、苓北町監査委員を選任するためでございます。

なお、倉田氏の略歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご覧いただき、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから、同意4号の監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。それに、ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

只今の出席議員数は１０名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、７番、野崎幸洋君、８番、浜口雅英君、９番、田嶋豊昭君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（山本政人君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（山本政人君） はい、異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（山口仁人君） １番、松本良人議員、２番、廣田幸英議員、３番、高戸幸雄議員、４番、松野重幸議員、６番、石田みどり議員、７番、野崎幸洋議員、８番、浜口雅英議員、９番、田嶋豊昭議員、１０番、山下時義議員、１１番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の野崎君、浜口君、田嶋君、開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長（山本政人君） はい、同意第４号の投票の結果を報告します。

投票総数１０票、有効投票１０票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成１０票、反対はなし。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第４号、倉田明君を監査委員に選任することについては同意することに決定しました。

○議長（山本政人君） 議場の出入口を開きます。倉田明君の入場を求めます。

(議場開鎖、５番 倉田明君 入場)

—————○—————

日程第１５ 同意第５号 副町長の選任について

○議長（山本政人君） 日程第１５、同意第５号、副町長の選任についてを議題としま

す。

審議に入ります前に、同意を受ける当事者が、本議場におられますので、地方自治法第117条の除斥の対象ではありませんが、本件の審議が終了するまでの間、退場を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

松野君、退場をしてください。

（副町長 松野茂君 退場）

○議長（山本政人君） それでは、提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第5号、副町長の選任についてでございます。

苓北町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、松野茂。

提案理由でございますが、苓北町副町長が平成27年3月31日をもって任期満了となるので、後任の副町長を選任するためでございます。なお、松野氏の略歴については次ページに記載してありますので、ご覧いただき、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

これから、同意第5号の、副町長の選任についてを採決します。この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（山本政人君） 只今の出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、10番、山下時義君、11番、錦戸俊春君、1番、松本良人君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成、反対の方は

反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長(山本政人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) はい、配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(山本政人君) はい、異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(山口仁人君) 1番、松本良人議員、2番、廣田幸英議員、3番、高戸幸雄議員、4番、松野重幸議員、5番、倉田明議員、6番、石田みどり議員、7番、野崎幸洋議員、8番、浜口雅英議員、9番、田嶋豊昭議員、10番、山下時義議員、11番、錦戸俊春議員。

○議長(山本政人君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の、山下君、錦戸君、松本君、開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長(山本政人君) 同意第5号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。有効投票のうち、賛成9票、反対2票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第5号、松野茂君を副町長に選任することについては同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。松野茂君の入場を求めます。

(議場開鎖、副町長 松野茂君 入場)

○議長(山本政人君) はい、ここで、11時まで休憩といたします。

————○————

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

————○————

日程第16 報告第2号 所管事務の調査結果報告について

○議長（山本政人君）　引き続き、本会議を開きます。

日程第16、報告第2号、所管事務の調査結果報告についてを議題といたします。

総務常任委員長ほかから、三常任委員会合同調査報告書の提出がっておりますので、お手元に配布しております。

報告を求めます。総務常任委員長、山下時義君。

○総務常任委員長（山下時義君）　平成27年3月18日、苓北町議会議長、山本政人様。

苓北町議会総務常任委員長、山下時義、建設経済常任委員長、野崎幸洋、町民福祉常任委員長、田嶋豊昭。

三常任委員会合同調査報告書。

三常任委員会は、合同で所管事務の調査研究を行ったので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

記、1、調査事件名、平成26年度各事業の進捗状況等についての現地調査。

2、調査の経過。（1）調査期日、平成27年3月18日水曜日。

（2）調査場所、上津深江港改修工事。上津深江地内、防災ゾーン整備工事。苓北町拠点避難地整備工事（1工区・2工区）。それから、苓北町温泉センター法面復旧工事。次に、苓北ファームハウス。次に、志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事。次に、志岐漁港臨海道路整備工事。

次に、富岡城周辺整備工事。都市再生整備計画の進捗状況等について、企画政策課から説明をいただきました。

1番、二の丸長屋・角櫓、築地塀整備工事。それから2番目に、アダム荒川公園整備工事。次に、百間土手築地塀整備工事。大手門周辺整備工事であります。

（3）出席委員、総務、山下時義委員長、浜口雅英副委員長、廣田幸英委員、倉田明委員。

次に、建設経済、野崎幸洋委員長、松野重幸副委員長、高戸幸雄委員、松本良人委員。

次に、町民福祉、田嶋豊昭委員長、錦戸俊春副委員長、山本政人委員、石田みどり委員であります。

次に、4番目に、委員会書記、山口議会事務局長であります。

3番目に、視察研修の概要等について、各工事現場において、担当課長及び担当者からの工事の進捗状況について説明を受けました。各委員から、完成時期の見込み等に関するおたずね等がありました。

意見として、苓北町拠点避難地の排水については、より経済的な方法・工法を検討され調整池を築造されるよう要望するというようなことでございます。

ここですね、委員会の内容で、ちょっとお願いがあります。

各課長はですね、自分の担当する課の問題については、先ほども申し上げましたが、設計書をよく吟味されて、経費あれこれ、マッチしているのかどうか、そして、議会等で説明をされる場合には、みんながよく理解されるような方法でお願いしたいというようなことで、要望をする次第でございます。

以上、報告を終わります。

○議長（山本政人君） これで、所管事務の調査結果報告についてを終わります。

-----○-----

日程第１７ 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 日程第１７、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会広報委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査をすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第１８ 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程１８、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成２７年第２回荅北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午前１１時０８分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員